

「“強くてしなやかな”静岡」の実現

静岡市国土強靱化地域計画

令和2年11月
(令和3年10月改定)



目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 本市における国土強靱化に向けたこれまでの取組・・・・・・・・ P1
- 2 国土強靱化地域計画策定の趣旨・・・・・・・・ P1
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・ P3
- 4 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係・・・・・・・・ P4
- 5 国土強靱化地域計画と地域防災計画の違い・・・・・・・・ P5
- 6 基本理念・・・・・・・・ P6
- 7 基本目標・・・・・・・・ P6
- 8 静岡市国土強靱化地域計画とSDGs・・・・・・・・ P6
- 9 国土強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・ P7
- 10 特に配慮すべき事項・・・・・・・・ P8
- 11 本計画の全体構成・・・・・・・・ P9

第2章 静岡市の概要

- 1 本市の概況・・・・・・・・ P10
- 2 過去の災害履歴・・・・・・・・ P11

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価とは・・・・・・・・ P14
- 2 対象とする災害・・・・・・・・ P14
- 3 リスクシナリオ設定・・・・・・・・ P15
- 4 脆弱性評価を踏まえた強靱化に向けた課題・・・・・・・・ P17

第4章 国土強靱化の推進方針

- 1 施策の分野・・・・・・・・ P23
- 2 施策分野ごとの推進方針・・・・・・・・ P23

第5章 計画の推進

- 1 市の他の計画などの見直し・・・・・・・・ P31
- 2 本計画の見直し・・・・・・・・ P31
- 3 具体の取組の推進・・・・・・・・ P31
- 4 プログラムの重点化・・・・・・・・ P31

第6章 重点プログラムの推進のための主要な取組・・・・・・・・ P35

第7章 先進取組と事業実施状況及び国土強靱化指数

- 1 先進取組と事業実施・・・・・・・・ P47
- 2 国土強靱化指数と指標化する項目・・・・・・・・ P47
- 3 国土強靱化指数から見る事業実施状況及び今後の事業展開・・・・・・・・ P54
- 4 行政・市民のメリット及び期待される効果・・・・・・・・ P55

別紙 プログラムごとの脆弱性評価結果・・・・・・・・ P56

別紙 静岡市国土強靱化地域計画【概要版】・・・・・・・・ P98

別冊 「静岡市国土強靱化地域計画推進のための取組」（具体事業箇所）

第1章 基本的な考え方

1 本市における国土強靱化に向けたこれまでの取組

本市は、温暖な気候と南アルプスや駿河湾などの豊かな自然環境を背景に、全国有数の快適な生活環境を有するとともに、今川氏や大御所時代の徳川家康公の城下町として発展し、成長を遂げてきた。

また、国際港湾拠点として指定され、日本三大美港の一つとされる清水港は、国際物流拠点としての一面だけでなく、近年ではクルーズ客船の寄港が増加し、清水港周辺の賑わいをもたらしており、さらに、海洋文化拠点施設の整備構想が持ち上がるなど、清水港を中心としたウォーターフロントエリアでは、国際海洋文化都市を目指したまちづくりを行っている。

一方、過去には、昭和49年に発生した「七夕豪雨」により、巴川が氾濫し、市内の多くの家屋が浸水し、さらに、由比地域においては、大規模な土砂崩れが発生するなど、市内全域が甚大な被害に見舞われている。

本市は、このような大規模な災害を機に、「大谷川放水路」や「麻機遊水地」を整備し、巴川流域での浸水被害を軽減するとともに、由比地域において国直轄の地すべり工事を大規模かつ長期間にわたり実施し、我が国の重要な交通の大動脈である東名高速道路、国道1号、JR東海道線を地すべり災害から守り続けている。

また、東日本大震災における甚大な津波被害を契機とし、静岡県は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を含め、今後の地震・津波対策の基礎資料とする「静岡県第4次地震被害想定」を公表しているが、その想定では、沿岸地域の津波浸水、建物倒壊や火災延焼などによる被害が想定されている。

そこで、本市は、平成25年度に「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」を策定し、新たな津波被害想定への対策と災害対応力の強化など、津波から命を守るための施設整備や、住宅の耐震化、地域防災力の向上などを行ってきた。

さらに、この「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」を総合的かつ着実に推進し、特に沿岸部にお住いの市民の皆様の安全・安心な暮らしを守り、地域の賑わいと活気を保つために、平成28年度に「静岡市津波防災地域づくり推進計画」を策定し、津波防災地域づくりを推進するための地域別方針を定め、地域の特性と課題に応じた取組を行っている。

2 国土強靱化地域計画策定の趣旨

(1) 国土強靱化の趣旨

「国土強靱化」とは、大規模自然災害などに備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総

合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくりと地域づくりを推進するものである。

つまり、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、将来をも見据えながら行っていくものである。

(2) 国土強靱化基本計画

平成 25 年 12 月 11 日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、国は、基本法第 10 条第 1 項の規定に基づき、国土強靱化の基本方針や国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化基本計画」という。)を、平成 26 年 6 月に閣議決定し、国土強靱化基本計画の変更について平成 30 年 12 月に閣議決定している。

この国土強靱化基本計画は、他の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものであり、以下の事項について定めている。

- 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- 二 国土強靱化に関する施策の政策に係る基本的な指針
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 静岡県国土強靱化地域計画

静岡県は、日本の中心部に位置し、東名高速道路や東海道新幹線、東海道本線をはじめとした日本の基幹的な東西交通ネットワークが集中しており、大規模地震が発生した時などには、日本経済に壊滅的な打撃を与えることが想定される。県は、静岡県を強靱化することが、日本全体の経済活動や首都機能の維持などにつながるとして、「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」や「地震・津波対策アクションプログラム 2013」などの、国土強靱化に先駆けた従来の取組を評価したうえで、基本法第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 4 月静岡県の国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「静岡県国土強靱化地域計画」を策定、令和 2 年 3 月に改訂を行っている。

3 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」第 13 条の規定に基づき、国の基本計画との調和を保ち、静岡県 の策定した地域計画とも調和を図りながら、本市の各部署等が連携を図り、計画を作る段階から横断的な視点を持ち、それぞれの意見を出し合って内容を決め、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置づけるものである。

国（国土強靱化基本計画）

国土強靱化の理念

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

- i 直接死を最大限防ぐ
- ii 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- iii 必要不可欠な行政機能は確保する
- iv 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- v 経済活動を機能不全に陥らせない
- vi ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- vii 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- viii 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

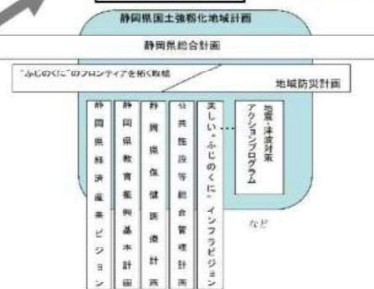
各地域においては、これらの**基本的な方針等との調和の確保**に留意しつつ、**地域の特性**を踏まえ、地域の強靱化の基本的な方針を定めることが望まれる。

地方公共団体、特に市町村は、基本的な方針を定める際には、**都道府県の地域計画との調和に留意**が必要。また、**類似の地方公共団体の地域計画を参考**とすることも有効。

展開方向と調和

・静岡県国土強靱化地域計画「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画」
⇒基本理念、基本目標のほか、計画の構成、章立て、ただでなく、特に、「事前に備えるべき目標とリスクシナリオ」と調和、整合を図った。

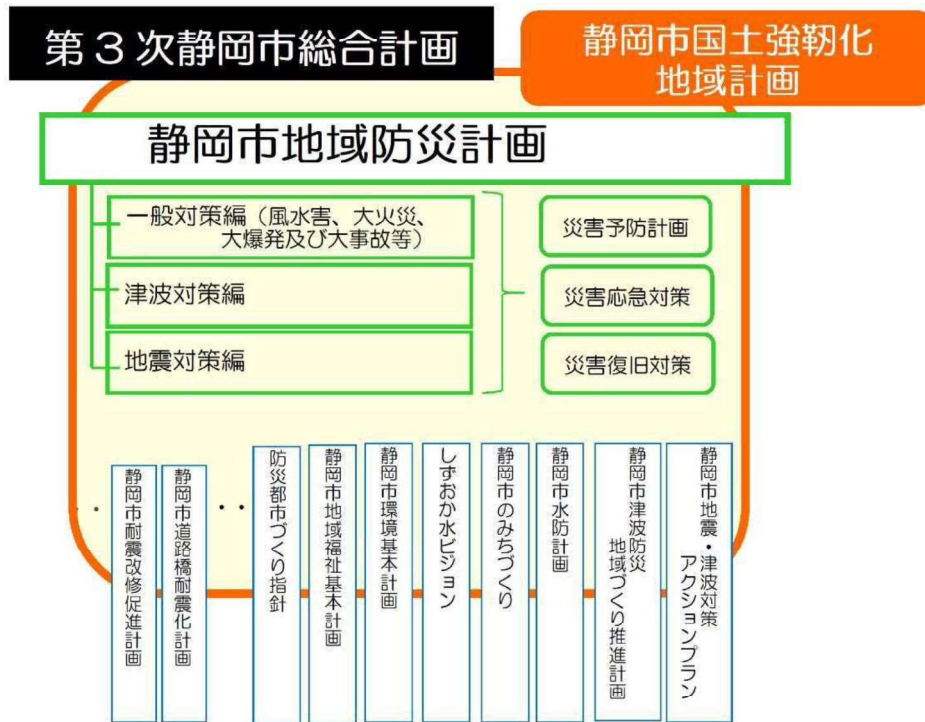
静岡県（地域計画）



静岡市（地域計画）



また、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本市で想定される災害種別として「一般対策編（風水害、大火災、大爆発及び大事故等）」、「地震対策編」、「津波対策編」に分け、「災害予防計画」、「災害応急対策」、「災害復旧計画」に係る事務・業務について総合的に定めた静岡市地域防災計画等を踏まえ、災害リスクを特定・評価し、それに対応する施策を位置付け推進する。



4 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通するが、下記の違いがある。

| | |
|-------|--|
| 国土強靱化 | あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもの |
| 防災 | 地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応をとりまとめるもの |

国土強靱化地域計画は、最悪の事態を起こさない（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開する方向性・内容・取組をとりまとめたものであり、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを平時から構築することを目指す計画である。

5 国土強靱化地域計画と地域防災計画の違い

静岡県国土強靱化地域計画の概要

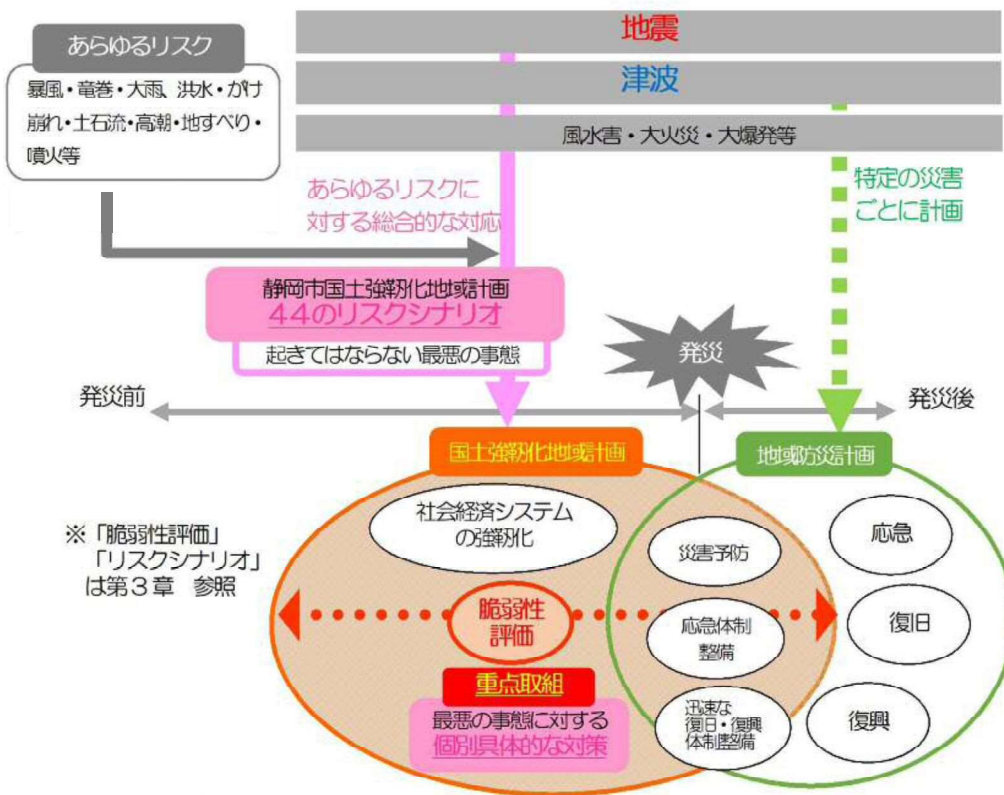
大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、**強靱な地域づくり**を推進

- ・地震や津波などあらゆるリスクを見据える
- ・最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を事前につくりあげていく

静岡市地域防災計画の概要

- ①災害の予防と災害時の対策→総合的な対策の大綱
- ②市民の生命、身体及び財産を災害から守る
- ③被災者の生活再建や都市基盤の復旧、社会経済活動の平常化を図る
- ④迅速かつ円滑に復旧・復興を進めるための条件づくり

- ・地震や津波など**災害を特定**
- ・災害ごと対応をとりまとめる



| | 国土強靱化地域計画 | 地域防災計画 |
|-------------|--|--------------------------|
| 検討アプローチ | 地域で想定される自然災害全般（複数災害の複数発生考慮） | 災害の種類ごと |
| 主な対象フェーズ | 発災前～復興【全体】 主な対象は 発災前 | 応急・復旧・復興 主な対象は発災時・発災後 |
| 掲載内容 | 災害に対する横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策群）の方針、目標を定めた個別具体的な 実行計画 | 市域全域の防災対策（具体、詳細施策の記載少） |
| 施策の設定方法 | 脆弱性評価、リスクシナリオ に合わせた施策 | — |
| 対策の推進方法 | 強靱化の推進方法、 数値目標 等による強固な推進体制 | — |
| 重点取組 | ○ | — |

6 基本理念

本市では、国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据え、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定とそれに備える様々な事業を実施することにより、「強くてしなやかな」静岡実現を理念とし、「安全・安心をみんなで創る、強くしなやかで持続可能なまち」を目指すものとする。

7 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を果たすこと

を基本目標とする。

なお、国土強靱化に関する施策の推進にあたっては、国の「国土強靱化基本計画」に定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」（P7 第1章 9参照）、「特に配慮すべき事項」（P8 第1章 10参照）に則りつつ、「静岡県国土強靱化地域計画」との調和を図りながら取り組むこととする。

8 静岡市国土強靱化地域計画とSDGs

SDGsは、2015年国連サミットで採択された、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）であり、「誰一人取り残さない」理念のもと、全ての国や地域が取り組む共通の目標である。

このため、本計画においては、強靱なまちづくりを進めるうえでSDGsゴール11を特に意識し、都市の持続可能な発展（産業・経済の振興）、暮らしの充実（安全・安心の確保）、被災時からの復興をより強固に図る。さらに、市民、企業、団体など様々なステークホルダーと連携し、「世界に輝く静岡」の実現を確たるものにしていく。



静岡市は世界標準のまちづくりを進めています。

9 国土強靱化を推進する上での基本的な方針（国土強靱化基本計画から引用、一部追記）

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりについて、東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する風水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の（１）～（４）の方針に基づき推進する。

なお、国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大や原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性が高まっていることや、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発していること、ひとたび、大規模な自然災害が発生すれば、国土の広範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、まずは大規模な自然災害を対象とすることとした。

（１）国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM(Evidence-based Policymaking:証拠に基づく政策立案)概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点をもち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせる効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人、性的少数者等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

10 特に配慮すべき事項（国土強靱化基本計画から引用）

(1) 長期的な効率性や合理性の確保を意図した対策

平時のみを念頭に置いた過剰な経済合理性の追求は、大規模自然災害時における社会基盤システムの脆弱性に直結することから、国土強靱化の推進にあたっては、長期的な効率性や合理性の確保など総合的な視点に立った施策に取り組むこととする。

(2) 官民連携の促進と民間事業者のスキル・ノウハウの活用

国土強靱化を果たすためには、国や地方公共団体のみならず、電気、ガス、交通など、ライフラインの供給を行う民間企業の主体的な取組が必要となる。このため、民間事業者への情報の提供と共有を図るとともに、国土強靱化に資する自主的な設備投資などを促すなど、官と民が適切に連携し、役割分担して推進するものとする。

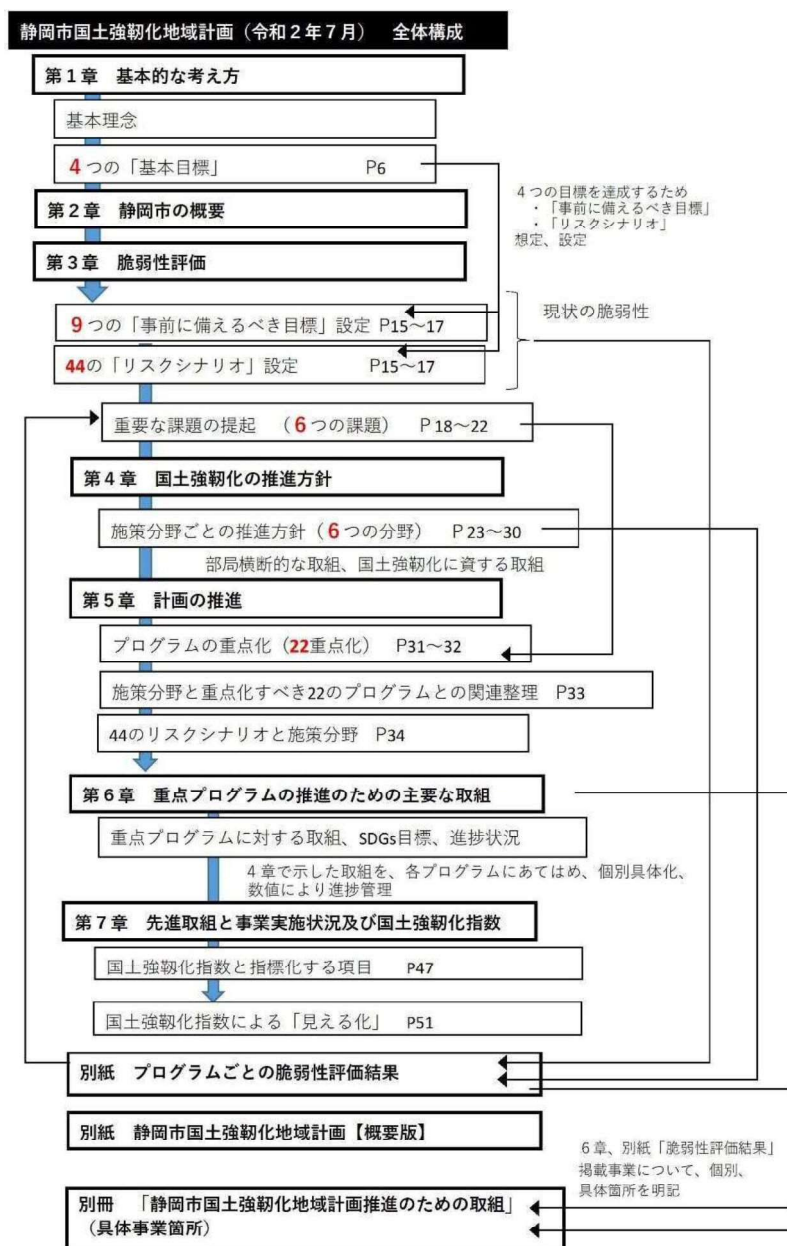
(3) リスクコミュニケーションと人材等の育成

国土強靱化の担い手は市民一人ひとりであり、市民と行政とが双方向

であらゆるリスクに関するコミュニケーションを図り、市民自らが地域の強靱化について考え、災害によるストレスへの対処法を知る必要があることから、地域社会、行政機関、企業、団体等における防災分野の人材育成・確保等を推進するものとする。

11 本計画の全体構成

本計画は、章ごとに内容詳細の記載をしているが、一つの章で完結せず、複数の章に係る内容も含まれ、関連性やプロセスが分かりにくいことから、記載内容、構成、流れについて、下記の概念図に記した。



第2章 静岡市の概要

1 本市の概況

(1) 地勢

本市は、南に駿河湾、北に南アルプスの3,000m級の高峰を擁し、首都圏と中京圏の間であり、長野県と山梨県に接する位置にある。

市域の総面積のうち、約76%を森林が占めており、北部を南流する大井川の上流部、市域の中央部を南流する安倍川及びその支流、長尾川を含む巴川、市域の東部に位置する蒲原地区の東側には沖積低地等の平坦地は僅かしかない。市域の総面積から森林面積を差し引いた可住地面積は約23%である。

気候は温暖であり、年平均気温は平野部で16.5℃となり、年平均降水量は2,324.9mm、日照時間は2,099.0時間である。日照時間の割に雨量が比較的多いが、雪は少なく穏やかな気候を特徴としている。

(2) 人口

本市の総人口は、令和2年4月1日現在の住民基本台帳によると、696,367人である。

年齢別人口では、年少人口（15歳未満）は79,997人、生産年齢人口（15歳～64歳）は406,040人でともに減少傾向にある。

一方、老年人口（65歳以上）は210,330人で増加傾向にある。

(3) 建物

令和2年1月1日現在の本市の建物棟数は、課税家屋総数は約34万1千棟であり、このうち約7割が木造住宅となっている。

また、本市には、デパート、映画館、旅館、遊技場等の不特定多数の人々が利用する施設（特定用途防火対象物）が多数あり、高さが31mを超える建築物も複数ある。

このような都市空間の高度利用を目的として、高層建築の発展とともに、地下の利用も促進され、いわゆる地下街といわれる街形態を形成している。地下街は毎日多数の人々が通路として利用し、又はショッピングに、飲食にと多様な目的をもって流入し、新たな都市型の危険要因を生み出している。

(4) 道路

本市内の道路は、高速自動車道3路線（東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道）約87km、直轄国道2路線（1号、52号）約80km、一般国道3路線（149号、150号、362号）約55km、県道35路線約457km、市道10,522路線約2,846km、総延長3,525kmとなっている。

(5) 道路橋

本市管理道路橋は、2,610橋（平成31年3月末時点）

(6) 鉄道

本市内を通る鉄道は、東海道新幹線、東海道本線及び私鉄の静岡鉄道(静岡清水線)、大井川鐵道(井川線)である。

県庁所在地である本市は、行政及び商業の中心として県内でも重要な位置を占めており、鉄道利用者の一日の乗車人数は JR 東海道本線が約 10 万人、静岡清水線が約 3 万人である。

2 過去の災害履歴

(1) 主な地震被害

| 発生年月日 | 震央 | 規模 M | 主な被害地域 | 静岡市の被害概要 |
|-----------------------------|----------|------|-----------------------------|---|
| 宝永4年 (1707年) 10月28日 | 東海道南海道沖 | 8.4 | 東海道畿内南海道及東山両道の一部 <宝永地震> | 駿府・清水・興津などで大被害、沿岸一帯に津波被害、山間部に山崩れ。被災地域全滅の被害死 4,900 人、潰家 29,000 棟 |
| 安政元年 (1854年) 12月23日 | 東海道沖 | 8.4 | 東海東山南海諸道 <安政東海地震> | 全域で震害が発生。静岡で延焼・地盤の液状化・山崩れ・地盤崩壊、清水や由比で海岸隆起、蒲原では地割から砂水噴出等観測。 駿府(静岡市街)では地震に伴う火災で約 600 戸焼失、死者 51 人。 沿岸部に大津波。高さは興津 3m、江尻 4.2m、入江 5.7m、清水 3~2.5m、折戸 2m、三保 3.1~6m、根古屋 5m、下島 4.5m、用宗 4.5m |
| 昭和 10 年 (1935年) 7月11日 | 静岡市南部 | 6.6 | 静岡・清水市 <静岡強震> | 有度山麓一帯で被害大。清水港の岸壁と倉庫が大破。死者 9 人、全壊 814 棟、半壊 3,077 棟 |
| 昭和 19 年 (1944年) 12月7日 | 東南海・沖 | 8.3 | 東海近畿諸県 <東南海地震> | 清水(辻、江尻、入江、岡、清水、不二見、駒越、三保)で死者 19 人、重傷 16 人、軽傷 85 人。 袖師、興津も含め全半壊家屋多数。 津波による陸上への浸水は無し。 |
| 昭和 35 年 (1960年) 5月24日 | 南米チリ沖 | 8.5 | 伊豆南岸・清水に津波被害 <チリ地震津波> | 折戸湾で木材流失、カキ、養殖真珠に被害、清水で床下浸水 150 戸。 津波の高さは 1.3m 程度。 |
| 昭和 40 年 (1965年) 4月20日 | 焼津市付近 | 6.1 | 清水市 | 清水市飯田・高部で軽微な被害。死者 2 人、負傷者 4 人。 |
| 平成 21 年 (2009年) 8月11日 | 駿河湾御前崎沖 | 6.5 | 静岡・ <静岡震災> | 静岡市域では、震度 5 強の揺れ。死者 1 人、負傷者 169 人 |
| 平成 23 年 (2011年) 3月11日 | 東北地方太平洋沖 | 9.0 | 岩手・宮城・福島など東日本一帯 <東日本大震災> | 静岡市域では震度 4 の揺れ。清水港において最大 93cm の津波を観測。 |

(2) 主な水害

| 発生年月日 | 原因となった現象 | 記事 |
|---------------------------------|----------------------------|--|
| 昭和 49 年 (1974 年) 7 月 7 日 | 台風第 8 号と 梅雨前線 (七夕豪雨) | <ul style="list-style-type: none"> ・静岡の 7 月 8 日の日雨量は 279mm ・被害は静岡中央署内で死者 16 人、負傷者 16 人、行方不明 2 人、全壊 31 戸、半壊 43 戸、流失 3 戸、床上浸水 7,316 戸、床下浸水 13,024 戸、田畑冠水 3,140ha、決壊道路 79 か所、決壊橋 7 か所、決壊堤防 14 か所、山崩れ 95 か所 ・静岡南署管内では死者 4 人、負傷者 2 人、全壊 2 戸、床上浸水 2,513 戸、床下浸水 1,384 戸 |
| 平成 15 年 (2003 年) 7 月 4 日 | 梅雨前線 | <ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線の活動が活発となり、静岡市で大雨 ・静岡地方気象台の 1 時間降水量は 113.0mm で観測史上最多 ・短時間降雨に起因する内水氾濫、累加雨量に起因する土砂災害のいずれも、市内各地で多発 |
| 平成 16 年 (2004 年) 6 月 30 日 | 局地的な 前線 | <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市の平野部で未明から昼過ぎにかけて大雨 ・静岡地方気象台の日降水量は 368.0mm で観測史上最多 ・低地での浸水が相次ぎ、通勤時間と重なったことから市内の交通網に混乱 |
| 平成 23 年 (2011 年) 9 月 | 台風第 12 号 及び第 15 号 | <ul style="list-style-type: none"> ・台風第 12 号は動きが非常に遅く、同じ場所に長時間にわたって雨雲がとどまったため、当市の山間部を中心に 6 日間にわたって降雨が継続 ・台風第 15 号は 9 月 21 日に浜松市付近に上陸した後、本市を縦断。井川観測点での日最大風速は 12.4m/s、日最大瞬間風速は 29.2m/s で観測史上最大 ・これらの台風を含めた井川観測点での年間降水量は観測史上最多の 5241.0mm、月降水量は同じく観測史上最多の 1634.0mm ・山間地では記録的な大雨と暴風により土砂崩れが多発 |
| 平成 26 年 (2014 年) 10 月 6 日 | 台風第 18 号 | <ul style="list-style-type: none"> ・最大 1 時間降水量は鍵穴観測点で 87.0mm、最大 24 時間降水量は鍵穴観測点で 402.0mm、清水観測点では 398.5mm と、いずれも観測史上最大 ・清水区の巴川沿いを中心に低地での浸水が多発 |
| 令和元年 (2019 年) 10 月 12 日 | 台風第 19 号 | <ul style="list-style-type: none"> ・最大 1 時間降水量は梅ヶ島観測点で 71.0mm、最大 24 時間降水量は 681.0mm、和田島観測点では 514.0mm と、いずれも観測史上最大 ・静岡県含め 7 都県で大雨特別警報が発表(静岡市内は未発表)されるなど、これまでに経験したことのない大雨が観測 ・市内各地において土砂崩れ、道路決壊等が多発 |

(3) 主な土砂災害

| 発生年月日 | 地名 | 記事 |
|---------------------------------|-------------|---|
| 昭和 36 年 (1961 年) 3 月 14 日 | 庵原郡 由比町 | <ul style="list-style-type: none"> ・太平洋岸の低気圧による雨のため、寺尾山付近で広範囲に地すべり ・耕地約 10ha が埋没、蜜柑などに多大の被害があり、地すべり防止構造物の大部分を破壊 |
| 昭和 41 年 (1966 年) 9 月 25 日 | 安倍郡 梅ヶ島村 | <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 41 年 9 月 25 日に静岡県に上陸した台風 26 号は、安倍川上流域に異常な豪雨をもたらした。 ・梅ヶ島温泉（現：静岡市葵区）では、25 日午前 0 時ごろ突然土石流が発生し、旅館など 11 軒の家が壊され、26 人もの死者を出した。そのほか、道路や農作物、山林などにも大きな被害を出した。 |
| 昭和 46 年 (1971 年) 7 月 5 日 | 静岡市 石部地内 | <ul style="list-style-type: none"> ・国道 150 号静岡市石部地内の道路において、第 5 洞門の上高さ 50m ないし 100m、幅約 45m が滑落し、岩塊を含む土石約 3,000m³ が国道を埋め、一部は洞門を超えて海中に到達 ・通行中の乗用車 1 台が埋没し、死者 1 人。1 年間にわたり通行不能 |
| 昭和 49 年 (1974 年) 7 月 7 日 | 庵原郡 由比町 | <ul style="list-style-type: none"> ・台風・梅雨前線による豪雨により、由比（濁り沢他 12 箇所）で地すべりや山腹崩壊が発生し、東海道本線・国道 1 号・人家等が被災 ・地すべり・崩壊 14.3ha、人家全壊 7 棟、人家半壊 32 棟、国道 1 号通行止め 23 日、東海道線不通 123 時間 |
| 平成 26 年 (2014 年) 10 月 6 日 | 静岡市 清水区 | <ul style="list-style-type: none"> ・台風第 18 号の大雨により、東海道本線由比～興津間にある洞トンネルの東京方坑口付近で斜面が崩落し、東海道本線と国道 1 号が不通 ・国道 1 号は 10 月 7 日に通行止め解除、東海道本線は 10 月 16 日に運転再開 |

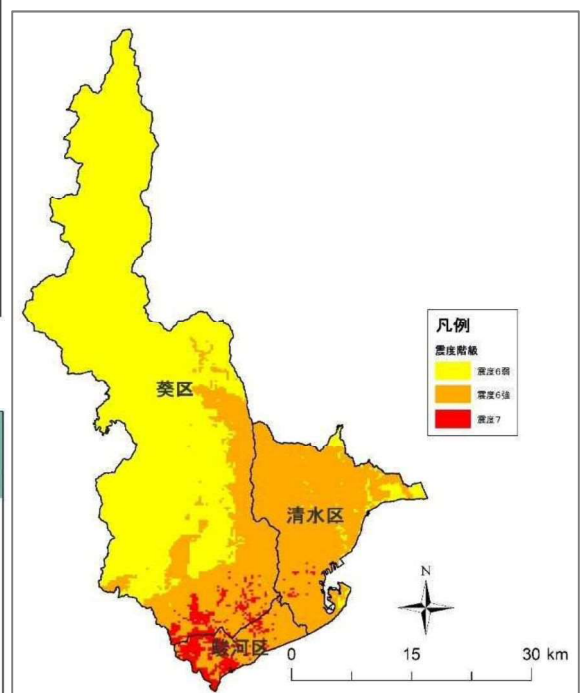
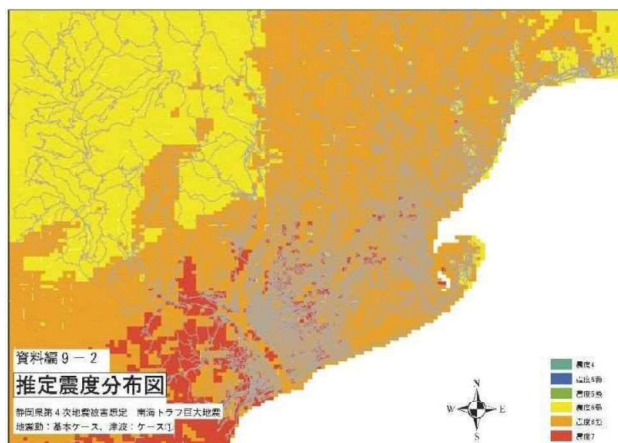
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価とは

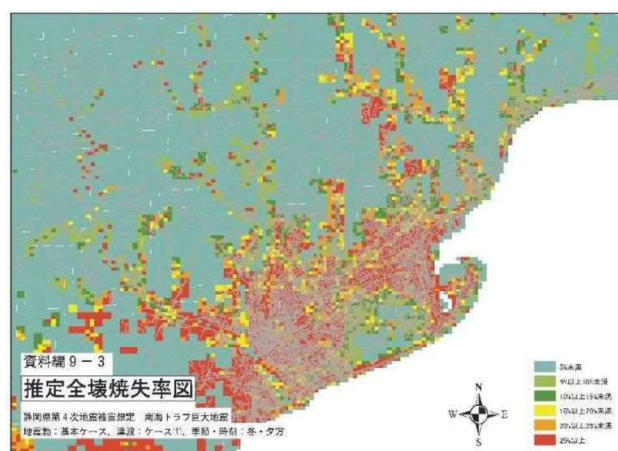
脆弱性評価は、4つの基本目標を達成するため、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなるものとして「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を想定・設定し、リスクシナリオごとに本市の防災・減災、その他迅速な復旧・復興等に資する施策を整理して、リスクを避けるための施策の有無や偏り、その進捗状況等を総合的かつ客観的に評価することによって課題を洗い出すことである。

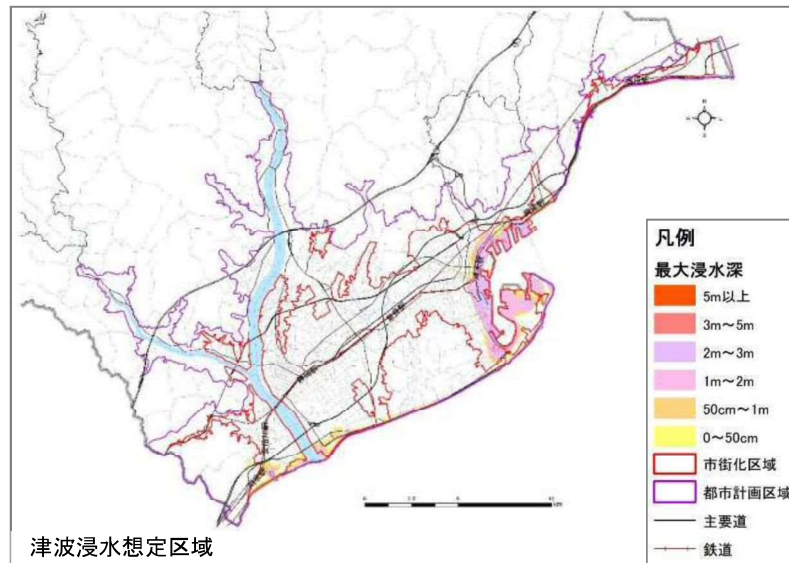
2 対象とする災害

自然災害の中で、本市地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」における地震・津波を中心に、台風・豪雨等による風水害やそれに伴う感染症対策、土砂災害等を含めた大規模自然災害を対象とする。

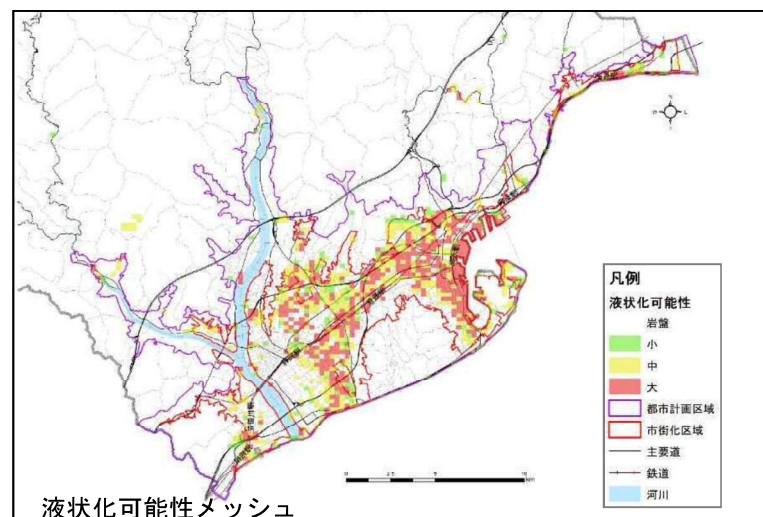


震度分布図（南海トラフ巨大地震 基本ケース）





静岡県第4次地震被害想定



静岡県第4次地震被害想定

3 リスクシナリオ設定

対象とする災害を踏まえ、国及び静岡県で設定されたリスクシナリオを基本としつつ、本市の地域特性や基礎自治体としての役割を踏まえ、9つの「事前に備えるべき目標」と44の「リスクシナリオ」を以下のとおり整理・設定した。

なお、脆弱性評価にあたっては、投入される人材その他の必要な資機材、装備品等も含め、必要数の検討等を行った上で、実施することとする。

【リスクシナリオ一覧】

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|---|------------------------|---|
| 1 大規模自然災害が発生した時でも、人命の保護が最大限図られる。 | 1-1 | 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 |
| | 1-2 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 |
| | 1-3 | 台風、豪雨などによる広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生 |
| | 1-4 | 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 |
| | 1-5 | 情報伝達の不備や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生 |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。 | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の停止 |
| | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| | 2-3 | 消防・警察・自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | 2-4 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 |
| | 2-5 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足 |
| | 2-6 | 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、医療機能の麻痺 |
| | 2-7 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| | 2-8 | 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態 |
| | 2-9 | 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態 |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。 | 3-1 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| | 3-2 | 津波等の被災による現清水庁舎の機能の停止 |
| 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。 | 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| | 4-2 | 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要伝達の不備 |
| 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。 | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による経済活動の停滞 |
| | 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |
| | 5-3 | コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| | 5-4 | 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止 |
| | 5-5 | 食料等の安定供給の停滞 |
| | 5-6 | 観光業、商業、農業、漁業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞 |

| | | |
|--|-----|---|
| 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最小限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。 | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガス等のライフライン及びサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止 |
| | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | 6-3 | 汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止 |
| | 6-4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| | 6-5 | 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化 |
| | 6-6 | 被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生 |
| 7 制御不能な二次災害を発生させない。 | 7-1 | 市街地での大規模火災の発生 |
| | 7-2 | 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 |
| | 7-3 | ダム、河川、水路、ため池等の損壊、機能不全による二次災害の発生 |
| | 7-4 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| | 7-5 | 風評被害等による地域経済等への甚大な影響 |
| 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。 | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-2 | 道路啓開等の復旧・復興を担う人材・資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-3 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-4 | 緊急輸送路、鉄道等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-5 | 広域、長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-6 | 被災者の住居や職の確保ができず、生活再建が大幅に遅れる事態 |
| | 8-7 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化的衰退・喪失 |
| | 8-8 | 境界情報の消失、事業用地の確保・遅延等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| 9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり | 9-1 | 人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態 |

4 脆弱性評価を踏まえた強靱化に向けた課題

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために必要な、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する施策群を「プログラム」として整理し、プログラムごとの現状の脆弱性を別紙「プログラムごとの脆弱性評価結果」としてまとめた。

この評価結果から、本市の強靱化を図るうえで重要な課題となる次の点を提起する。

(1) 静岡市地震・津波対策アクションプログラムに基づいた人命優先の取組

<課題提起に係る主な脆弱性評価結果>

- 1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
- 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
- 1-3 台風、豪雨などによる広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
- 1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
- 1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生

【重要な課題】

本市では、昭和 51 年の東海地震説の発表以来、同報無線の整備や食料・物資の備蓄、自主防災組織等による防災訓練など、様々な防災対策を着実に進めてきたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災がもたらした未曾有の大災害からの教訓も踏まえ、平成 25 年度に「静岡市地震・津波対策アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）」を策定した。

アクションプログラムでは、人命を守ることを最優先とし、特に発災直後の人命救助の観点から、地震・津波から市民の命を守るための様々な施策が盛り込まれている。

これらの施策には、津波避難タワーの建設や二級河川の河口護岸耐震工事など、被害の最小化を図るための環境整備だけでなく、市民一人一人が、災害時に適切な避難行動が取れるようになるための活動支援などもある。

本市は、「人命優先」の理念が込められたこのアクションプログラムを、国土強靱化地域計画に盛り込み、アクションプログラムの進捗管理を図りながら、人命優先のための新たな事業にも取り組んでいくこととする。

(2) 基幹的交通ネットワークを確保する

<課題提起に係る主な脆弱性評価結果>

- 2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
- 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【重要な課題】

本市は、平成 17 年 4 月に政令指定都市に移行したことから、高速自動車道 3 路線（東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道）、国道 1 号及び国道 52 号、清水港の臨港道路除き、沿岸部から山間部まで国県市道を一体的に整備、管理しているが、地形特性上、沿岸部における津波浸水リスク、山間部における地山崩壊、土砂堆積等のリスクを抱えている。

この広大な市域については「静岡市のみちづくり」に基づき、「命をつなぐみ

ちづくり」・「地震に強い道路整備」・「中山間地域をつなぐ、災害時にも機能する道路整備」・「電柱倒壊など都市災害の防止」等を計画的に推進しており、これらの道路を確実に機能させるためには、「道路構造物維持管理基本方針」に基づき、アセットマネジメントの考え方を取り入れ、ライフサイクルコストの削減、施設の長寿命化、適切な維持管理が必要となる。

また、緊急輸送路等沿線については、建築物等による落下物の対策やブロック塀の耐震化等、被災時に緊急輸送路等の円滑な通行を確保するため緊急輸送ルートを選定した。今後は沿道の建築物等の耐震化を推進していく。

これらの方針、計画、事業実施により、ハード対策としての基幹的交通ネットワーク及びそれらに連結する道路網確保、強靱化を進めている。

また、防災、減災事業を補完するため、津波ガレキ、崩壊土砂、建築物倒壊等による道路閉塞については、ソフト対策として「道路啓開」が必要となる。

「道路啓開」にあたっては、まず「くしの歯」道路網により、救助・救急活動や支援物資の輸送するルートを確認するため、国・県・市・建設業者など「道路啓開」に関する体制整備・強化が必要となる。

国の基幹的かつ大動脈となる東西交通ネットワークが集中する本市では、今後発生する大規模災害発生から想定される、あらゆるリスクに対しても、基幹的交通ネットワークの維持、確保、早期復旧を可能とする、官民一体となった今まで以上に強靱な基幹交通ネットワークの形成、確保が必要となる。

(3) 災害発生時においても、防災拠点などの行政機能や情報通信手段などを確実に確保する

<課題提起に係る主な脆弱性評価結果>

- 3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- 3-2 津波等の被災による現清水庁舎の機能の停止
- 4-2 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要伝達の不備

【重要な課題】

市庁舎などは、大規模自然災害が発生した直後には、被害状況の把握や救助・支援活動、応急復旧、復興などの災害応急活動の中心的拠点となるが、救援物資の配送拠点や仮置き場として使用される公園や、広場などのオープンスペースも重要な防災拠点となる。

このため、このような公共施設は、地域の特性や実情に応じて防災拠点として指定し、必要な配備や整備を行うことが求められ、平常時から災害時の機能発揮を見据えた検討を行う必要がある。

また、市民一人一人に対して、より迅速、確実に災害関連情報を伝達するために、同報無線のデジタル化や、防災ラジオの販売、災害情報共有システムの構築、さらには、防災情報ポータルサイトの開設など、情報インフラの環境変化に応じた新たな情報通信手段を確保し、情報収集・伝達機能の強化を図る必要がある。さらに、携帯電話等が輻輳のために利用できないことが想定されるため、昨今の自然災害対応として避難所・避難地内の住民への情報提供或いは情報収集手段として公衆無線 Wi-Fi などの回線有用性がクローズアップされ、整備・拡充が必要となっていることから、災害対応の強化が望まれる公的な拠点における Wi-Fi 回線確保を推進する必要がある。

(4) 生活・経済活動への影響等を最小化するための機能を確保する

<課題提起に係る主な脆弱性評価結果>

- 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
- 6-3 汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止

【重要な課題】

被災後、平常の生活・経済活動を取り戻すには相当な時間を要することが想定されることから、本市の市民、通勤・通学者、来訪者の生命・身体・財産の保護、住民生活・経済活動への影響、被害等について最小化を図ることが求められる。大規模な災害で公共施設、庁舎、設備及び市職員や事業者が被害を受けても、あらかじめ定めた優先度に沿って復旧作業や通常業務を実施できる体制が必要となる。

このため、災害時などの対応や体制を確立させるため、「BCP(事業継続計画)」等を充実させ、災害発生時に行政と市民・民間との連携により双方の協力体制を強化していく必要がある。

(5) 二次災害を防ぎ迅速な再建・復興を図る

<課題提起に係る主な脆弱性評価結果>

- 7-1 市街地での大規模火災の発生
- 7-2 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
- 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材・資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-5 広域、長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-8 境界情報の消失、事業用地の確保・遅延等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

【重要な課題】

大規模地震等に起因して発生する二次災害として、市街地での大規模火災、

沿線・沿道の建物倒壊による幹線道路の閉塞、津波や土砂災害の発生しない対策を行う必要がある。また、1日でも早く平常の暮らしを取り戻すためには、市民生活を支える重要インフラの機能強化だけでなく迅速な再建・復興を推進するため、持続可能な街づくりを推進するためにも、有事を見据えた平時からの対策を行う必要がある。

(6-1) 「自助」「公助」「共助」を適切に組み合わせる

<課題提起に係る主な脆弱性評価結果>

- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
- 5-5 食料等の安定供給の停滞
- 9-1 人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態 など

【重要な課題】

人命優先の理念を具現化するためには、自分の身を守るための知識や行動の修練を積む「自助」や、公共施設やインフラ施設の耐震化など行政機関が行う「公助」だけでなく、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識を持ち、自主防災組織を中心とした防災訓練や防災資機材の備蓄などの「共助」も重要な要素となる。

国土強靱化の理念である「どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげる」ためには、この「自助」「公助」「共助」が適切に組み合わせられ、市民・地域・行政が様々なかたちで連携・協力しながら、強靱化の輪を広げ、重ねていくことが重要である。

(6-2) 国、県、近隣市町、民間事業者と綿密に連携していく

【重要な課題】

巨大地震など、未曾有の大災害が発生した際には、本市のみならず周辺自治体にも相応の被害が発生することが想定される。そのような広い範囲で災害が起きる場合には、国や県だけでなく、近隣市町や民間事業者とも、支援・受援に関する様々な連携が迅速に行われなければならない。

そのためには、平常時から国、県、近隣市町、民間事業者と綿密に、国土強靱化に関する情報を共有し、協定の締結など、連携確保のための体制を確保しておく必要がある。

このことから、今後も、ライフライン関係事業者や災害時の応援協定を締結している事業者、さらには、国や県とも頻繁に情報交換するとともに、他機関と共同で防災訓練を実施するなど、連携体制の強化を推進していくこととする。

(6-3) 防災・減災のリーダー的人材を育成する

【重要な課題】

災害が発生した場合において、速やか、かつ的確な防災・減災の対応が行えるかどうかは、ひとえにその対応に従事する人材の資質によるところが大きい。このような防災・減災に関する資質については、国や地方自治体などの担当職員だけでなく、地域の防災リーダーやボランティア組織に属する担当者にも求められるものである。

平成15年に開催された中央防災会議の「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」においては、防災に携わる人材として、「a 災害発生後時間経過とともに何が起こるか、自分の周辺で何が起こるかなどを具体的にイメージすることができるイマジネーション能力」、「b 情報不足下、あるいは情報集中下において状況を分析・判断し、理解する能力」、「c 自らの災害に関する知識を有機的に結合し、状況に応じ最適な判断を行い、迅速に行動する能力（状況や意見を伝達するプレゼンテーション能力、連携、助け合いのためのコミュニケーション能力を含む）」の3つの能力が必要であるとしている。

国は、平成25年度より「防災スペシャリスト養成研修」事業を開始し、国や地方公共団体の防災・危機管理のリーダー的人材の育成に取り組んでいるが、本市職員も積極的に研修会に参加するとともに、本市においても、地域の防災リーダーを育成するための各種研修会を開催するなど、民間事業者も含めた地域防災リーダーの資質向上にも努めている。

今後も、このような防災・減災のリーダー的人材を育成するため、研修や訓練手法の開発、防災関係機関間での情報共有、災害対策に関する知識の蓄積や共有化などを推進していくこととする。

第4章 国土強靱化の推進方針

1 施策の分野

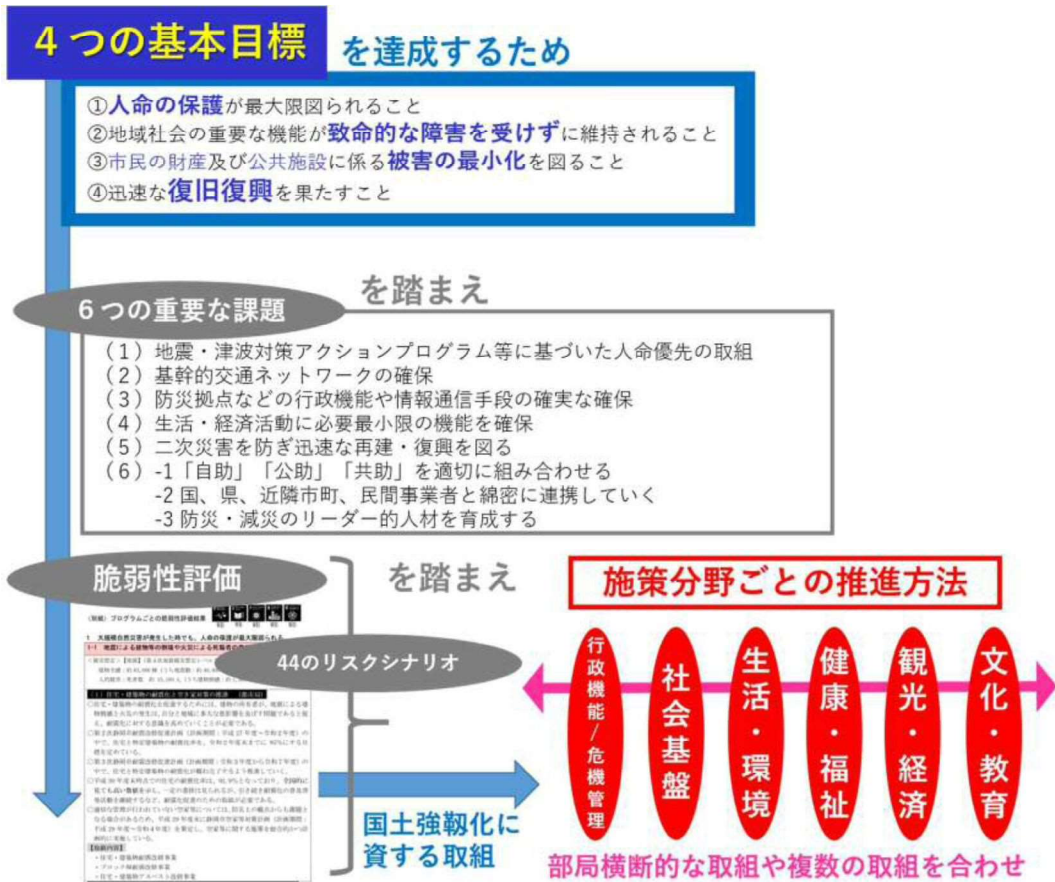
リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するため、部局横断的な取組や複数の取組を合わせた対策もあることから、必要な施策の分野を検討した。

設定にあたっては、「第3次静岡市総合計画」の10の分野、各分野の政策・施策を推進するための2つの視点を参考とし、次のとおり設定した。

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| (1) 行政機能/危機管理 | (3) 生活・環境 | (5) 観光・経済 |
| (2) 社会基盤 | (4) 健康・福祉 | (6) 文化・教育 |

2 施策分野ごとの推進方針

4つの基本目標を達成するため、6つの重要な課題及び脆弱性評価を踏まえ、リスクシナリオを回避する国土強靱化に資する施策に取り組むことが必要である。これら施策について、分野ごとに推進方針、具体的な内容を提起する。



(1) 行政機能/危機管理

<行政機能の業務継続性の確保>

- 大規模災害が発生した時でも、庁舎などが所要の機能を維持するため、耐震性及び耐浪性を備えた庁舎の整備や、防災無線などの情報通信施設、非常用発電機の稼働確保に必要な設備の整備・更新、燃料の確保を進める。
- 静岡市の業務継続計画（BCP）の評価と見直しを行うとともに、必要な物資の備蓄や、重要データのバックアップの確保などに努める。

<アクションプログラムの進捗管理>

- 「静岡市地域防災計画」及び「静岡市津波防災地域づくり推進計画」などに基づくアクションプログラムの進捗管理と、「静岡市危機管理指針」に位置付けられた多様な危機への対応に関する課題の検証を行うとともに、災害対応時の各部各班の役割を、庁内全体に周知徹底する必要がある。

<防災情報の伝達手段の強化>

- 災害時の広報・広聴を充実させるため、防災情報ポータルサイトや災害時情報共有システムを導入し、正確な情報を迅速に市民に送り届ける仕組みを構築する。
また、同報無線のデジタル化に向けた取組を加速化していく。
- 市民への防災情報の伝達手段として、これまでの同報無線や緊急速報メール、防災メールなどに加え、緊急情報防災ラジオの各世帯への販売や、スマートフォンを活用した SNS による双方向通信機能の活用など、防災情報の伝達手段の多様化を図ることとする。SNS の活用として、静岡市 LINE 公式アカウントにより、ワンタップ・ワンクリックで手軽に情報へアクセスを可能とし、プッシュ通知により確実かつダイレクトに市政情報発信等の取組を開始した。

<防災訓練の実施>

- 危機管理にあたる要員を対象とした各種の実践的な訓練を実施することにより、災害時の救援物資の受入体制の確立や初動体制の実効性の確保を図る。

<災害応急対策>

- 災害時の道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時の応援協定を締結する民間団体等との情報交換を密にし、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じた協定内容の見直しを図る。

- 避難所の安全確保を図るため、避難所と緊急避難場所の指定を促進するとともに、避難所運営におけるマニュアルの整備や避難所運営訓練の実施などを行う。
- 新型コロナウイルス感染症などの、感染症の蔓延を防ぐための体制を構築する。また、避難所において、ソーシャルディスタンスを確保する必要があり、避難所が過密状態になることを防ぐため、収容人数分散（人の収容率の軽減）化するためにも住宅の耐震化等を推進し、避難所へ避難することなく自宅に滞在できる人数を増やす必要がある。
- 大規模地震発生時等において、帰宅困難者への事前準備として、交通機関や観光施設、事業所などにおいては、飲料水や食料などの緊急物資の備蓄を促進する。
- 上水道の断水に備え、応急対策施設・設備の整備を進めるとともに、協定団体等と応急給水及び応急復旧に関する協力体制を確立する。
- 遺体に関して適切な対応を行うため、遺体処理計画の策定や広域火葬体制の整備を図る。

<地域防災力の強化>

- 市民の防災意識を高め、防災情報を正しく理解し、適時適切な避難行動ができるよう、出前講座の開催や、広報紙や地域コミュニティ FMなどを活用した啓発活動を行うなどを積極的に行う。
- 家具の固定やガラスの飛散防止、さらには、通電火災を防ぐための感震ブレーカーの設置など、各世帯での防災対策を促進する。
- 市民に対して、7日以上食料、飲料水の備蓄を呼びかけ、普段の生活でできる備蓄方法など市HPを通じて広く周知する。
- 災害発生時に、自らの判断で的確な行動がとれる知識や知恵を持った人材や、次世代の地域防災の担い手などの育成・活用を推進する。
- 地域の防災資機材整備を進めるとともに、地域防災力向上を図るため、地域防災訓練の定期開催や、学校などの地域防災活動への参画を促進する。
- 自主防災組織などの共助による防災活動の推進を図るため、各地区の市民や事業者が行う自発的な防災活動に関する実効性を伴う地区防災計画の策定を促進する。
- 男女共同参画の視点からの防災対策について、関係機関・団体などのネットワーク拡大を図るとともに、地域で活躍できる女性防災リーダーを育成する。
- 外国人住民に対する防災研修の開催などにより、地域防災の担い手となる外国人住民を育成する。

<消防力の充実と強化>

- 発災後の消防、救急需要に的確に対応するため、消防署所の整備、消防車両等の更新及び救急体制の充実と、耐震性防火用貯水槽等の計画的な整備を進めていく。
- 119番通報に迅速かつ的確に対応するため、消防総合情報システム・消防救急デジタル無線の維持管理を適正に行い、安定稼働を継続する。
- 消防広域化により、様々な地域特性がある中で、複雑多様化する災害に対応できるよう、機動力に優れた消防ヘリコプター等を活用した災害対応力の強化を図る。
- 消防団員確保対策事業の一環として、令和2年4月より機能別団員制度を導入し、消防体制の充実及び消防団員の確保に努めるとともに、震災資機材及び被服等の装備品について、更新計画に基づき整備を図る。

(2) 社会基盤

<交通>

- 救急救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行う道路を確保するため、国道1号静岡バイパスや中部横断自動車道などの高規格道路の整備促進と、緊急輸送路機能を補完する道路の整備を進める。
- 輸送ルートの確保に向け、国や県と連携した道路啓開計画の策定や訓練を行う。
- 大規模災害時の、建築物の倒壊などによる道路の閉塞を防ぐため、緊急輸送ルートの沿道建築物の耐震化を促進する。
- 大規模災害時に、電柱の倒壊などによる道路の閉塞を防ぐため、緊急輸送路などにおける無電柱化を進める。
- 道路標識の老朽化対策や、ICTを活用した道路情報の発信など、道路情報の配信システムの充実を図る。
- 広大な中山間地を抱える本市では、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

<水害対策>

- 市内の広域にわたり、甚大な浸水被害をもたらす恐れのある河川の氾濫を防ぐため、河川構造物の耐震化・長寿命化を促進するとともに、麻機遊水地の整備など洪水調整施設の整備を進める。
- 浸水常襲地区においては、雨水管や排水ポンプや雨水貯留施設の整備を進めるほか、適切な土地利用への誘導、乱開発の抑制、森林保全の取組など、ソフト対策も充実させる必要がある。

- 大雨警報などが発表され、市内全域に甚大な浸水被害が発生する恐れがあるときなどに、市民が迅速かつ円滑に避難できるようにするため、浸水想定区域におけるハザードマップの周知徹底を図るとともに、出前講座の際にマイ・タイムラインの作成などを呼びかけ、図上訓練などを実施することにより、地域の防災力を高める。

<津波対策>

- 静岡県第4次地震被害想定で推計した、レベル1の津波を対象に、施設高が不足している箇所について、津波を防御できる高さまで嵩上げする対策を、県とともに進めていく。
- 津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保し、津波が施設を乗り越えた場合にも、粘り強く減災効果を発揮できる構造への改良を行う。
- 市民一人一人に、津波に関する正確な知識や発災時に取るべき行動を理解していただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を実施していく。
- 津波到達時間内に安全に避難できるよう、津波避難タワーや津波避難ビルの指定、避難路の整備等を進める。
- 津波到達までに水門や陸閘などを安全かつ確実に閉鎖できるよう、定期的に陸閘の開閉操作訓練を行う。

<土砂災害防止対策>

- 国が直轄地すべり対策事業を実施している由比地区においては、国道1号、東名高速道路、JR 東海道線といった東西の重要交通網が集中していることから、地すべり防止区域において、地すべり防止施設等の整備の推進体制を構築し、県とともに事業を推進していく。
- 本市には、現在2,039箇所の急傾斜地崩壊危険箇所が点在していることから、県と連携し急傾斜地崩壊防止対策を進めていく。(市としては、広報及び啓蒙活動を実施するとともに、急傾斜地崩壊対策事業の指定基準に該当する地元要望箇所の指定促進を実施していく。)
- 急傾斜地の崩壊等による被害の発生を未然に防止するため、土砂災害防止等施設を自ら設置する市民に対し、その設置費用の一部を助成する。

【助成要件有り】

- 危険ながけ地に近接して建つ住宅を安全な場所へ移転する市民に対して、費用の一部を助成する。【助成要件有り】

<復興計画>

- 本市では復興事前対策として、大規模地震等により被災した市街地の再生を迅速かつ円滑に進めていくために、市民・行政それぞれの役割や行動を示した「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」を策定している。

<地籍調査>

- 大規模災害発生後に土地の境界の復元が迅速に行えるようにするため、境界に関する情報を明確にする地籍調査の促進を図る。

<防災能力向上>

- 地震緊急避難場所としての空間を確保するとともに、防災機能を兼ね備えた道の駅により地域の防災力向上を図る。

(3) 生活・環境

<建築・住宅>

- 大規模地震災害に対して、市民の命を守り、防災機能を高め、復旧を早期実現するため、公共建築物の構造及び非構造部材を含めた耐震化を計画的に推進する。
- 住宅の耐震化は、市民の命を守ることはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、専門家による家屋の無料耐震診断や、耐震補強などへの助成など、主に木造住宅の耐震化を促進する。
- 適切な管理が行われていない空き家は、火災発生などの要因となることも考えられるため、建物所有者等に対する適切な管理の啓発、指導を行うなど、空き家対策を推進する。
- 避難路沿道のブロック塀の撤去・改善に対する助成などにより、避難行動の障害物となる危険性がある沿道のブロック塀の耐震化を促進する。
- 余震などによる二次災害を防ぐため県・各市町と協力し、被災建築物の応急危険度判定の実施体制をより強化する。
- 従来から実施している土地区画整理事業などにより、道路や公園を整備して、災害発生時の円滑な避難に結び付けるほか、木造住宅密集市街地における火災延焼を防ぐためのきめ細かな施策を展開する。

<上下水道>

- 上下水道施設について、計画的な耐震化を引き続き推進していく。

<輸送・交通>

- 災害時には、災害対策の中核機能や、救援・救護、物資輸送などの機能が集積する拠点を形成し、これらの相互連携を可能にする道路・交通インフラ施設の機能強化によって、確実かつ円滑な災害対応を図る。
- 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握し、緊急輸送が円滑に実施されるよう予め運送業者と協定を締結するなど体制の整備に努める。

<廃棄物対策>

- 市民生活の安全・安心の確保や、速やかな復旧・復興が可能となるように、廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための、一般廃棄物処理基本計画の随時見直しや評価・検証を行う必要がある。

<次世代エネルギー>

- 太陽光発電などの自立分散型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を推進するとともに、将来的なエネルギーとしても期待される水素エネルギーなどの利活用にも取り組む。

(4) 健康・福祉

- 災害時に必要となる医薬品等の調達及び供給について、関係機関と連携し、その充実を図る必要がある。
- 災害時における電力途絶に備え、病院などの医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置などを促進する。
- ヘリコプターなどを活用した重症患者の広域医療搬送体制、被災地外からの災害派遣医療チーム (DMAT) などの救護班受け入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく災害時の医療救護体制を整備する。
- 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者を避難させる「福祉避難所」の設置を促進する。

(5) 観光・経済

- 災害発生時の観光客の避難誘導、帰宅支援、外国人観光客への対応などについて行政と観光関係者が連携を図り、観光地の防災対応力を向上させる。
- 大規模災害時の事業所の被災による生産能力の低下を防ぐため、防災・減災対策にかかる助成制度、金融支援制度を確立し、事業者への必要な支援を行う。

- 事業所における事業継続計画（BCP）の策定を促進する。
- 被災者の経済的な生活基盤を確保し、再就職支援が円滑に実施できるよう、静岡労働局、公共職業安定所などの関係機関との連携を強化する。
- 災害発生時における消費者の過剰反応などによる風評被害を防ぐため、正しい情報を迅速に発信できる体制を構築する。

（6）文化・教育

- 身を守る行動のとり方などについて、学校や職場、地域の自主防災組織などを通じ、継続的に防災訓練や防災教育などを推進していくとともに、市民の自発的な行動計画策定を促す必要がある。
- 市の防災部署における防災に関する研修の充実、水防団の充実強化による人材育成や適切な組織体制を構築する。

第5章 計画の推進

1 市の他の計画などの見直し

本計画は、国土強靱化に係る他の計画等を包括することから、各計画の指針となるべきものであるとともに、各分野・各計画を横断、連携した事業状況を評価する計画である。このため、国土強靱化に関する他の計画等を見直しをする際には、市政運営の最も基本となる「第3次静岡市総合計画」や「静岡市地域防災計画」とともに、本計画と整合、調和を図ることとし、必要に応じた内容の修正等を行うものとする。

2 本計画の見直し

本計画は、国の国土強靱化基本計画の見直し時期と整合をとるため、概ね5年を目安とするが、静岡市総合計画と整合を図る必要があること、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮する必要があることから、必要が生じた際には、随時、計画内容の変更検討、見直しを行うこととする。

3 具体の取組の推進

本計画に基づく具体の取組については、「第3次静岡市総合計画」、「静岡市地域防災計画」、「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」等の分野別計画に基づき、計画的に推進するとともに、進捗管理、評価等を行うものとする。

4 プログラムの重点化

限られた予算の中で効率的かつ効果的に国土の強靱化を進めるため、第3章3で設定した「リスクシナリオ」（起きてはならない最悪の事態）について、国や県の方針を参照しつつ、本市の地域特性を鑑み、第3章4で提起した6つの重要な課題に基づき、優先性の高いものを重点化しながら進めるため、44のうちから22の重点化すべきプログラムを設定した。

<重要な課題>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 地震・津波対策アクションプログラム等に基づいた人命優先の取組(2) 基幹的交通ネットワークの確保(3) 防災拠点などの行政機能や情報通信手段の確実な確保(4) 生活・経済活動に必要最小限の機能を確保(5) 二次災害を防ぎ迅速な再建・復興を図る(6) -1 「自助」「公助」「共助」を適切に組み合わせる<li style="padding-left: 20px;">-2 国、県、近隣市町、民間事業者と綿密に連携していく<li style="padding-left: 20px;">-3 防災・減災のリーダー的人材を育成する |
|---|

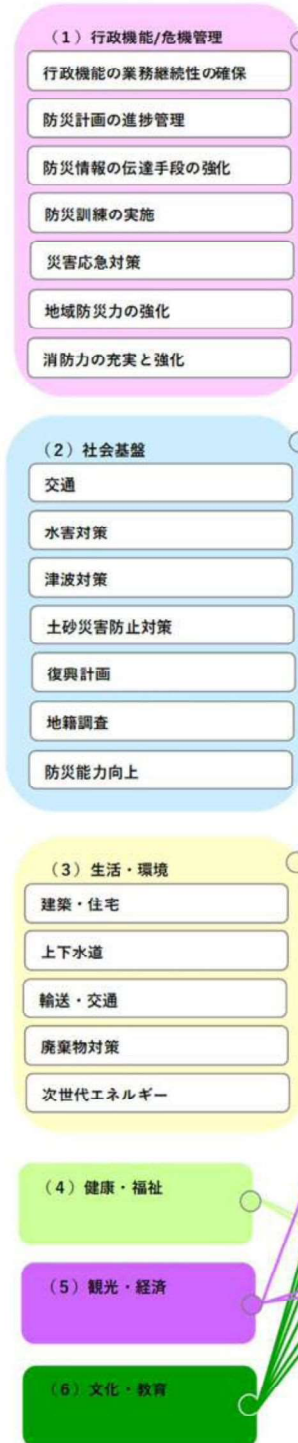
<重要な課題と重点化すべき 22 のプログラム>

| リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態) | | 重要な課題 | | | | | | | | |
|------------------------|---|-------|---|---|---|---|---------|---------|---------|--|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 -1 | 6 -2 | 6 -3 | |
| 1-1 | 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 | ● | | | | | | ● | | |
| 1-2 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 | ● | | | | | | ● | | |
| 1-3 | 台風、豪雨などによる広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生 | ● | | | | | | ● | | |
| 1-4 | 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 | ● | | | | | | ● | | |
| 1-5 | 情報伝達の不備や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生 | ● | | | | | ● | | | |
| 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の停止 | ● | | | | | | ● | | |
| 2-3 | 消防・警察・自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | ● | | | | | | | ● | |
| 2-6 | 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、医療機能の麻痺 | ● | | | | | | ● | | |
| 2-8 | 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態 | ● | | | | | ● | | | |
| 2-9 | 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態 | ● | ● | | | | | ● | | |
| 3-1 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | | | ● | | | ● | | | |
| 3-2 | 津波等の被災による現清水庁舎の機能の停止 | | | ● | | | ● | | | |
| 4-2 | 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要伝達の不備 | | | ● | | | ● | | | |
| 6-2 | 上水道等の長期間にわたる機能停止 | | | | ● | | | ● | | |
| 6-3 | 汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止 | | | | ● | | | ● | | |
| 6-4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 | | | | ● | | | ● | | |
| 7-1 | 市街地での大規模火災の発生 | | | | | ● | ● | | | |
| 7-2 | 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 | | | | | ● | ● | | | |
| 8-2 | 道路啓開等の復旧・復興を担う人材・資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | ● | | | ● | |
| 8-5 | 広域、長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | ● | | ● | | |
| 8-8 | 境界情報の消失、事業用地の確保・遅延等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | ● | ● | | | |
| 9-1 | 人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態 | | | | | | | | ● | |

<施策分野と重点化すべき22のプログラムとの関連整理>

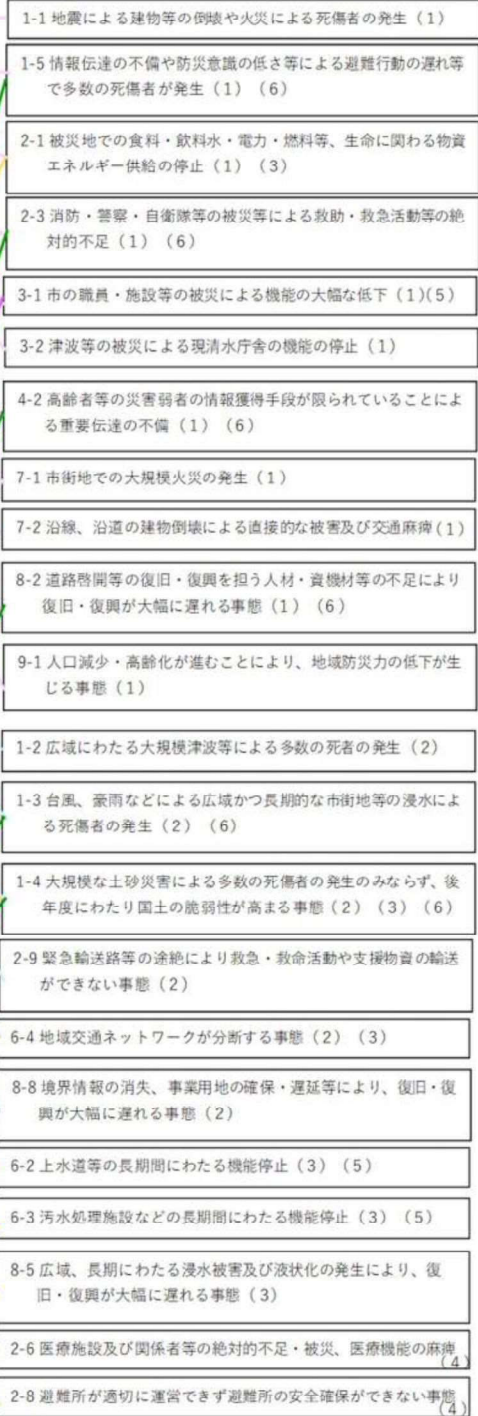
第4章 施策分野と第5章 重点プログラムとの関連性整理

【施策分野】ごとの推進方針（4章）



重点的に取り組むプログラム（5章）

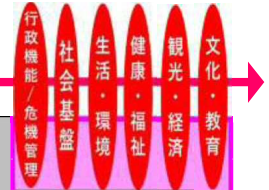
※各リスクシナリオ末尾の（C数字）は、主に関連する施策分野



<44 のリスクシナリオと施策分野>

◆ **44** のリスクシナリオ ■ **6つ** の施策分野
22 の重点的に取り組む (着色シナリオ) 主な該当分野[■]

横断的、複数組合せ



| 起きてはならない最悪の事態【44 リスクシナリオ】 | | 行政機能/危機管理 | 社会基盤 | 生活・環境 | 健康・福祉 | 観光・経済 | 文化・教育 |
|---------------------------|--|-----------|------|-------|-------|-------|-------|
| 1-1 | 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 | ■ | ■ | ■ | | | |
| 1-2 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 | ■ | ■ | | | | |
| 1-3 | 風、豪雨などによる広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生 | ■ | ■ | | | | |
| 1-4 | 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 | | ■ | | | | |
| 1-5 | 情報伝達の不備や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生 | ■ | | | | | ■ |
| 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の停止 | ■ | | ■ | | ■ | |
| 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | ■ | | | | | |
| 2-3 | 消防・警察・自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | ■ | | | | | ■ |
| 2-4 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 | ■ | | | ■ | | |
| 2-5 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足 | | | ■ | | | |
| 2-6 | 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、医療機能の麻痺 | | | | ■ | | |
| 2-7 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | | | | ■ | | |
| 2-8 | 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態 | ■ | | ■ | ■ | | ■ |
| 2-9 | 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態 | | ■ | ■ | | | |
| 3-1 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | ■ | | | | | ■ |
| 3-2 | 津波等の被災による現清水庁舎の機能の停止 | ■ | | | | | |
| 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | ■ | | | | | |
| 4-2 | 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要伝達の不備 | ■ | | | | | |
| 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による経済活動の停滞 | | | | | | ■ |
| 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 | ■ | | | | | ■ |
| 5-3 | コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 | ■ | | | | | |
| 5-4 | 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止 | ■ | ■ | | | | |
| 5-5 | 食料等の安定供給の停滞 | ■ | | | | | |
| 5-6 | 観光業、商業、農業、漁業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞 | | | | | | ■ |
| 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガス等のライフライン及びサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止 | | | ■ | | | |
| 6-2 | 上水道等の長期間にわたる機能停止 | | | ■ | | | |
| 6-3 | 污水处理施設などの長期間にわたる機能停止 | | | ■ | | | |
| 6-4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 | | ■ | ■ | | | |
| 6-5 | 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化 | | | ■ | | | |
| 6-6 | 被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生 | | | | ■ | | ■ |
| 7-1 | 市街地での大規模火災の発生 | ■ | | | | | |
| 7-2 | 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 | | ■ | ■ | | | |
| 7-3 | ダム、河川、水路、ため池等の損壊、機能不全による二次災害の発生 | | | | | | ■ |
| 7-4 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | | | | | | ■ |
| 7-5 | 風評被害等による地域経済等への甚大な影響 | ■ | | | | | ■ |
| 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | ■ | | | |
| 8-2 | 道路啓開等の復旧・復興を担う人材・資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | | ■ |
| 8-3 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ■ | | ■ | | | |
| 8-4 | 緊急輸送路、鉄道等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | ■ | ■ | | | |
| 8-5 | 広域、長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | ■ | | | | |
| 8-6 | 被災者の住居や職の確保ができず、生活再建が大幅に遅れる事態 | | | ■ | | | ■ |
| 8-7 | 貴重な文化財や景観的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・喪失 | | | | | | ■ |
| 8-8 | 境界情報の消失、事業用地の確保・遅延等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | ■ | | | | |
| 9-1 | 人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態 | ■ | | | | | |

第6章 重点プログラムの推進のための主要な取組

22の重点プログラムに関し、「第3次静岡市総合計画」、「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」等により実施している主な取組を例示して掲載するとともに、この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、取組の一層の推進、事業精査、検討に努めるものとする。

また、主な個別の事業については、事業毎に使用している単位、工区割り等に基づき、具体的な箇所名等を、別冊「静岡市国土強靱化地域計画推進のための取組」へ明記することとする。

なお、別冊についてはその具体性・個別性及び社会情勢等に鑑み、適時適切に更新を行うものとする。

※「計画」欄の凡例

3次総：第3次静岡市総合計画

AP：静岡市地震・津波対策アクションプログラム

その他

1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|-------------------------------------|---------------------------------------|--------|---------------|---------------|------------|---------------------------|------------------------|
| 1 | 公共建築物耐震対策推進事業 | (構造耐震対策) 公共建築物の耐震化率 (市基準) | H30年度末 | 96% | 98% | R4年度末 | 3次総 060301 (090301) | 建築総務課 |
| | | (非構造部材耐震対策) 特定天井対策実施件数 | H30年度末 | 16室 (残り8室) | 18室 (残り6室) | R4年度末 | 3次総 060301 (090301) | 建築総務課 |
| | | 長周期地震動対策 | — | — | — | — | 3次総 060301 (090301) | 建築総務課 |
| 2 | 住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震改修事業 | 住宅の耐震化率 | 令和元年度末 | 90.7% | 95.0% | R7年度末 | AP1 | 建築指導課 |
| | | 特定建築物の耐震化率 | H30年度末 | 93.1% | 95.0% | R7年度末 | AP1 | 建築指導課 |
| | | 沿道建築物の耐震化率 | R2年度末 | — | 100% | R12年度 末 | 3次総 060301 (090103) | 建築指導課 |
| | | ブロック崩除却の申請件 数 | H30年度末 | 2,485件 | 200件/年 | R7年度末 | 3次総 060301 (090103) | 建築指導課 |
| 3 | 住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物アスベスト改修事業 | — | H30年度末 | — | — | R4年度末 | その他 | 建築指導課 |
| 4 | 感震ブレーカー設置推進事業 | 市内住宅への感震ブレー カー普及率(設置目標 4,800世帯) | 令和元年度末 | 36% | 100% | R7年度末 | AP4 | 危機管理総室 |
| 5 | 公立小中学校校舎耐震補強事業 | 校舎の耐震化完了 | H30年度末 | 86% | 87% | R4年度末 | AP6-5 | 教育施設課 |
| 6 | 耐震性防火用貯水槽等の整備 | 地震対策用水利設備数 | H30年度末 | 1,170基 | 1,180基 | R4年度末 | 3次総 090304 | 警防課 |
| 7 | 高規格救急自動車資器材の更新事業 | 故障発生件数 | H30年度末 | 0件 | 0件 | R4年度末 | 3次総 090304 | 救急課 |
| 8 | 消防団施設の耐震化事業 | 耐震化率 | H30年度末 | 76.1% | 80.8% | R4年度末 | 3次総 090304 | 財産管理課 |
| 9 | 恩田原・片山土地区画整理事業 | 事業進捗率 | H30年度末 | 5.4% | 100.0% | R8年度末 | 3次総 060202 | 新インター チェンジ 周辺整備課 |

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|------------------|------------------------------------|--------|-----|--------------------|-------|-------------------------|------------------|
| 1 | 海岸保全施設整備事業 | 用宗漁港の津波対策施設 整備率 | R1年度末 | 18% | 100% | R4年度末 | 3次総 020302 AP13-3 | 水産漁港課 |
| 2 | 駿河湾地区地震・高潮対策河川事業 | 浜川水門及び河口護岸 (特殊堤)等の津波対策 工事の完了 | H30年度末 | 25% | 100% | R4年度末 | 3次総 070501 AP14-2 | 河川課 |
| 3 | 陸間改良事業 | 陸間を常時閉鎖とする改 良率 | R1年度末 | 55% | 100% | R4年度末 | AP15-5 | 水産漁港課 |
| 4 | 用宗・由比漁港施設機能強化事業 | 粘り強い構造への改良が 必要な防波堤の整備 | R1年度末 | — | 100% | 長期 | AP21-2 | 水産漁港課 |
| 5 | 雨水管路吐口ゲート設置事業 | ゲート設置工事実施率 | H30年度末 | 0% | 3.2% (1箇所/31箇所) | R4年度末 | 3次総 070501 | 下水道建設課 |
| 6 | 避難誘導標識、誘導灯設置事業 | 避難誘導標識、誘導灯の 整備率 | H30年度末 | 88% | 100% | R4年度末 | AP29 | 危機管理総室 |
| 7 | 津波避難施設整備事業 | 津波避難タワー等整備計 画数 | H30年度末 | 95% | 100% | R2年度末 | AP35-1 | 危機管理総室 |
| 8 | 津波避難ビル追加指定事業 | 津波避難ビル指定計画数 | H30年度末 | 97% | 100% | R4年度末 | AP35-2 | 危機管理総室 |
| 9 | 緊急情報防災ラジオの販売 | 緊急情報防災ラジオの 普及率(34,200台) | R1年度末 | 90% | 100% | R2年度末 | 3次総 090202 AP69-1 | 危機管理総室 |
| 10 | 海岸保全施設整備事業 | 用宗・石部防潮堤等改良 | R1年度末 | — | 100% | 長期 | AP18-3 | 水産漁港課 |

1-3 台風、豪雨などによる広域かつ長期的な市街地等の**浸水**による**死傷者**の発生



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|----------------|---------------------------|--------|----------------------|----------------------|-------|--------------------------|------------------|
| 1 | 雨水幹線・ポンプ場整備事業 | 浸水対策率（対策完了地区数） | H30年度末 | 42.3% (11地区/26地区) | 61.5% (16地区/26地区) | R4年度末 | 3次総 070502 | 下水道建設課 |
| 2 | 雨水総合排水計画の更新 | 計画策定進捗率 | H30年度末 | — | 100% | R4年度末 | その他 | 下水道計画課 |
| 3 | 秋山川広域河川改修事業 | 浸水被害発生件数 | H30年度末 | 0件 | 0件 | R4年度末 | その他 | 河川課 |
| 4 | 巴川流域貯留浸透施設整備事業 | 河川改修事業による浸水対策推進プラン完了地区数 | H30年度末 | 21/23地区 | 22/23地区 | R4年度末 | 3次総合 070502 090204 | 河川課 |
| 5 | 浜川広域河川改修事業 | 広域河川改修事業による浸水対策推進プラン完了地区数 | H30年度末 | 1/3地区 | 3/3地区 | 長期 | 3次総合 070502 | 河川課 |
| 6 | 陸開閉操作訓練 | 訓練回数 | R1年度 | 4箇所/年 | 13箇所/3年 | R4年度末 | その他 | 河川課 |
| 7 | 団体営ため池等整備事業 | 事業進捗率 | H30年度末 | 1/2箇所 | 100% | R4年度末 | 3次総 020301 | 農地整備課 |

1-4 大規模な**土砂災害**による多数の死傷者の発生のみならず、
後年度にわたり**国土の脆弱性**が高まる事態



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|------------------------|-----------------------|-------|---------|---------|-------|-----------------------------------|------------------|
| 1 | 土砂災害等防止対策事業（公園） | 整備延長ベースの進捗率 | R2年度末 | 82.8% | 100% | R4年度末 | 3次総 080301 (090204) AP40 | 公園整備課 |
| 2 | 急傾斜地崩壊対策事業の促進 | 県の急傾斜地崩壊対策工事の概成箇所数整備率 | R2年度末 | 46.9% | 46.9% | R4年度末 | 3次総 070504 (090204) | 建設政策課 静岡県砂防課 |
| 3 | 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の周知 | 地元説明会等による周知 | R2年度末 | 13回 | 40回/4年 | R4年度末 | その他 | 建設政策課 静岡県砂防課 |
| 4 | 林地荒廃防止施設整備事業 | 治山施設数累計 | R1年度末 | 1,168箇所 | 1,201箇所 | R4年度末 | その他 | 治山林道課 |
| 5 | 太陽光発電設備適正導入ガイドラインの運用 | 山林への事業計画者に対する説明割合 | R2年度 | 100% | 100% | R4年度末 | その他 | 環境創造課 |

1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|-----------------------------|---|--------|----------|----------|-------|-------------------------|-------------------|
| 1 | 【再掲】緊急情報防災ラジオの販売 | 緊急情報防災ラジオの普及率(34,200台) | R1年度末 | 90.0% | 100% | R2年度末 | 3次総 090202 AP69-1 | 危機管理総室 |
| 2 | 同報無線デジタル化整備事業 | 同報無線デジタル化の整備状況(設計) | R1年度末 | 0% | 100% | R4年度末 | 3次総 090202 | 危機管理総室 |
| 3 | 自主防災組織による地域防災訓練の実施 | 自主防災組織による地域防災訓練の実施率 | R1年度末 | 89% | 100% | R4年度末 | AP78 | 危機管理総室 |
| 4 | 沿岸部市立小中学校津波避難教育事業 | 沿岸地域の市立小中学校(28校)における津波避難教育の実施 | H30年度末 | 100% | 100% | R4年度末 | AP26-2 | 危機管理総室 児童生徒支援課 |
| 5 | 外国人向け防災意識啓発セミナーの実施 | 日本語が不自由な外国人住民対象の防災訓練や防災講座の参加者数(H27~R4の累計) | R1年度末 | (累計)471人 | (累計)560人 | R4年度末 | AP82 | 国際交流課 |
| 6 | 小中学校への防災アドバイザー派遣事業 | 防災アドバイザー派遣校数 | H30年度末 | 10校 | 40校/4年 | R4年度末 | 3次総 050204 | 児童生徒支援課 |
| 7 | 災害情報一斉FAX送信事業 | 気象警報等発表時に、聴覚障がいのある人に対しFAXによる情報発信 | H30年度末 | 100% | 100% | R4年度末 | その他 | 障害福祉企画課 |
| 8 | 障害者災害時体制強化事業(個別避難計画策定モデル事業) | モデル事業による個別避難計画の策定数 | 令和2年度末 | — | 48件 | R3年度末 | その他 | 障害福祉企画課 |
| 9 | 内水ハザードマップの作成・公表 | 浸水被害の軽減のための市民理解度 | H30年度末 | 91% | 80%以上 | R4年度末 | その他 | 下水道計画課 |
| 10 | 洪水ハザードマップの作成・公表 | 洪水ハザードマップの作成・公表 | R1年度末 | 100% | 100% | R4年度末 | その他 | 危機管理総室 |

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の停止



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|-------------------------|------------------------|--------|----------|----------|-------|---------------|------------------|
| 1 | 市の緊急物資備蓄の促進 | 市の緊急物資(食料)の備蓄量(約100万食) | H30年度末 | 100% | 100% | R4年度末 | AP113 | 危機管理総室 |
| 2 | 耐震性貯水槽整備事業 | 1週間に必要となる水を供給できる人数 | H30年度末 | 193,700人 | 208,000人 | R4年度末 | 3次総 070504 | 水道総務課/ 水道管路課 |
| 3 | 非常用飲料水袋(給水バッグ)の更新 | 給水袋(消耗品)の年度更新 | H30年度末 | 100% | 100% | R4年度末 | AP110 | 水道総務課 |
| 4 | 全国中央卸売市場協定災害時相互応援に関する協定 | 全国46都市の中央卸売市場との協定書締結 | H30年度末 | 100% | 100% | R4年度末 | その他 | 中央卸売市場 |
| 5 | 他の自治体や民間事業者等との協力協定の締結 | — | H30年度末 | — | — | R4年度末 | その他 | 危機管理総室 ほか |

2-3 消防・警察・自衛隊等の被災等による**救助・救急活動等の絶対的不足**



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|------------------|---------------------------|--------|----------|-----------------|-------|---------------|------------------|
| 1 | 消防活動支援情報ICT化促進事業 | システムデータの更新 | H30年度末 | 年に2回実施 | 年に2回実施 | R4年度末 | AP60 | 警防課 |
| 2 | 緊急消防援助隊進出拠点の確保 | 宿泊可能な屋内施設を有する進出拠点到指定する箇所数 | H30年度末 | 5箇所 | 6箇所 | R4年度末 | 3次総 090303 | 警防課 |
| 3 | 消防団員の確保 | 団員の増員数 | H30年度末 | 前年度比10人増 | R2.4.1現在 2,385人 | R4年度末 | AP58 | 警防課 |
| 4 | 応急手当普及啓発促進事業 | 救命講習受講者数 | H30年度末 | 204,000人 | 304,000人 | R4年度末 | 3次総 090302 | 救急課 |
| 5 | 消防車等整備事業 | 消防車等の更新 | H30年度末 | 59% | 100% | R4年度末 | AP56-4 | 財産管理課 |

2-6 医療施設及び関係者等の**絶対的不足・被災、支援ルートの途絶**による医療機能の麻痺



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|--------------------------------|-------------|--------|--------|--------|-------|------|------------------|
| 1 | 大規模災害を想定した医療救護訓練の実施 | 医療救護訓練の参加者数 | H30年度末 | 1,000人 | 1,200人 | R4年度末 | AP59 | 保健衛生医療課 |
| 2 | 救護所などで利用する医薬品・医療機器などの更新及び再減菌事業 | 医療機器等の更新率 | H30年度末 | 100% | 100% | R4年度末 | その他 | 生活衛生課 |
| 3 | 医薬品調達訓練実施事業 | 訓練の実施件数 | H30年度末 | 年間3件 | 年間3件 | R4年度末 | AP57 | 生活衛生課 |

2-8 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|---|----------|-------|------|------|-------|--------|-------------------|
| 1 | 新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた避難所運営マニュアルの更新 | マニュアル更新 | R1年度末 | 0% | 100% | R2年度末 | その他 | 危機管理総室 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた避難所備蓄資材(体温計(非接触型)、アルコール消毒液、フェイスシールド等)の整備、補充 | 備蓄資材配備率 | R1年度末 | 0% | 100% | R2年度末 | AP95-4 | 危機管理総室 |
| 3 | 新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた救護所で利用する備蓄資材の整備、補充 | 備蓄資材配備率 | R1年度末 | 0% | 100% | R4年度末 | その他 | 保健衛生医療課 生活衛生課 |
| 4 | 新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた避難所における医療従事者の配置体制強化検討 | 配置体制計画策定 | R1年度末 | — | — | R2年度末 | その他 | 危機管理総室 |
| 5 | 新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた避難所、救護所の設営、適切な運営のための訓練 | 訓練の実施件数 | R1年度末 | 年間0件 | 年間1件 | R2年度末 | その他 | 危機管理総室 保健衛生医療課 |

2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|--|----------------------------|--------|-------|-------|--------|---------------------------|-------------------------|
| 1 | 【再掲】 住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震改修事業 | 沿道建築物の耐震化率 | R2年度 | — | 100% | R12年度末 | 3次総 060301 (090103) | 建築指導課 |
| 2 | 緊急輸送路等整備事業(道路事業) | ICアクセス道路の整備率 | R1年度末 | 28.0% | 69.6% | R5年度末 | AP41 3次総 070101 | 道路計画課 |
| 3 | 緊急輸送路等整備事業(街路事業) | 都市計画道路の整備率 | R1年度末 | 41.5% | 81.1% | R5年度末 | AP42 3次総 070101 | 道路計画課 |
| 4 | 道路橋の耐震化事業 | 耐震性能を満たしていない道路橋の耐震化実施数 | H30年度末 | 126橋 | 136橋 | R4年度末 | AP8.9 070501 | 道路保全課 |
| 5 | 緊急輸送路等における無電柱化事業 | 5路線6工区の工事着手率(試掘・支障物移設への着手) | H30年度末 | 0% | 100% | R4年度末 | AP86.87 3次総 070203 | 道路計画課 道路保全課 都市計画課 |
| 6 | 緊急輸送路上における道路のり面対策事業 | 緊急輸送路上における道路のり面の要対策箇所実施数 | H30年度末 | 16箇所 | 30箇所 | R4年度末 | AP43 3次総 070504 | 道路保全課 |
| 7 | 緊急輸送路等における舗装修繕事業 | 打ち換えが必要となる道路舗装の割合 | H30年度末 | 15%以下 | 15%以下 | R4年度末 | 3次総 070401 | 道路保全課 |

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|--------------------------------------|-----------------------------|--|--------|-------|---------------|-------|---------------|--------------------|
| 1 | 市の教育施設及び文化振興関連施設の改修及び維持管理事業 | (学校施設アセットマネジメント推進事業) 小中学校の校舎等大規模・中規模改修等の進捗率 | H30年度末 | 2件 | 18件 | R4年度末 | 3次総 050204 | 教育施設課 |
| | | (小中学校基幹設備等改修事業) 受変電設備等基幹設備の更新 | H30年度末 | 6件 | 31件 | R4年度末 | 3次総 050204 | 教育施設課 |
| | | (学校施設修繕工事・長寿命化事業) 市立高等学校校舎等中規模改修の進捗率 | H30年度末 | 72.4% | 100% | R4年度末 | 3次総 50204 | 静岡市立高等学校 |
| | | (図書館施設整備事業) 中央図書館の大規模改修進捗率 | H30年度末 | 4.10% | 100% | R4年度末 | 3次総 040403 | 中央図書館 |
| | | (静岡市民文化会館再整備事業) 静岡市民文化会館再整備基本構想・基本計画の策定 | R1年度末 | — | — | R3年度末 | 3次総 040303 | 文化振興課 |
| (静岡市民文化会館再整備事業) 静岡市民文化会館の大規模改修進捗率 | R1年度末 | — | — | 検討中 | 3次総 040303 | 文化振興課 | | |
| 2 | 市の観光施設の改修及び維持管理事業 | 飲食の改築修繕の進捗率 | H30年度末 | 1件 | — | R4年度末 | 3次総 010301 | 日本平動物園 |
| 3 | スポーツ施設の改修及び維持管理事業 | 老朽化したる施設長寿命化のための改修工事進捗率 | H30年度末 | — | — | R4年度末 | その他 | スポーツ振興課 |
| 4 | 都市復興基本計画策定行動指針の市職員への周知 | 復興事業に関わる職員への都市復興基本計画策定行動指針(行政施策編)周知実績 | R1年度末 | 1回 | 4回/4年 | R4年度末 | 3次総 090101 | 都市計画課 |
| 5 | 清水消防署の一部を清水区本部として利活用 | 清水防災センター(現清水消防署)における本市災害対策本部第2本部としての拠点化事業進捗率 | H30年度末 | 10% | 100% | R4年度末 | 3次総 090203 | 危機管理総室 清水区地域総務課 |

3-2 津波等の被災による現清水庁舎の機能の停止



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|--------------------------------------|-------------------------------|------|----|------|------|---------------|------------------|
| 1 | 新清水庁舎建設事業 (令和3年7月末時点：事務手続きの一時停止中) | 現清水庁舎の老朽化等に伴う新たな清水庁舎の建設事業の進捗率 | 未定 | — | — | 未定 | 3次総 000201 | アセットマネジメント推進課 |

4-2 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要伝達の不備



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|---------------------|-----------------------------|--------|------|-------|-------|-------------------------|------------------|
| 1 | 【再掲】同報無線デジタル化整備事業 | 同報無線デジタル化の整備状況 | R1年度末 | 0% | 100% | R4年度末 | 3次総 090202 | 危機管理総室 |
| 2 | 【再掲】緊急情報防災ラジオの販売 | 緊急情報防災ラジオの普及率(34,200台) | R1年度末 | 90% | 100% | R2年度末 | 3次総 090202 AP69-1 | 危機管理総室 |
| 3 | 防災情報ポータルサイトの開設 | 防災情報ポータルサイトの開設 | H30年度末 | 0% | 100% | R4年度末 | 3次総 090202 | 危機管理総室 |
| 4 | 避難行動要支援者避難支援制度の推進事業 | 各地域の避難行動要支援者に係る名簿の当該地域への配布率 | R1年度 | 100% | 100% | R4年度末 | その他 | 福祉総務課 |
| 5 | 災害多言語支援センター設置事業 | 災害多言語支援センター設置訓練回数 | R2年度 | 1回/年 | 3回/3年 | R4年度末 | AP105 | 国際交流課 |

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|-----------------------------|--------------------|--------|----------|-----------------------|-------|---------------|---------------------------|
| 1 | 水道管の耐震化事業 | 基幹管路の耐震管率 | H30年度末 | 37.9% | 42.2% | R4年度末 | 3次総 070501 | 経営企画課/ 水道基盤整備課 |
| 2 | 水道施設の耐震化事業 | 配水池の耐震化率 | H30年度末 | 33.6% | 44.3% | R4年度末 | 3次総 070501 | 経営企画課/ 水道基盤整備課 |
| 3 | 水道管の更新事業 | 管路の更新率 | H30年度末 | 0.26% | 1.2% | R4年度末 | 3次総 070401 | 経営企画課/ 水道管路課/ 水道事務所 |
| 4 | 水道施設の更新事業 | 水道施設(設備)の更新率 | H30年度末 | — | 26.7% (27箇所/101箇所) | R4年度末 | 3次総 070401 | 経営企画課/ 水道基盤整備課 |
| 5 | 事業継続計画(BCP)の充実と職員の災害対応訓練の実施 | 災害対策訓練実施数 | H30年度末 | 5回/年 | 5回/年 | R4年度末 | その他 | 水道総務課 |
| 6 | 【再掲】耐震性貯水槽整備事業 | 1週間に必要となる水を供給できる人数 | H30年度末 | 193,700人 | 208,000人 | R4年度末 | 3次総 070504 | 水道総務課/ 水道管路課 |
| 7 | 【再掲】非常用飲料水袋(給水バッグ)の更新 | 給水袋(消耗品)の年度更新 | H30年度末 | 100% | 100% | R4年度末 | AP110 | 水道総務課 |

6-3 汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|-----------------------------|--|--------|---------------------------|---------------------------|-------|---------------|------------------|
| 1 | 農業集落排水処理施設機能強化事業 | 機能強化工事を実施した施設数 | H30年度末 | 2施設 | 3施設 | R2年度末 | その他 | 農地整備課 |
| 2 | 事業継続計画(BCP)の充実と職員の災害対応訓練の実施 | 災害対策訓練実施数 | H30年度末 | 5回/年 | 5回/年 | R4年度末 | その他 | 下水道総務課 |
| 3 | 下水道管の耐震化事業 | 重要な下水道管の耐震管率 | H30年度末 | 52.3% (247.9km / 474.2km) | 58.5% (277.2km / 474.2km) | R4年度末 | 3次総 070501 | 下水道維持課 |
| 4 | 下水道施設の耐震・耐津波対策事業 | 実施計画策定進捗率 | H30年度末 | — | 100% | R4年度末 | 3次総 070501 | 下水道施設課 |
| 5 | 下水道管の改築事業 | 管渠100m当たりの陥没箇所数 | H30年度末 | 0.36箇所/100km | 0.4箇所/100km以下 | R4年度末 | 3次総 070401 | 下水道維持課 |
| 6 | 下水道施設の改築事業 | 改築実施率 | H30年度末 | — | 21.8% (35箇所/160箇所) | R4年度末 | 3次総 070401 | 下水道施設課 |
| 7 | 災害時における浄化槽等被害状況調査事業 | (一) 静岡県浄化槽協会との協定締結に向けた進捗率 | R1年度末 | 0% | 100% | R4年度末 | 3次総 100402 | 廃棄物対策課 |
| 8 | し尿処理施設の維持管理 | 災害時においても市民生活に影響を及ぼさない安定的な運転が可能となるよう実施する計画的な定期点検整備及び随時の施設維持修繕の実施率 | R1年度末 | 年度ごとの実施率 100% | 年度ごとの実施率 100% | R4年度末 | 3次総 100402 | 廃棄物処理課 |

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|-------------------------|----------------------------|--------|-----------|------------|-------|--------------------------|-------------------------|
| 1 | 自主運行バス運行事業 | 年間乗降客数 | H30年度末 | 47,480人/年 | 46,640人/年 | R4年度末 | 3次総 060401 020402 | 交通政策課 |
| 2 | 静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト推進事業 | MaaSシステム | H30年度末 | 実証実験実施 | MaaSシステム構築 | R6年度末 | 3次総 060401 | 交通政策課 |
| 3 | バス路線維持対策事業 | 確保されたバス路線数 | H30年度末 | 21路線 | 20路線 | R4年度末 | 3次総 060401 020402 | 交通政策課 |
| 4 | 林道整備事業 | 林道路網密度 | R1年度末 | 4.63m/ha | 4.71m/ha | R4年度末 | 3次総 020301 | 治山林道課 |
| 5 | 林地荒廃防止施設整備事業 | 治山施設数累計 | R1年度末 | 1,168箇所 | 1,201箇所 | R4年度末 | 3次総 020403 | 治山林道課 |
| 6 | 【再掲】緊急輸送路等整備事業(道路事業) | ICアクセス道路の整備率 | R1年度末 | 28.0% | 69.6% | R5年度末 | AP41 3次総 070101 | 道路計画課 |
| 7 | 【再掲】緊急輸送路等整備事業(街路事業) | 都市計画道路の整備率 | R1年度末 | 41.5% | 81.1% | R5年度末 | AP42 3次総 070101 | 道路計画課 |
| 8 | 【再掲】道路橋の耐震化事業 | 耐震性能を満たしていない道路橋の耐震化実施数 | H30年度末 | 126橋 | 136橋 | R4年度末 | AP89 070501 | 道路保全課 |
| 9 | 【再掲】緊急輸送路等における無電柱化事業 | 5路線6工区の工事着手率(試燈・支障物移設への着手) | H30年度末 | 0% | 100% | R4年度末 | AP86,87 3次総 070203 | 道路計画課 道路保全課 都市計画課 |
| 10 | 【再掲】緊急輸送路上における道路のり面対策事業 | 緊急輸送路上における道路のり面の要対策箇所実施数 | H30年度末 | 16箇所 | 30箇所 | R4年度末 | AP43 3次総 070504 | 道路保全課 |
| 11 | 【再掲】緊急輸送路等における舗装修繕事業 | 打ち換えが必要となる道路舗装の割合 | H30年度末 | 15%以下 | 15%以下 | R4年度末 | 3次総 070401 | 道路保全課 |

7-1 市街地での大規模火災の発生



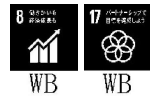
| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|-------------------|-------------------------------|--------|------|------|-------|---------------|------------------|
| 1 | 防火・準防火地域の指定 | 防火・準防火地域の指定率 | R2年度 | 100% | 100% | R2年度末 | 3次総 060101 | 都市計画課 |
| 2 | 消防車両及び資機材管理更新事業 | 災害対応などの活動に支障となる故障等の発生件数 | H30年度末 | 0件 | 0件 | R4年度末 | 3次総 090304 | 財産管理課 |
| 3 | 【再掲】感震ブレーカー設置推進事業 | 市内住宅への感震ブレーカー普及率（設置目標4,800世帯） | 令和元年度末 | 36% | 100% | R7年度末 | AP4 | 危機管理給室 |

7-2 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|----------------------------------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|---------------------------|-------------------------|
| 1 | 住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震改修事業 | ブロック撤除却の申請件数 | H30年度末 | 2,485件 | 200件/年 | R7年度末 | 3次総 060301 (090103) | 建築指導課 |
| | | 沿道建築物の耐震化率 | R2年度 | — | 100% | R12年度末 | 3次総 060301 (090103) | 建築指導課 |
| 2 | 狭あい道路整備等促進事業 | 道路拡幅用地の総延長 | H30年度末 | 34.0km | 39.0km | R7年度末 | 3次総 090103 | 建築指導課 |
| 3 | 【再掲】緊急輸送路等整備事業（道路事業） | ICアクセス道路の整備率 | R1年度末 | 28.0% | 69.6% | R5年度末 | AP41 3次総 070101 | 道路計画課 |
| 4 | 【再掲】緊急輸送路等整備事業（街路事業） | 都市計画道路の整備率 | R1年度末 | 41.5% | 81.1% | R5年度末 | AP42 3次総 070101 | 道路計画課 |
| 5 | 【再掲】緊急輸送路等における無電柱化事業 | 5路線6工区の工事着手率（試燈・支障物移設への着手） | H30年度末 | 0% | 100% | R4年度末 | AP86.87 3次総 070203 | 道路計画課 道路保全課 都市計画課 |

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材・資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|---------------|-----------------|--------|-------|--------|-------|---------------|------------------|
| 1 | 道路啓開の適切な対応の促進 | 防災訓練（説明会含む）実施回数 | R2年度末 | 7回/年 | 18回/3年 | R4年度末 | AP52,80 | 建設政策課 |
| 2 | 建設業の担い手確保・育成 | インターンシップ学生受入人数 | H30年度末 | 16人/年 | 30人/3年 | R4年度末 | 3次総 030402 | 技術政策課 |

8-5 広域、長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|-----------------------------------|----------------------------|--------|----------------------|----------------------|-------|--------------------------|------------------|
| 1 | 【再掲】雨水幹線・ポンプ場整備事業 | 浸水対策率（対策完了地区数） | H30年度末 | 42.3% (11地区/26地区) | 61.5% (16地区/26地区) | R4年度末 | 3次総 070502 | 下水道建設課 |
| 2 | 【再掲】雨水総合排水計画の更新 | 計画策定進捗率 | H30年度末 | — | 100% | R4年度末 | 3次総 070502 | 下水道計画課 |
| 3 | 【再掲】巴川流域貯留浸透施設整備事業 | 河川改修事業による浸水対策推進プラン完了地区数 | H30年度末 | 21地区 | 22地区 | R4年度末 | 3次総合 070502 090204 | 河川課 |
| 4 | 【再掲】浜川広域河川改修事業・安倍川圏域総合流域防災事業（秋山川） | 広域河川改修事業による浸水対策推進プラン完了地区数 | H30年度末 | 1地区 | 1地区 | R4年度末 | 3次総合 070502 | 河川課 |
| 5 | 【再掲】駿河湾地区地震・高潮対策河川事業（浜川） | 浜川水門及び河口護岸（特殊堤）等の津波対策工事の完了 | H30年度末 | 25% | 100% | R4年度末 | 3次総 070501 AP14-2 | 河川課 |

8-8 境界情報の消失、事業用地の確保・遅延等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|--------|----------------------------------|-------|---------|---------|-------|---------------|------------------|
| 1 | 地籍調査事業 | 津波災害等発生の可能性が高い区域の地籍整備が完了している実施面積 | R2年度末 | 24.65k㎡ | 24.87k㎡ | R4年度末 | 3次総 070504 | 建設政策課 |

9-1 人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態



| No. | 取組内容 | 指標 | 設定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主な計画 | 該当課 (予算課/事業課) |
|-----|-------------------------|-----------------------------|------|------|------|-------|------|------------------|
| 1 | 【再掲】避難行動要支援者避難支援制度の推進事業 | 各地域の避難行動要支援者に係る名簿の当該地域への配布率 | R1年度 | 100% | 100% | R4年度末 | その他 | 福祉総務課 |

第7章 先進取組と事業実施状況及び国土強靱化指数

1 先進取組と事業実施

(1) 先進取組

本市は、東海地震説が発表された昭和51年以降、他県、他市に先駆けて着実に防災対策を積み重ねてきており、防災先進都市となるよう独自の取組を実施してきている。

また、現在は、近年の大規模風水害、科学的に想定される“最大の災害”南海トラフ巨大地震に対する防災・減災及び迅速な復興に向けた取組を実施中、今後、実施予定となるものがある。

これら、本市の先進性を有する主な事業、取組については下記のとおりとなる。

●静岡市の先進性が見られる取組

| 項目 | 静岡市 | 全国 |
|------------------------------|---------------|---------------|
| 静岡市オフロードバイク隊「スカウト」 | 平成8年度発足 | — |
| 静岡市緊急情報防災ラジオ普及率(34,200台) | 90% (R1年度末) | — |
| 防災拠点となる公共施設の耐震化率 | 99.0%(H30年度末) | 93.1%(H29年度末) |
| 公立小中学校の耐震化率(文部科学省補助基準) | 100%(H26年度末) | 99.2%(H30年度末) |
| バーチャルパワープラント構築に伴う小中学校への蓄電池設置 | 80台 | — |

(2) 事業実施について

本計画は、本市におけるあらゆる災害リスク等における防災・減災事業により、「“強くてしなやかな”静岡の実現」、「安全・安心をみんなで創る、強くしなやかで持続可能なまち」を実現するために、各分野において地震・津波対策等を中心に、ハード対策からソフト対策まで様々な対策を実施している。

本計画事業期間と設定した、令和4年度(2022年度)までに取り組む事業については、「第6章 重点プログラムの推進のための主要な取組」で各事業の指標により進捗状況と今後の目標を数値により記載、「別紙 プログラムごとの脆弱性評価結果」で被害想定に対する評価、対策事業、取組内容を掲載している。また、具体的な事業箇所名については、別冊資料「静岡市国土強靱化地域計画推進のための取組」に掲載を行った。

2 国土強靱化指数と指標化する項目

(1) 国土強靱化指数の設定

本計画は、実施目標、整備指標等を設定した様々な計画等に基づく事業を掲載しており、これらの事業全体で、静岡市の災害リスクの軽減に取り組むもの

である。このため、本計画に掲載された事業実施により、第3章で設定したリスクシナリオへの対抗力向上、強くしなやかな対応力が強化されることになる。

これらの強化される事項を「見える化」、具体的な数値指標化するため、本計画では、「静岡県国土強靱化指数」を設定した。

「静岡県国土強靱化指数」は、各分野、各プログラムにおける現状評価に基づき、本計画策定時を10段階評価で1～10で評価し（1：最も進捗が悪い、10：最も進捗が良い）、事業進捗率等の進捗が図られた状態に応じて、数値が上昇する指標である。例えば、事業進捗（実施率）を指数として使用する場合、現状、事業進捗・実施率が50%であれば指数も5、評価時に事業進捗・実施率が100%となれば指数も10と設定する。逆に、計画の事業量増加により、進捗状況が30%に低下すれば指数も3として設定を行うこととした。

指標化にあたっては、本計画に掲載された事業の実施状況を多角的な観点から「見える化」するため、本計画で重要な位置づけとなる下記①～⑤に渡る5つのカテゴリと、本計画の基本目標である「人命保護」の観点から、⑥「人命保護が最大限に図られるためのプログラム」、⑦「救助・救急・医療活動」を合わせ、7つのカテゴリを設定、指数化した。

| | |
|--------------------------|----------|
| ①「事前に備えるべき目標」 | (第3章参照) |
| ②「施策の分野」 | (第4章参照) |
| ③「重点的に取り組むべきプログラム」 | (第5章参照) |
| ④「SDGs分野」 | (本編全体参照) |
| ⑤「SDGsゴール11を目標とした取組」 | (基本目標参照) |
| ⑥「人命保護が最大限に図られるためのプログラム」 | (基本目標参照) |
| ⑦「救助・救急・医療活動」 | (基本目標参照) |

また、指数化においては、当初（令和2年4月時点）、中間（令和3年3月時点）、達成目標（令和5年3月時点）の3つの時点で指数化を行った。

（2）国土強靱化指数の評価項目

本計画では、上記①～⑦の強靱化指数により、事業進捗、脆弱性に対する対抗力の変化（事業実施により強化、指数増大）を「見える化」するものである。

※予算規模・事業費が反映できない、各分野・各事業により客観的な指標化が困難なもの、同一尺度による定量化・同一指標による指標化が適さない事業等もあるが、事業進捗の見える化のため、ひとつの目安として、進捗状況を項目ごとに平均値をプロットし、レーダーチャートで示す。

①「事前に備えるべき目標」：重点プログラムとなる7目標を指数化

【重点的に取り組むべきプログラム】1～4

- 1 大規模自然災害が発生した時でも、人命の保護が最大限図られる。
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

(その他プログラム)

- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

【重点的に取り組むべきプログラム】6～9

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最小限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- 7 制御不能な二次災害を発生させない。
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。
- 9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

※非重点となる「5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。」以外の8目標（第3章参照）
 ※「8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。」と「9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり」を統合し【地域社会・成長、経済】とする。

②「施策の分野」：6分野（第4章参照）

| | | |
|-----------|-------|-------|
| 行政機能／危機管理 | 生活・環境 | 観光・経済 |
| 社会基盤 | 健康・福祉 | 文化・教育 |

③「重点的に取り組むべきプログラム」：21プログラム（第5章参照）

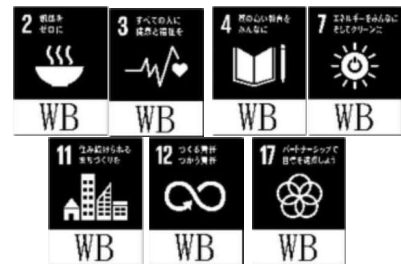
※22プログラムに含まれる「3-2 津波等の被災による現清水庁舎の機能の停止」については、事務手続きの一時停止中（令和2年7月末時点）により指数化不可のため、22プログラムから1プログラム差し引いた21プログラムを対象とする。

④「SDG s 分野」：7分野

全ての国や地域が取り組む共通の目標であるSDG s 17 目標から、本計画で主に取り組んでいる7分野について、見える化を行った。

※本計画のプログラムに適合し指数化できた分野数

- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう



⑤「SDG s ゴール11を目標とした取組」：11事業

本計画では、SDG s ゴール11を特に意識した計画であるため（第1章 P6 参照）、第4章で設定した施策分野を細分化した施策項目から該当する次の11事業について見える化を行った。



- 1) 災害応急対策
- 2) 消防力の充実と強化
- 3) 地域防災力の強化
- 4) 交通
- 5) 公共建築物
- 6) 水害対策
- 7) 津波対策
- 8) 土砂災害対策
- 9) 復興計画・地籍調査
- 10) 建築・住宅
- 11) 上下水道

⑥ 「人命保護が最大限に図られるためのプログラム」：5プログラム

※目標「1 大規模自然災害が発生した時でも、人命の保護が最大限図られる。」に基づく、「1-1」～「1-5」の5つのプログラムを指数化する。

- 1 大規模自然災害が発生した時でも、人命の保護が最大限図られる。
 - 1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
 - 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
 - 1-3 台風、豪雨などによる広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
 - 1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
 - 1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生

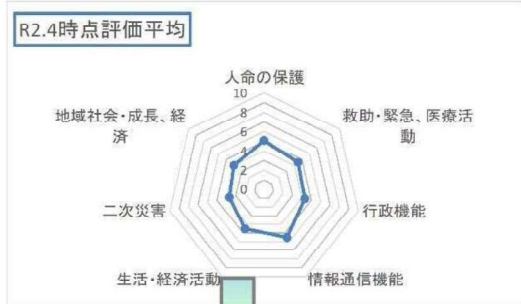
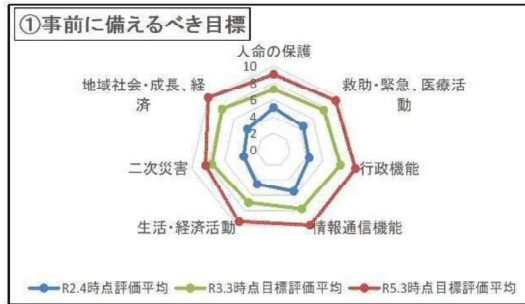
⑦ 「救助・救急・医療活動指標」：5プログラム

※目標「2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。」に基づき指数化できたプログラムを指数化する。

- 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の停止
- 2-3 消防・警察・自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、医療機能の麻痺
- 2-8 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
- 2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

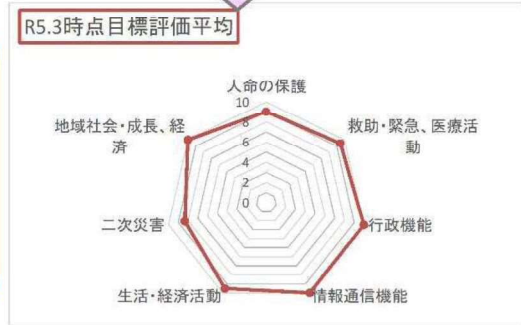
(3) 国土強靱化指数による「見える化」

① 事前に備えるべき目標

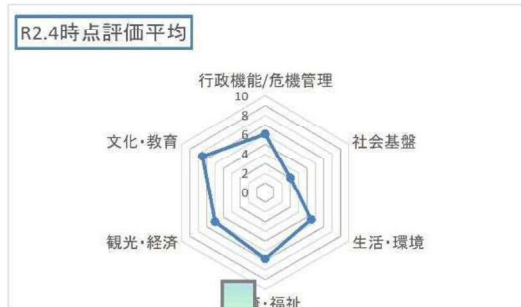
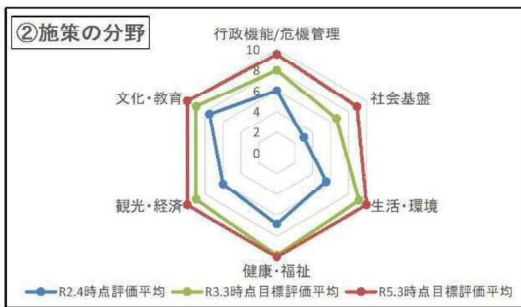


国土強靱化力の向上を目指す

| 事業名 | 施策項目 | リスクシナリオ |
|------------------------|-----------|---------|
| 【人命の保護】 | | |
| 津波避難施設整備事業 | 津波対策 | 【1-2】 |
| 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の周知 | 土砂災害対策 | 【1-4】 |
| 【救助/救急、医療活動】 | | |
| 緊急消防援助隊進出拠点の確保 | 消防力の充実と強化 | 【2-3】 |
| 消防車等整備事業 | 消防力の充実と強化 | 【2-3】 |
| 応急手当普及啓発促進事業 | 消防力の充実と強化 | 【2-3】 |
| 【二次災害】 | | |
| 感震ブレーカー設置事業 | 消防力の充実と強化 | 【7-1】 |
| 狭あい道路拡幅整備事業 | 建築・住宅 | 【7-2】 |
| 【再建・回復】 | | |
| 道路啓開の適切な対応の促進 | 災害応急対策 | 【8-2】 |
| 地籍調査事業 | 復興計画・地籍調査 | 【8-8】 |
| | など | |

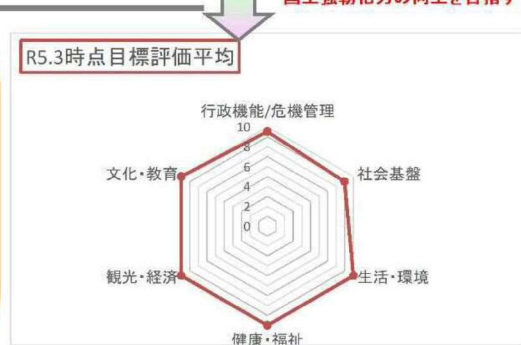


② 施策の分野

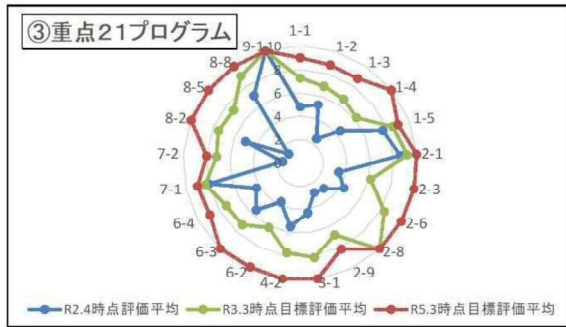


国土強靱化力の向上を目指す

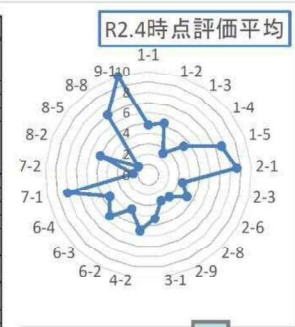
| 事業名 | 施策項目 | リスクシナリオ |
|---------------------|--------------|---------|
| 【行政機能/危機管理】 | | |
| 感震ブレーカー設置推進事業 | 地域防災力の強化 | 【1-1】 |
| 耐震性防火用貯水槽等の整備 | 消防力の充実と強化 | 【1-1】 |
| 消防団施設の耐震化事業 | 地域防災力の強化 | 【1-1】 |
| 同報無線デジタル化整備事業 | 防災情報の情報手段の強化 | 【1-5】 |
| 防災情報ポータルサイトの開設 | 防災情報の情報手段の強化 | 【4-2】 |
| 【社会基盤】 | | |
| 海岸保全施設整備事業 | 津波対策 | 【1-2】 |
| 駿河湾地区地震・高潮対策河川事業 | 津波対策 | 【1-2】 |
| 緊急輸送路等整備事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 道路橋の耐震化事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 緊急輸送路等における電線類の地中化事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 林道整備事業 | 交通 | 【6-4】 |
| | など | |



③ 「重点的に取り組むべきプログラム」：21 プログラム



| 重点リスクシナリオ | |
|-----------|---------------------|
| 1-1 | 倒壊建物・火災(死傷者) |
| 1-2 | 大規模津波等(死者) |
| 1-3 | 市街地の浸水(死傷者) |
| 1-4 | 土砂災害(死傷者・国土脆弱化) |
| 1-5 | 情報伝達不備・防災意識の低さ(死傷者) |
| 2-1 | 物資エネルギーの供給 |
| 2-3 | 救助・救急活動等の不足 |
| 2-6 | 医療機能の崩壊 |
| 2-8 | 避難所の安全確保 |
| 2-9 | 緊急輸送路の途絶 |
| 3-1 | 市職員・施設職員による機能低下 |
| 3-2 | 現清水庁舎の機能停止 |
| 4-2 | 災害弱者への重要伝達不備 |
| 6-2 | 上下水道の長期機能停止 |
| 6-3 | 汚水処理施設の長期機能停止 |
| 6-4 | 地盤交通ネットワーク分断 |
| 7-1 | 市街地火災(二次災害) |
| 7-2 | 建物倒壊被害・交通障害 |
| 8-2 | 人材・資機材不足による復旧・復興遅延 |
| 8-5 | 浸水被害・浸水による復旧・復興遅延 |
| 8-8 | 堤防根柢消失による復旧・復興遅延 |
| 9-1 | 人口減少・高齢化による地域防災力低下 |

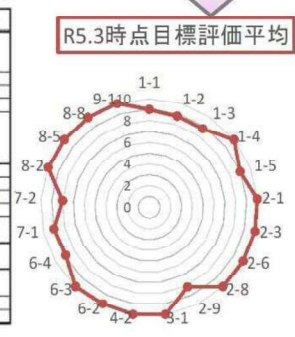


国土強靱化力の向上を目指す

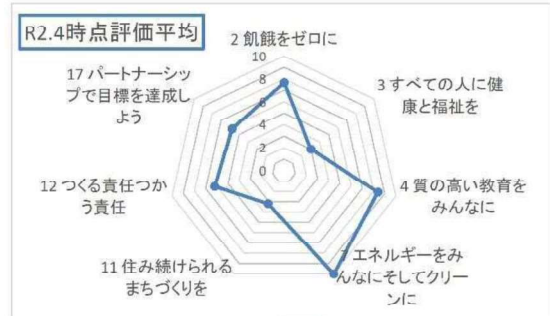
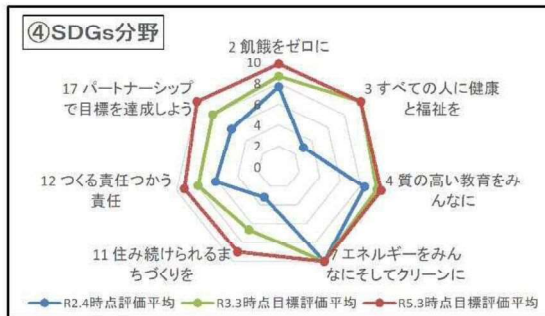
国土強靱化のための主な施策

| 事業名 | 施策項目 | リスクシナリオ |
|--------------------------------|-----------|---------|
| 【人命の保護】 | | |
| 公共建築物耐震対策推進事業 | 建築・住宅 | 【1-1】 |
| 津波避難施設整備事業 | 津波対策 | 【1-2】 |
| 巴川流域貯留浸透施設整備事業 | 水害対策 | 【1-3】 |
| 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の周知 | 土砂災害対策 | 【1-4】 |
| 【救助/救急、医療活動】 | | |
| 緊急消防援助隊進出拠点の確保 | 消防力の充実と強化 | 【2-3】 |
| 救護所などで利用する医薬品・医療機器などの更新及び再減量事業 | 健康・福祉 | 【2-6】 |
| 緊急輸送路等整備事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 道路橋の耐震化事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 【生活・経済活動】 | | |
| 水道施設の耐震化事業 | 上下水道 | 【6-2】 |
| 下水道施設の耐震・耐津波対策事業 | 上下水道 | 【6-3】 |
| | など | |

| 重点リスクシナリオ | |
|-----------|---------------------|
| 1-1 | 倒壊建物・火災(死傷者) |
| 1-2 | 大規模津波等(死者) |
| 1-3 | 市街地の浸水(死傷者) |
| 1-4 | 土砂災害(死傷者・国土脆弱化) |
| 1-5 | 情報伝達不備・防災意識の低さ(死傷者) |
| 2-1 | 物資エネルギーの供給 |
| 2-3 | 救助・救急活動等の不足 |
| 2-6 | 医療機能の崩壊 |
| 2-8 | 避難所の安全確保 |
| 2-9 | 緊急輸送路の途絶 |
| 3-1 | 市職員・施設職員による機能低下 |
| 3-2 | 現清水庁舎の機能停止 |
| 4-2 | 災害弱者への重要伝達不備 |
| 6-2 | 上下水道の長期機能停止 |
| 6-3 | 汚水処理施設の長期機能停止 |
| 6-4 | 地盤交通ネットワーク分断 |
| 7-1 | 市街地火災(二次災害) |
| 7-2 | 建物倒壊被害・交通障害 |
| 8-2 | 人材・資機材不足による復旧・復興遅延 |
| 8-5 | 浸水被害・浸水による復旧・復興遅延 |
| 8-8 | 堤防根柢消失による復旧・復興遅延 |
| 9-1 | 人口減少・高齢化による地域防災力低下 |



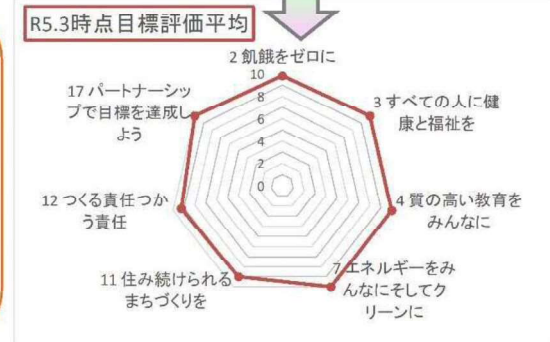
④ S D G s 分野



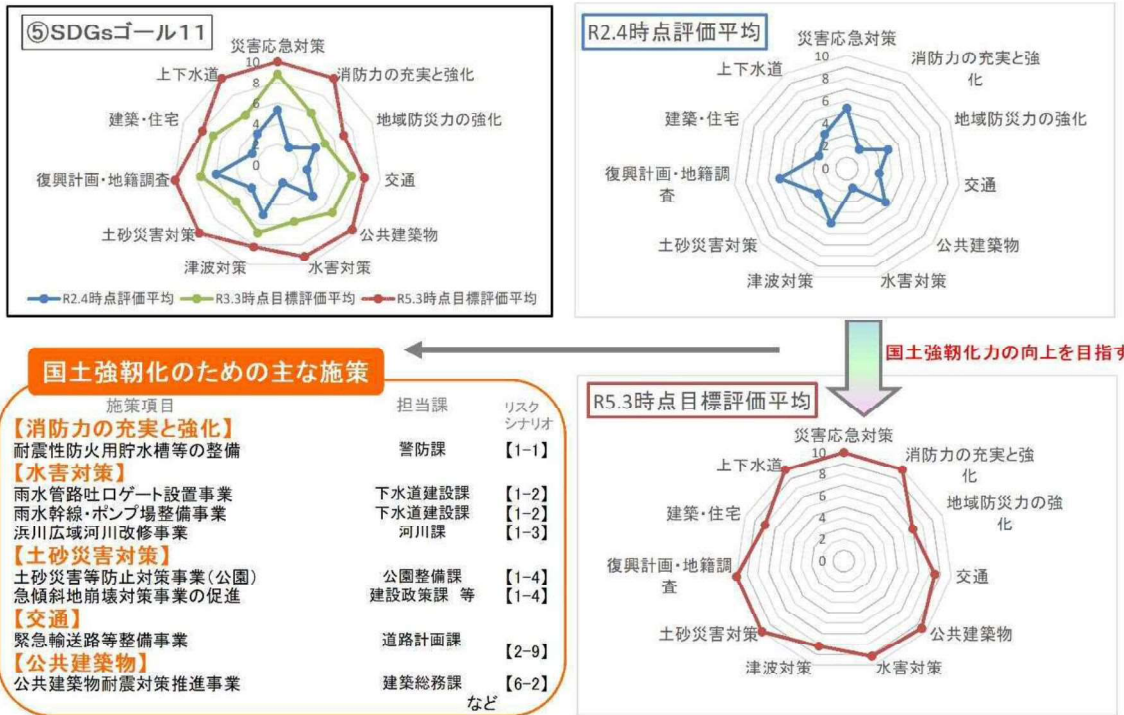
国土強靱化力の向上を目指す

国土強靱化のための主な施策

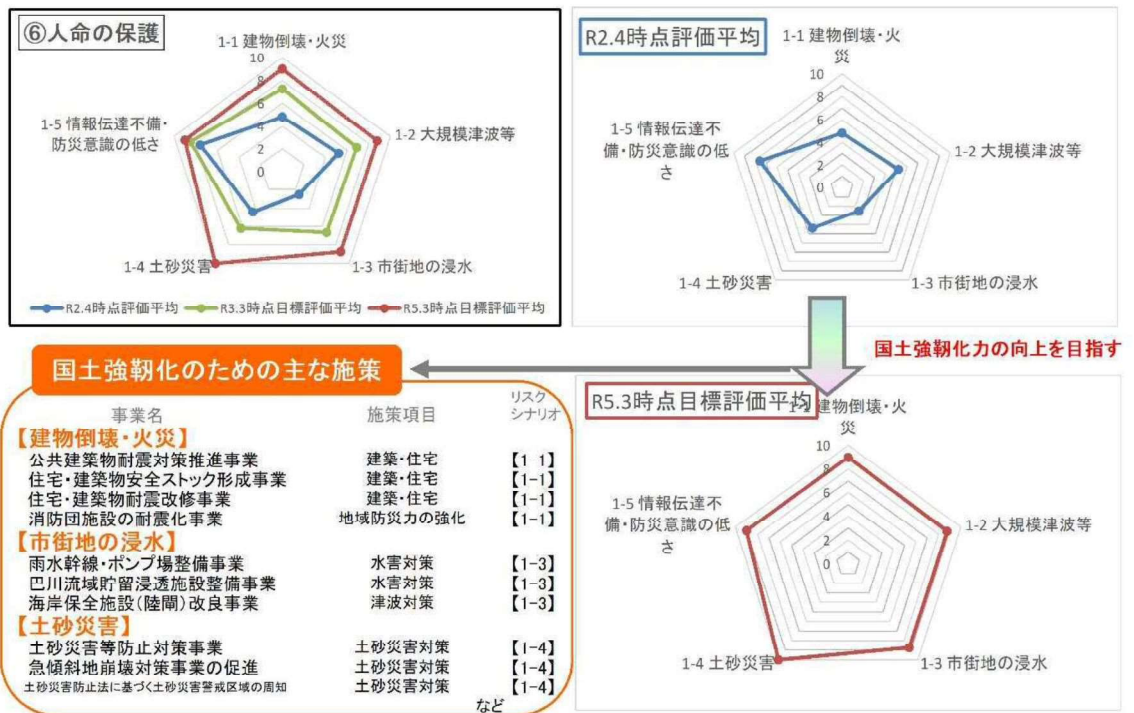
| 事業名 | 施策項目 | リスクシナリオ |
|-------------------------------|-----------|---------|
| 【3すべての人に健康と福祉を】 | | |
| 新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた避難所運営対策 | 健康・福祉 | 【2-8】 |
| 【11住み続けられるまちづくりを】 | | |
| 水道管の耐震化事業 | 上下水道 | 【6-2】 |
| 水道施設の更新事業 | 上下水道 | 【6-2】 |
| 下水道管の耐震化事業 | 上下水道 | 【6-3】 |
| 雨水幹線・ポンプ場整備事業 | 水害対策 | 【1-3】 |
| 駿河湾地区地震・高潮対策河川事業 | 津波対策 | 【1-2】 |
| 緊急輸送路等整備事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 道路橋の耐震化事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 緊急輸送路等における電線類の地中化事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 林地整備事業 | 交通 | 【6-4】 |
| 耐震性防火用貯水槽等の整備 | 消防力の充実と強化 | 【1-1】 |
| | など | |



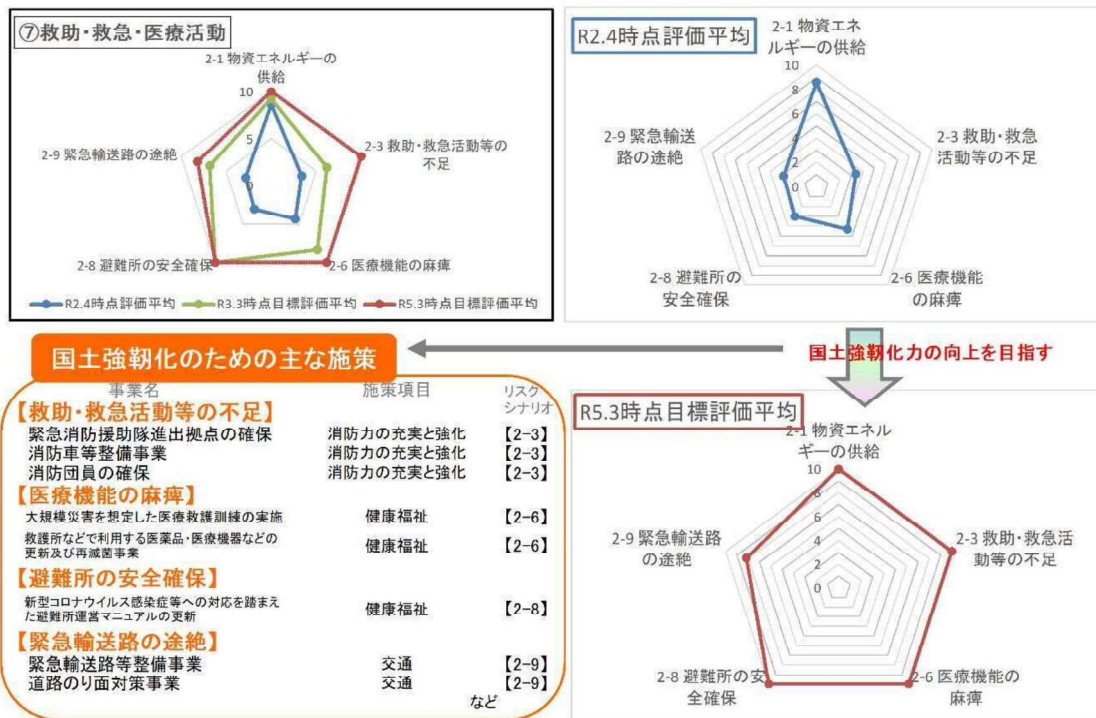
⑤ 「SDGsゴール11を目標とした取組」



⑥ 「人命保護が最大限に図られるためのプログラム」



⑦ 「救助・救急・医療活動指標」



3 国土強靱化指数から見る事業実施状況及び今後の事業展開

国土強靱化指数レーダーチャートより、以下の事項が整理できる。

- ・R2.4 時点評価では、事業内容、事業規模、事業費確保・事業進捗等から、指数設定にバラツキがあり低い指標が見受けられるが、R3.3 中間目標時点では事業実施、改善傾向が見受けられ、R5.3 達成目標時点では、概ね計画、予定どおりの事業実施を見込めており、大幅な国土強靱化指数増大が見込める。
- ・R5.3 達成目標時点では、バランス良く指数が増大、正多角形に近くなっており、概ね事業進捗が見込め、リスクに対する被害の縮小、防災・減災及び復興事前準備事業のスムーズな進捗が期待できる。
- ・R2.4 時点評価において、「社会基盤」、「11 住み続けられるまちづくりを」の指数が低くなっている。社会基盤、ハード整備については、特に多額の予算を必要とすることが多く、計画的に着実に進めていくことが求められる。このため、国からの補助・交付金等を受け入れ、予算の確保に努めていくことが不可欠である。
- ・R2.4 時点評価において、「3 すべての人に健康と福祉を」、「2-8 避難所の安全確保」の指数が低いものの、R5.3 達成目標時点では改善されている。これは、自然災害以外でリスクシナリオに影響を及ぼす新型コロナウイルス感染症が蔓延し、現状では、避難所開設、備蓄資材の整備、拡充、医療従事者の配置体制について脆弱性が認められるが、これらを解決する計画が「見える化」したものである。

4 行政・市民のメリット及び期待される効果

<期待される効果>

- ・南海トラフ巨大地震への減災、防災
- ・昨今の激甚化する災害への迅速な対応 計画に基づく、関連する事業
- ・総合的な防災・減災対策の推進

災害時に人命・経済・暮らしを守り支える重要なインフラ整備、機能維持が図れるよう事業を進めていく必要があるが、予算、長期に渡る事業も多く、補完、強化するために様々なソフト対策も重要となる。

ハードで対応できなければ、ソフトによる補完・強化を進め、また、一分野における事業ではなく複数分野で連携した事業推進を図れる。

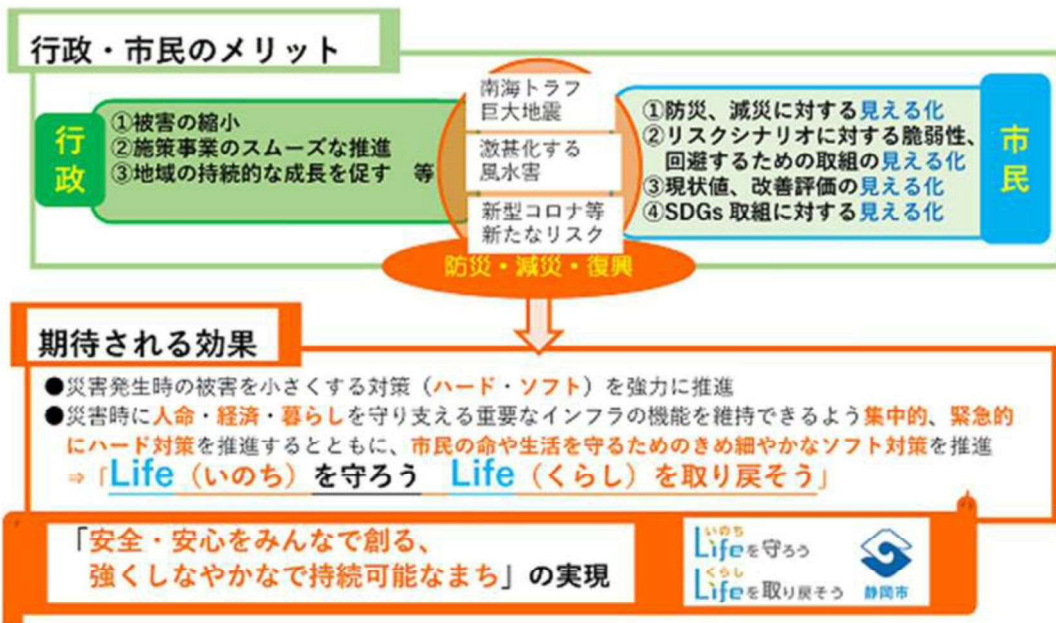
災害時に人命・経済・暮らしを守り支える重要なインフラの機能を維持できるよう集中的、緊急的にハード対策を推進するとともに、市民の命や生活を守るためのきめ細やかなソフト対策を推進する必要がある。

<行政のメリット>

- ①被害の縮小
どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできる。
- ②施策事業のスムーズな進捗
国土強靱化に係る各種施策事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できる、また、関係府省庁所管の交付金・補助金の優先配分を受けることができる。
- ③地域の持続的な成長を促す
強靱化の取組により地域が災害に強くなることは、住民や民間事業者にとっても有益となる。

<市民のメリット>

- ①防災、減災に対する見える化
- ②リスクシナリオに対する脆弱性、回避するための取組の見える化
- ③現状値、改善評価の見える化
- ④SDGs 取組に対する見える化



(別紙) プログラムごとの脆弱性評価結果



1 大規模自然災害が発生した時でも、人命の保護が最大限図られる。

1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

<被害想定>【地震】(第4次地震被害想定レベル2)

建物全壊：約 83,000 棟 (うち地震動：約 40,000 棟)

人的被害：死者数 約 15,100 人 (うち建物倒壊：約 1,400 人)

(1) 住宅・建築物の耐震化と空き家対策の推進 (都市局)

- 住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建物の所有者が、地震による建物倒壊と火災の発生は、自分と地域に多大な悪影響を及ぼす問題であると捉え、耐震化に対する意識を高めていくことが必要である。
- 第2次静岡市耐震改修促進計画(計画期間：平成27年度～令和2年度)の中で、住宅と特定建築物の耐震化率を、令和2年度末までに95%にする目標を定めている。
- 第3次静岡市耐震改修促進計画(計画期間：令和3年度から令和7年度)の中で、住宅と特定建築物の耐震化が概ね完了するよう推進していく。
- 平成30年度末時点での住宅の耐震化率は、92.9%となっており、全国的に見ても高い数値を示し、一定の進捗は見られるが、引き続き耐震化の普及啓発活動を継続するなど、耐震化促進のための取組が必要である。
- 適切な管理が行われていない空家等については、防災上の観点からも課題となる場合があるため、平成29年度末に静岡市空家等対策計画(計画期間：平成29年度～令和4年度)を策定し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施している。

【取組内容】

- ・住宅・建築物耐震改修事業
- ・ブロック塀耐震改修事業
- ・住宅・建築物アスベスト改修事業

(2) 多くの市民が利用する大規模な建築物の耐震化の促進 (都市局)

- 市立の小中学校及び高等学校の耐震化率は建築基準法で定められた基準を上回る文部科学省補助基準で100%となっているが、さらに割り増しをした市基準の耐震化率についても100%を目指し、今後も耐震対策を推進する必要がある。
- 多くの市民が利用する大規模な建築物は、大規模地震に対して倒壊せず、利用者の命を守ることはもとより、避難所等の防災拠点としての機能確保のため、耐震対策を推進する必要がある。

【取組内容】

- ・ 公立小中学校校舎耐震補強事業
- ・ 公共建築物の耐震対策の推進
- ・ 住宅・建築物耐震改修事業

(3) 地域における災害対応力の強化 (危機管理総室、都市局)

- 災害から生命や財産を守るためには、行政が市民や地域の活動を支援する「公助」だけでなく、市民自らが主体的に取り組む「自助」、地域住民が互いに手を取り助け合う「共助」が必要であり、地域における災害対応力の強化が必要となる。
- 感震ブレーカーの設置については、市民から補助制度の問合せ等があり、在宅生活継続の実現性をより高める必要がある。静岡市では、特に木造住宅への感震ブレーカー普及の促進を図っている。

【取組内容】

- ・ 感震ブレーカー設置事業

(4) 消防施設・設備の充実と地域消防力の強化 (都市局、消防局)

- 大規模災害の発生に備え、地域防災力を強化するため、消防施設・設備の充実や延焼防止機能を備えた土地区画整理事業等の社会資本整備の推進が求められている。
- 耐震性防火用貯水槽等を計画的に整備する必要があり、令和元年度末時点で1,170基整備済み、令和4年度末までに1,180基整備予定である。
- 消防団施設について、著しい老朽化や耐震性の劣る消防団施設がある事から、耐震化や建替え等が必要となる。平成30年度末時点の耐震化率は76.1%であることから、令和4年度末時点で80.8%を目標とし、事業推進を図っている。

【取組内容】

- ・ 耐震性防火用貯水槽等の整備
- ・ 高規格救急自動車資器材の更新事業
- ・ 消防団施設の耐震化事業
- ・ 三保土地区画整理事業

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

<被害想定> **【津波】** (第4次地震被害想定レベル2)

津波浸水面積：約 17.7 km²、津波による建物被害：2,500 棟

津波による人的被害：死者数 約 12,600 人

(1) 津波、高潮対策施設及び設備の整備 (危機管理総室) (上下水道局)、(建設局)

- 第4次地震被害想定で推計したレベル1の津波を対象に、施設高が不足している漁港や防潮堤、岸壁等について、津波や高潮を防御できる高さまで嵩上げする対策を進めている。
- 津波避難施設整備計画に基づき19施設は整備済み、津波避難ビル指定を146施設実施したことにより、避難対策の充実・強化を図っている。
- 津波の雨水管路内遡上による上流域の浸水被害等を防止するために吐口ゲート施設及び遠方監視施設の設置を進めている。
- (二) 浜川水門等の耐震化及び嵩上げを進め、地震・津波に対する被害軽減を図っている。

【取組内容】

- ・津波避難ビル追加指定事業
- ・避難誘導標識、誘導灯設置事業
- ・雨水管路吐口ゲート設置事業
- ・海岸保全施設整備事業
- ・駿河湾地区地震・高潮対策河川事業 (浜川)
- ・浜川水門特定構造物改築事業

(2) 漁業従事者や周辺住民の安全確保 (経済局)

- 「津波避難対策緊急事業計画」に基づく避難施設の整備、「駿河湾海岸保全基本計画」に基づく胸壁を設置などにより、漁港区域内や海岸保全区域を高潮等の被害から守る事業について、令和4年度整備完了を目標として事業執行している。

【取組内容】

- ・由比漁港津波避難施設整備事業
- ・海岸保全施設整備事業
- ・用宗漁港陸閘改良事業
- ・漁港施設機能強化事業

1-3 台風、豪雨などによる広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

<被害想定> 【風水害】

- ・死傷者の発生 ・建物、住宅地、農地等への浸水
- ・交通ネットワークの機能停止

(1) 河川及び雨水対策施設等の整備 (建設局) (上下水道局)

- 近年、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に加え、局地的かつ短時間の集

中豪雨等による浸水被害が市内各地で発生しているため、河川・下水道の基幹整備、雨水流出抑制等により浸水被害の早期軽減が肝要である。

- 急速な市街化に伴う環境の変化は、都市の治水機能低下と環境悪化を招いており、河川の整備を積極的に進めていくことが求められている。
- 二級河川巴川は、昭和 30 年代から人口の増大及び市街化の進展に伴い洪水が頻発したことから、流域も含めた治水事業による総合治水対策を推進している。
- 浸水被害の早期軽減に取り組む浸水対策推進プランを策定し、浸水対策地区 41 地区について河川改修事業、雨水幹線・ポンプ場整備事業などにより進捗を図っており、平成 26 年度末時点での進捗率は 39.0%であったが、平成 30 年度末進捗率は、56.1%であり、浸水対策に一定の効果を発現している。

【取組内容】

- ・雨水幹線・ポンプ場整備事業
- ・雨水総合排水計画の更新
- ・安倍川圏域総合流域防災事業（秋山川）
- ・巴川流域貯留浸透施設整備事業
- ・浜川広域河川改修事業・安倍川圏域総合流域防災事業（秋山川）
- ・安倍川直轄河川改修促進事業
- ・巴川麻機遊水地総合治水対策緊急河川促進事業
- ・陸閘開閉操作訓練

（2）洪水ハザードマップの周知とマイタイムラインの啓発（危機管理総室）

- 災害時のタイムライン（時系列の行動計画）の作成について、市民へ必要性の啓発を実施し、市民や地域の防災・減災意識の向上を図っている。

【取組内容】

- ・市民によるマイタイムライン作成の必要性啓発

（3）農業用排水施設等の整備・補強（経済局）

- 河川堤防に設置されている遊休化した樋管等の取水施設は、大雨等の異常気象時に堤防決壊の原因となりかねないため、遊休施設を撤去し、災害を未然に防止していく。

【取組内容】

- ・団体営ため池等整備事業

（4）地下街等の都市型水害等の対策（危機管理総室、建設局、都市局）

- 都市部における集中豪雨等による災害は、広域的な市街地の浸水、準地下街等の地下空間の浸水、停電や電話の通信不調などのライフライン機能の低下、鉄道の不通や道路交通規制等による交通機能の混乱等、様々な分野で広範な被害を発生させ、都市機能のまひ状態を引き起こすため、都市型水害対

策を図る必要がある。

- 地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する必要がある。

【取組内容】

- ・「地下道に係る避難確保及び浸水防止計画」の周知、体制強化等
- ・「静岡市地下道等の設置に関する指導要綱」に基づく排水設備設置指導

1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

<被害想定> 【土砂災害】

- ・死傷者の発生 ・建物の倒壊、農地・森林の荒廃
- ・市内の土砂災害危険箇所（令和2年3月31日現在）：

土砂災害危険箇所数 3,092 箇所、土砂災害警戒区域指定数：3,009 箇所

(1) 土砂災害防止に向けた国、県との協議と市民への土砂災害警戒区域の周知（建設局、都市局）

- 地すべり防止施設、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備は、同時多発的に発生する土砂災害に対して有効であるため着実に進めていく必要がある。
- 清水区由比地区においては、国道1号、東名高速道路、JR東海道本線といった東西の重要交通網が集中していることから、大規模自然災害に対する安全度の向上が早期に図られるよう国土交通省に働きかけ、引き続き事業推進の体制を構築していく必要がある。
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（がけ地の行為の制限、がけ下建物の建て替えの制限、工事の実施等）は静岡県が実施しており、静岡市としては、指定促進するための測量・地元要望とりまとめを行うとともに、早期に対策が図られるよう静岡県に働きかけ、引き続き事業推進の体制を構築していく必要がある。
- 施設整備には予算と時間がかかることから、土砂災害の恐れのある区域について、地域住民への危険箇所の周知、警戒避難体制の整備など土砂災害から生命を守るための行動を促すソフト対策に努める必要がある。
- 急傾斜地崩壊危険箇所は2,039箇所、そのうち、保全人家5戸以上で高さ5m以上の採択可能箇所数は654箇所、令和4年度までに、急傾斜地崩壊対策施設306箇所（整備率46.9%）を指標とし事業推進に取り組んでいく。令和元年度末現在で、303箇所が概成（整備率46.3%）であり、一定の効果発現が期待できる。

【取組内容】

- ・土砂災害等防止対策事業
- ・急傾斜地崩壊対策事業の促進
- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定箇所の周知・見直し
- ・がけ地近接危険住宅移転事業
- ・由比地区直轄地すべり対策事業の促進

(2) 林地崩壊と山地災害の発生を防ぐ (経済局、環境局)

- 本市は、急峻な地形、脆弱な地質に存立していることに加え、集中豪雨の際には、山崩れが発生する危険性を有している。
- 本市の治山累計施設数は 1,000 か所以上あり、森林の維持、造成等を通じて、水源の涵養、山地災害の防止や被害の減少等を図っている。
- 太陽光発電所を山地に設置する場合などには、山林の脆弱性が高まる恐れがあることから、本市は太陽光発電設備適正導入ガイドラインを作成し、防災・安全面の配慮等、設置にあたって事業者が配慮すべき事項を内外に示している。

【取組内容】

- ・林地荒廃防止施設整備事業
- ・森林法に基づく林地開発許可制度
- ・太陽光発電設備適正導入ガイドラインの運用

1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生

<被害想定> **【地震・津波】** (第4次地震被害想定)

津波浸水面積：約 17.7 km²、津波による建物被害：2,500 棟

津波による人的被害：死者数 約 12,600 人

(1) 防災関連情報の伝達手段の多様化 (危機管理総室・保健福祉長寿局)

- 同報無線のデジタル化への移行が必要となる中で、同報無線のあり方に関する調査検討を進めるとともに、防災情報の市民への伝達手段を多様化していく必要がある。
- 情報弱者と称される高齢世帯などは、スマートフォンやパソコンによる防災情報の収集が困難である人が多いため、国や市が発する緊急情報を瞬時に伝える「緊急情報防災ラジオ」を再販売し、高齢世帯などが、屋内にいても身の危険を察知し、早急な避難行動をとることができる環境づくりに取り組んでいる。
- 市民が必要とする防災情報を一元化し、正確かつ迅速な情報発信を行うため

のポータルサイトの構築が必要である。

【取組内容】

- ・緊急情報防災ラジオの再販売
- ・同報無線デジタル化整備事業
- ・(仮称) 防災情報ポータルサイト構築事業
- ・災害情報一斉 FAX 送信事業

(2) 地域の自主防災組織や小中学校、外国人の防災意識の向上 (危機管理総室、上下水道局)

- 自主防災組織による地域防災訓練の実施率は、100%であるのに対し、中・高生の参加率は84%となっており、将来を担う防災に係る人材育成、自助・共助の意識向上を図る必要がある。
- 外国人や女性の視点を取り入れた地域での防災体制づくり強化の必要があり、外国人を対象とした防災意識啓発セミナー実施の必要がある。
- 児童生徒が災害への意識を高めたり、地域防災の一翼を担うことができる力を身に付けたりするために、防災アドバイザー派遣事業を実施し、防災教育の充実を図っている。
- 説明会や出前講座を通じてハザードマップを活用してもらうことで、市民の防災意識の向上を図る必要がある。

【取組内容】

- ・自主防災組織による地域防災訓練の実施
- ・沿岸部市立小中学校津波避難教育事業
- ・外国人向け防災意識啓発セミナーの実施
- ・小中学校への防災アドバイザー派遣事業
- ・内水ハザードマップの作成・公表
- ・洪水ハザードマップの作成と地域住民への説明会の開催

(別紙) プログラムごとの脆弱性評価結果



2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の停止

<被害想定> 【地震・津波】(第4次地震被害想定レベル2)

- ・物資の不足 1～3日目の計：給水約 0トン、食料約0万食
4～7日目の計：給水約 36,640トン、食料約130万食
- ・上水道の断水率(直後) : 98% 復旧5週間程度

物資供給体制の整備 (危機管理総室・上下水道局)

- 約100万食の非常食を備蓄しており、期限に応じて毎年更新している。
- 市内の食品業者やドラッグストアなどと食料提供の協定を締結し、市の備蓄食料の補完を民間事業者に委ねている。
- 南海トラフ巨大地震を想定し、発災直後の応急対策についての的確に対応するため、物資受入拠点を開設・運営するとともに、国プッシュ型及び協定市からの支援の受け入れに関する地震防災訓練を実施している。
- 食料の備蓄や災害協定の締結、物資受入訓練の実施など、大規模災害時の物資供給の体制が整備されているが、さらに、訓練等を通じて物資受入の際の課題を検証するとともに、市の受援計画の実効性を確保するための取組を行うべきである。

【取組内容】

- ・市の緊急物資備蓄の促進
- ・耐震性貯水槽整備事業、非常用飲料水袋の更新
- ・民間事業者との協力協定の締結

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<被害想定>

建物倒壊、地盤の液状化、延焼火災発生、沿岸部では大津波が襲来、中山間地では山・がけ崩れが発生し、孤立集落が発生した。

孤立地域における救難支援体制 (消防局、経済局)

- 大規模災害時等における道路途絶時、迅速な救援支援を可能とするための体制を整えるとともに、迅速、的確に市民を守るため、ヘリコプターの誘導訓練等を実施している。
- ヘリコプターが活動できる割合として100%を維持できるよう防災体制の強化に取り組んでいる。

○国道、県道、市道の防災・震災対策を推進するとともに、県と連携して山間地における治山対策を行うとともに、迂回路となる農道や林道の整備、維持を行い、避難路や代替輸送路の確保に繋がる取組を促進する必要がある。

【取組内容】

- ・ヘリコプターを利用した消防体制の強化
- ・ヘリコプター誘導訓練
- ・孤立予想集落対策の促進（通信手段の確保）
- ・林道整備の推進

2-3 消防・警察・自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<被害想定> 【地震・津波】

- ・自力脱出困難者数（地震動）：約 8,300 人
- ・要救助者数（津波）：約 8,100 人

常備消防と消防団の体制強化（消防局）

- 大規模地震発生時等、他県からの緊急消防援助隊を受援した際、適時適切な情報提供をすることで情報の共有化と被害軽減を図るためのシステムデータの更新を計画的に行う必要があり、毎年、年 2 回更新を継続実施する。
- 大規模災害に係る被害の軽減を図るため、宿営可能な屋内施設を有する進出拠点指定し、他県からの応援部隊の野営等に係る負担を軽減、消防活動に専念できる体制を取っているが、平成 30 年末時点 5 箇所であった拠点を、令和 4 年度末までに 6 箇所にすることを目標とし、より一層の体制強化を図る。
- 地域防災力向上のため、消防団員を毎年、前年度比 10 人増員を目標としており、令和 2 年 4 月 1 日時点の 2,385 人から、令和 4 年度末までに、2,415 人まで増員するよう、入団促進事業を継続実施する。

【取組内容】

- ・消防活動支援情報 ICT 化促進事業
- ・緊急消防援助隊進出拠点の確保
- ・消防団員の確保
- ・消防車等整備事業

| |
|--|
| 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 |
| <p><被害想定> 【地震・津波】（第4次地震被害想定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力の停電率（直後）：89%、（1週間後）：葵区8%、駿河区9%、清水区17% ・上水道の断水率（直後）：98% 復旧5週間程度 |
| 救急・医療活動における電力供給体制の確保（保健福祉長寿局・消防局） |
| <p>○災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置が必要となる。令和元年時点で、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機で3日程度の燃料を確保している災害拠点病院が3拠点整備されている。</p> <p>○輸送路途絶等により、消防ヘリコプターの活動不可とならないよう、災害から3日程度の活動に必要な航空燃料を備蓄し、計画的な入れ替え（航空燃料の保管期間6ヵ月）により有事に備える体制を確保している。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院の自家発電装置 ・消防ヘリコプター維持管理事業 |

| |
|---|
| 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足 |
| <p><被害想定> 【地震】（第4次地震被害想定）</p> <p>（観光・出張客）約3万1千人</p> |
| 緊急物資備蓄の促進、帰宅困難者への情報提供（危機管理総室、上下水道局） |
| <p>○大規模自然災害発生時、交通機関や観光施設、事業所等においては、その施設や事業所内に利用者等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の貯蓄の周知、促進を図る必要がある。</p> <p>○市の緊急物資の備蓄は、平成30年末時点で食料（約100万食）を備蓄しており、期限に応じて毎年更新している。食糧の更新を継続していくとともに、民間事業者との救援物資供給に関する協定を締結するなど、体制強化を図る。</p> <p>○帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、道の駅や民間事業者と締結した協定に基づき、迅速に提供を行う体制の強化を図る。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資備蓄の促進 ・民間事業者との協力協定による体制強化 |

2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

<被害想定>【地震・津波】(第4次地震被害想定レベル2)

医療対応不足数：入院 約 5,700 人、外来： 約 6,900 人

日常受療困難者：入院 約 1,900 人、外来： 約 16,000 人

医療救護体制の整備 (保健福祉長寿局)

- 大規模災害時を想定し、救護所、救護病院等の医療救護施設の整備、医療救護本部体制の整備を図ってきているが、医療救護本部の体制強化や救護所資機材の充実を図る必要がある。
- 地域防災訓練等に合わせて救護所訓練を実施しており、平成30年度末はNPOと協働でトリアージ訓練等の参加者が約1,000人であったが、医療従事者を含め訓練参加者数として、令和4年度末までには1,200人参加する訓練となるよう、体制の強化を図る。
- 平成27年に医薬品・医療機器などの更新計画を見直し、継続した更新作業を行い続けることで医療機能の麻痺を防いでいく。
- 災害時に医薬品等の提供(費用弁償)を受けるため、ドラッグストアと協定を締結しており、年間3件の訓練を実施しつ続けることで、地区支部や自主防災組織との連携や、ドラッグストアへの周知を図り、医療救護体制の強化を図る。

【取組内容】

- ・大規模災害を想定した医療救護訓練の実施
- ・救護所などで利用する医薬品・医療機器などの更新及び再滅菌事業
- ・医薬品調達訓練実施事業

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

<被害想定>【地震・津波】(第4次地震被害想定)、【風水害】、【土砂災害】等の自然災害の被災前後の時期において、感染症などの複合災害の可能性がある。

- ・(自然災害に加えて)インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の集団感染、ノロウイルス等の感染性胃腸炎のまん延、食中毒等の発生可能性がある

(1) 感染症に対する対策・平時からの予防措置 (危機管理総室、保健福祉長寿局、環境局)

- 新型コロナウイルス感染症など感染症蔓延可能性がある非常事態時であっても、地震、台風等により避難所を開設しなければならない状況は発生する。災害、リスクが重複した最悪の場合を想定したマニュアル、体制作りが必要となる。

- 防疫装備品取得計画に基づく防疫装備品等の整備は完了しているが、随時、見直し等を行い、被災時に対応できる体制を整える必要がある。
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の促進・周知を図る必要がある。
- 被災時に必要となった調査、検査にあたり、迅速かつ正確な検査結果を提供するため、公衆衛生検査機器を計画的に整備する必要がある。

【取組内容】

- ・避難所開設時における感染症防止対策の検討、対策
- ・予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種促進・周知
- ・環境保健研究所機器整備事業（公衆衛生検査機器整備事業）

2-8 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態

<被害想定> **【地震・津波】**（第4次地震被害想定）（地震：基本ケース，津波：ケース①）
 ・避難所避難者数（1週間後）：約18万人

（1）公共建築物、住宅の耐震化（都市局）

- 大規模地震災害に対して、市民の命を守り、防災機能を高め、復旧を早期実現するため、公共建築物の構造及び非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。平成30年度末時点で公共建築物の市基準耐震化率は96%であり、耐震化率100%を目指し事業を推進する必要がある。
 また、公共建築物の特定天井対策実施件数は、平成30年度末時点で、16室（特定天井対策が必要な施設は残り8室）であり、すべての対象施設で対策完了となるよう事業を推進する必要がある。
- 公共建築物は、災害時における避難所としての機能確保のため、適切な維持管理をする必要がある。
- 避難所を利用しなければならない人を減らすために、住宅の耐震化を推進する必要がある。

【取組内容】

- ・公共建築物の耐震対策の推進
 （構造耐震対策、非構造部材耐震対策（特定天井対策））
- ・公共建築物保全事業
- ・住宅・建築物耐震改修事業

（2）避難所の開設・運営に関する体制強化（危機管理総室、保健福祉長寿局）

- 避難所へのポータブル発電機の設置など機能の充実・強化や、迅速な避難所運営体制のためのマニュアル見直し、人員確保について体制強化が必要とな

る。地域防災リーダーを育成するための各種研修として、毎年約 650 人参加、知識・技術の習得の機会を提供しており、今後も、引き続き継続することで体制の強化を図る。

○既存の福祉避難所と情報伝達訓練を実施するとともに、ホテル、旅館等の福祉避難所への活用等を検討し、福祉避難所の運営等の拡充を図る。

○新型コロナウイルス感染症等への対応として、避難所入口にて体温検査を実施し、陽性の疑いのある避難者と一般避難者を適確に隔離すること、ソーシャルディスタンスとして避難者間で適切な距離を保てる避難所運営を行うことだけでなく、マスク配備や手洗いうがいの徹底など避難所生活に関する内容を盛り込んだマニュアルの整備、実践できるための配備、訓練等を行う必要がある。

【取組内容】

- ・地域防災リーダー育成事業
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応・体制強化、整備

（3）避難所として使用する施設の機能強化（教育局）

○避難所として使用する施設においては、適切な維持管理に加え、高齢者や障害のある人も使用しやすい環境整備が望ましい。避難所としては主に学校の体育館の使用が想定されるが、施設全体として環境を改善し、緊急時に利用できるようにするため、校舎トイレリフレッシュ事業の一層の推進を図り、校舎内トイレの洋式化率の向上を目指す。

【取組内容】

- ・学校施設アセットマネジメント推進事業
- ・小中学校基幹設備等改修工事
- ・小中学校校舎トイレリフレッシュ事業

2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

<被害想定> 【地震・津波】（第4次地震被害想定）【風水害】、【土砂災害】

- ・国道1号バイパス（国直轄事業）由比西倉沢周辺の地すべりによる交通不能
- ・国道1号（国直轄事業）由比・興津周辺の地震・台風等に起因する越波による通行止め
- ・駿河区、清水区沿岸部では、津波浸水による交通不能：国道149号、国道150号
- ・本市の指定する緊急輸送ルート of 交通不能

（1）緊急輸送路等の整備と耐震化の促進（建設局、都市局、経済局）

○救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確保するため、安全で信頼性の高い高規格幹線道路である新東名高速道路、中

部横断自動車道、幹線道路である国道1号静岡バイパス等の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、道路橋の耐震対策や道路のり面・盛土等の対策を推進する必要がある。

- 国道1号の富士由比バイパスと静岡バイパスの区間（由比・興津地区）は、近年の台風による越波で通行止めとなったことから、安定的な緊急輸送路の確保のため、台風等（強風・高波・高潮）における越波に対して、越波飛散対策が必要である。
- 被災後の広域支援や緊急救命、物資搬送の基盤となる強い道路ネットワークの確立に向け、平成30年度末時点ICアクセス道路の整備率32.8%を、令和4年度末までに100%にする目標を定め、整備を実施している。
- 本市が指定する緊急輸送ルートに沿道に位置する昭和56年5月31日以前に着工された建築物のうち、建築物の高さが、敷地の接する道路の中心から建築物までの距離（道路幅員が12メートル以下のときは、道路境界線から建築物までの距離+6メートル）を超える建築物を対象とした沿道建築物の耐震化を実施している。
- 道路橋の耐震対策は、阪神淡路大震災以降、緊急輸送道路の古い道路橋を中心に対策を実施してきたが、地震時の道路ネットワークの更なる強靱化として計画を見直し、緊急輸送道路を補完する路線や孤立集落に接続する路線、地震時の被害が大きいと考えられる橋脚を有する橋や落橋しやすい形状の橋を優先的に対策している。平成30年度までに126橋の対策が完了しており、耐震性能を満たしていない道路橋の耐震化として、優先度の高い103橋について、令和12年度末までに対策完了を目標とし、令和4年度までに10橋の完了を目指している。
- 緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、沿線の土砂崩れ対策等が必要で優先度の高い箇所について、平成30年度末時点16箇所対策完了、令和4年度末までに30箇所対策完了とする目標を定め、整備を実施している。
- 国道、県道、市道の防災・震災対策を推進するとともに、県と連携して山間地における治山対策を行うとともに、迂回路となる農道や林道の整備、維持を行い、避難路や代替輸送路の確保に繋がる取組を促進する必要がある。

【取組内容】

- ・緊急輸送路等整備事業（道路事業・街路事業）
- ・沿道建築物耐震化事業
- ・道路橋の耐震化事業
- ・道路構造物・施設の長寿命化対策事業
- ・緊急輸送路等における無電柱化

- ・緊急輸送路上における道路のり面対策事業
- ・林道整備の推進

(2) 高規格道路の整備促進 (建設局)

- 南海トラフ巨大地震が危惧される本市においては、災害時の広域的な救急活動や災害対応を可能にするため、強靱な高規格道路ネットワークの構築が求められている。
- 本市の東西交通を支える国道1号は、静清バイパス清水平面区間や現道長沼交差点での慢性的な渋滞、興津・由比地区の災害時の脆弱性が弱点であり、ヒト・モノの安定的な輸送に問題を抱えている。
- 安定と安心の道路ネットワーク構築を目標に、慢性的な渋滞解消、災害時の交通確保を図るため、国と連携した整備促進、早期事業着手を目指している。

【取組内容】

- ・国道1号静清バイパス整備促進事業
- ・中部横断自動車道整備促進事業
- ・静岡鉄道高架化調査検討事業
- ・静岡南北道路調査検討事業
- ・重要物流道路及び補完路整備事業
- ・スマートIC設置調査検討事業

(別紙) プログラムごとの脆弱性評価結果



3 大規模自然災害発生直後から必要な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<被害想定> 【地震・津波】(第4次地震被害想定レベル2)

- ・清水庁舎等災害対応拠点施設が甚大な被害を受ける可能性あり
- ・幹部職員死傷による指揮機能低下、市職員死傷による災害事務機能混乱の可能性あり
- ・交通機能麻痺による人員確保が困難となる可能性がある

(1) 静岡庁舎新館の対策 (危機管理総室)

- 大規模自然災害が発生した際に、市の災害対策本部が設置される静岡庁舎新館は、1987年に建設され33年が経過しているが、経年相当の設備の老朽化が見られる。
- 基幹系システムや庁内ネットワークのサーバーについては、データセンターに設置し、データのバックアップを定期的実施しているが、今後は、市の基幹システムのバックアップデータを遠隔地に保管し、市の基幹システムが罹災の際に、バックアップデータにて代替運用できるような体制の構築が必要である。

【取組内容】

- ・静岡庁舎新館の設備のリニューアル
- ・ICTのBCP実効性確保

(2) 清水区本部の施設の維持管理 (危機管理総室)

- 大規模自然災害が発生し、現清水庁舎の機能が停止した場合や、勤務時間外に静岡県に津波警報・大津波警報が発表された場合、現清水消防署内が、清水区本部としての拠点となる。
- 防災拠点としての機能を強化するため、今後は、テレビ会議システムの整備を検討するとともに、防災通信機器、事務機などの事務機器を設置し、清水区本部としての環境整備を行う必要がある。

【取組内容】

- ・現清水消防署内における防災拠点機能強化、環境整備

(3) 消防施設の機能強化 (消防局)

- 消防施設において経年変化による機能低下が懸念されること、被災により消防総合情報システム機器に不具合が生じた場合、市民からの119番の受付や出動車両に対する指令など通信機能が停止してしまう恐れがある。このため、保守点検による適切な維持管理を行うとともに、万一、システムが使用できなくなった場合でも、業務の継続と消防業務の機能維持について対策を講じる必要がある。

【取組内容】

- ・消防署構造保全工事
- ・消防総合情報システム機器保守点検業務
- ・消防用無線設備等保守点検業務

(4) 災害発生時の避難場所となる観光施設、文化施設などの改修（教育局、子ども未来局、市民局、観光交流文化局）

- 災害発生時の避難場所となる、学校やこども園、生涯学習施設など、災害の状況及び規模に応じて開設、適切に運営が可能となる施設状態、状況の確保が不可欠となる。
- アセットマネジメントによる個別施設計画に基づき、老朽化した各施設を計画的に大規模改修（屋根防水、外壁・内装・電灯・衛生・空調設備改修等）する必要がある。
- 各施設において、適切な維持管理と維持補修を継続的に実施していく必要がある。

【取組内容】

- ・文化財施設及び文化振興関連施設の改修及び維持管理事業
- ・スポーツ施設の改修及び維持管理事業
- ・観光施設の改修及び維持管理事業
- ・生涯学習施設の改修及び維持管理業務

3-2 津波等の被災による現清水庁舎の機能の停止

<被害想定> **【地震・津波】**（第4次地震被害想定レベル2）

- ・現清水庁舎が津波により甚大な被害を受ける可能性がある
- ・現清水庁舎が地震により即時の災害対応困難、通常業務再開遅延の可能性がある

新清水庁舎の建設（企画局）

- 現清水庁舎は、旧清水市役所として建設されたもので、1983年に完成し37年が経過している。
- 2011年に発生した東日本大震災を受け、庁舎としての業務の継続、耐震性能などについて調査及び検討を行った結果、
 - ①津波により地下にある電気設備等に被害を受け、庁舎としての業務継続に支障が生じる恐れがある。
 - ②耐震性能がランクⅡであり、想定される大地震に対し、倒壊する危険性は低いものの、かなりの被害を受けることが想定され、即時の災害対応・応急復旧ができなくなるほか、罹災証明書の発行、通常業務の再開も遅れる。

といった可能性があることが判明した。

- JR 清水駅東口公園に建設予定の新清水庁舎は、耐震性能の目標を高く設定し、免震構造等安全性に優れた構造の建物とする。
- ピロティ形式を採用し、災害時の活動拠点室や非常用電源設備などの重要な設備を想定される津波に対して安全な高さに配置することから、災害発生時の防災拠点としての機能が確保される。

【取組内容】（令和2年7月末時点）

- ・被災により現清水庁舎が機能停止に陥らないための対策

※新清水庁舎建設（事務手続きの一時停止中）

(別紙) プログラムごとの脆弱性評価結果



4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<被害想定>【地震・津波】(第4次地震被害想定レベル2)

・電力の停電率(直後):89%、(1週間後):葵区8%、駿河区9%、清水区17%

電力途絶に対する自家発電装置の設置、ICT-BCP(危機管理総室)

○平成30年9月の北海道胆振東部地震に発生したブラックアウト(全域停電)、令和元年台風第15号において発生した長期商用電源不通の事態に陥った際、自家発電装置が重要となる。しかしながら、設置場所、設置費用に関する問題、発電可能時間が限定される問題、燃料提供が停滞した場合など最悪の事態も想定した、減災・防災対策の強化が必要となる。

【取組内容】

- ・静岡市地域防災計画に基づく体制強化
- ・自家発電装置の設置、適切な維持管理
- ・主要機器のCVCF電源接続及び各サーバへのUPS設置
- ・市基幹システムのバックアップデータの遠隔地保管

4-2 高齢者等の情報獲得手段が限られていることによる情報伝達の不備

<被害想定>【地震・津波】(第4次地震被害想定レベル2)

・建物被害、停電、通信機能障害等により情報機器、テレビ、電話、パソコン等が使用できない事態が発生する

高齢者等への防災情報の伝達(危機管理総室・保健福祉長寿局)

- 防災情報や避難情報など市民の生命と財産を守るための重要な情報が伝わりにくい、高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者が一定数存在している。
- 地域住民のつながりが希薄化する中で、自治会や自主防災組織からの情報伝達も難しくなりつつある。
- 外国人は、言語や生活習慣などの違いにより、防災に関する情報や災害時における緊急情報、避難情報等が理解できず、的確な避難行動がとれない可能性がある。
- 市から各地域に提供する避難行動要支援者に係る名簿が、必ずしも有効に活用されていない事例がある。

【取組内容】

- ・同報無線デジタル化整備事業
- ・緊急情報防災ラジオ販売事業
- ・防災情報ポータルサイトの開設
- ・災害多言語支援センター設置事業
- ・避難行動要支援者避難支援制度の推進事業
- ・災害情報一斉 FAX 送信事業

(別紙) プログラムごとの脆弱性評価結果



5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による経済活動の停滞

<被害想定>【地震・津波】（第4次地震被害想定レベル2）

- ・従業員の被災、企業設備の被害、ライフラインの停止や道路等の交通網の寸断、サプライチェーンの断絶等により生産力が低下する（静岡県の間接的経済被害は約6.8兆円）

事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進（経済局）

○地震防災応急計画について、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく策定の義務がある事業所でも、未策定となっている事業者に対して、策定促進を行う必要がある。

○大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画について、普及啓発や、BCP策定を指導する人材の養成を図り、策定を促進する必要がある。

【取組内容】

- ・事業者等における事業継続計画（BCP）策定促進
- ・事業者等の事業継続に係る推進

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

<被害想定>【地震】（第4次地震被害想定レベル2）

- ・従業員の被災、企業設備の被害、ライフラインの停止や道路等の交通網の寸断、サプライチェーンの断絶等により生産力が低下する（静岡県の間接的経済被害は約6.8兆円）

電力途絶に対する自家発電装置の設置、ICT-BCP計画（危機管理総室）

○平成30年9月の北海道胆振東部地震に発生したブラックアウト（全域停電）、令和元年台風第15号において発生した長期商用電源不通の事態に陥った際、自家発電装置が重要となる。しかしながら、設置場所、設置費用に関する問題、発電可能時間が限定される問題、燃料提供が停滞した場合など最悪の事態も想定した、減災・防災対策の強化が必要となる。

【取組内容】

- ・静岡市地域防災計画に基づく体制強化
- ・自家発電装置の設置、適切な維持管理

- ・主要機器のC V C F 電源接続及び各サーバへのU P S 設置
- ・市基幹システムのバックアップデータの遠隔地保管

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

<被害想定> 【地震・津波】（第4次地震被害想定レベル2）、【風水害】

- ・製造業が集積する海岸平野部では、地震の揺れや津波などによる被害を受ける可能性がある。
- ・建物、農地等の水没、交通ネットワークの機能停止

（1）事業者への災害対策に係る注意喚起等（環境局）

- 台風の接近等により災害の発生が予測できる際には、化管法の届出対象事業場に対し、化学物質（油類含む）の漏洩事故等の未然防止対策に万全を期すよう注意喚起を行う。また、事故が発生した際には、迅速に情報共有ができるように連携強化を図る。
- 被災時に必要となった調査、検査にあたり、迅速かつ正確な検査結果を提供するため、環境分析機器を計画的に整備する必要がある。

【取組内容】

- ・事業者への災害対策に係る注意喚起業務
- ・環境保健研究所機器整備事業（環境分析機器整備事業）

（2）消防施設の整備（消防局）

- 大規模火災、爆発等に備え、消防施設・設備の充実を図る必要があるが、現状の消防施設、消防車両の管理並びに泡消火薬剤の適正な保有を継続維持し、有事に対応する。

【取組内容】

- ・消防施設の維持管理、整備・更新

5-4 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止

<被害想定> 【地震・津波】（第4次地震被害想定）【風水害】、【土砂災害】

- ・国道1号バイパス（国直轄事業）由比西倉沢周辺の地すべりによる交通不能
- ・国道1号（国直轄事業）由比・興津周辺の地震・台風等に起因する越波による通行止め
- ・駿河区、清水区沿岸部では、津波浸水による交通不能：国道149号、国道150号
- ・本市の指定する緊急輸送ルートでの交通不能

（1）緊急輸送路等の整備と耐震化の促進（建設局）※再掲

- 救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確認

保するため、安全で信頼性の高い高規格幹線道路である新東名高速道路、中部横断自動車道、幹線道路である国道1号、静岡バイパス等の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、道路橋の耐震対策や斜面・盛土等の対策を推進する必要がある。

- 国道1号の富士由比バイパスと静岡バイパスの区間（由比・興津地区）は、近年の台風による越波で通行止めとなったことから、安定的な緊急輸送路の確保のため、台風等（強風・高波・高潮）における越波に対して、越波飛散対策が必要である。
- 被災後の広域支援や緊急救命、物資搬送の基盤となる強い道路ネットワークの確立に向け、平成30年度末時点ICアクセス道路の整備率32.8%を、令和4年度末までに100%にする目標を定め、整備を実施している。
- 道路橋の耐震対策は、阪神淡路大震災以降、緊急輸送道路の古い道路橋を中心に対策を実施してきたが、地震時の道路ネットワークの更なる強靱化として計画を見直し、緊急輸送道路を補完する路線や孤立集落に接続する路線、地震時の被害が大きいと考えられる橋脚を有する橋や落橋しやすい形状の橋を優先的に対策している。平成30年度までに126橋の対策が完了しており、耐震性能を満たしていない道路橋の耐震化として、優先度の高い103橋について、令和12年度末までに対策完了を目標とし、令和4年度までに10橋の完了を目指している。
- 緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、沿線の土砂崩れ対策等が必要で優先度の高い箇所について、平成30年度末時点16箇所対策完了、令和4年度末までに30箇所対策完了とする目標を定め、整備を実施している。

【取組内容】

- ・緊急輸送路等整備事業（道路事業・街路事業）
- ・沿道建築物耐震化事業
- ・道路橋の耐震化事業
- ・道路構造物・施設の長寿命化対策事業
- ・緊急輸送路等における無電柱化
- ・緊急輸送路上における道路のり面対策事業

（2）高規格道路の整備促進（建設局）※再掲

- 南海トラフ巨大地震が危惧される本市においては、災害時の広域的な救急活動や災害対応を可能にするため、強靱な高規格道路ネットワークの構築が求められている。
- 本市の東西交通を支える国道1号は、静岡バイパス清水平面区間や現道長沼交差点での慢性的な渋滞、興津・由比地区の災害時の脆弱性が弱点であ

り、ヒト・モノの安定的な輸送に問題を抱えている。
○安定と安心の道路ネットワーク構築を目標に、慢性的な渋滞解消、災害時の交通確保を図るため、国と連携した整備促進、早期事業着手を目指している。

【取組内容】

- ・ 国道 1 号静岡バイパス整備促進事業
- ・ 中部横断自動車道整備促進事業
- ・ 静岡鉄道高架化調査検討事業
- ・ 静岡南北道路調査検討事業
- ・ 重要物流道路及び補完路整備事業
- ・ スマート IC 設置調査検討事業

(3) 静岡ヘリポートの運営及び維持管理 (都市局)

○緊急輸送路、緊急輸送避難路及び孤立予想集落につながる道路等の途絶に備えて、緊急輸送や救援活動をするための空路の確保や、ヘリコプターによる防災活動が円滑に行われるように、静岡ヘリポートの運営及び維持管理を実施する。

【取組内容】

- ・ 静岡ヘリポートの運営及び維持管理

5-5 食料等の安定供給の停滞

<被害想定> **【地震・津波】** (第4次地震被害想定)

流通関連施設の被災、ライフライン機能支障及び交通機能支障に伴う流通機能低下により、食料等の購入が困難となる。

輸送体制の確立、強化 (危機管理総室、企画局、財政局)

○救援物資の受入れ体制について、策定している広域受援計画に基づき訓練等を通じて定期的な検証を行う必要がある。
○災害時における応急対策従事者とともに、緊急物資の輸送を円滑に処理するための輸送体制確立、拡充を行うとともに、協議や情報交換等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直す等、連携体制の強化を図る必要がある。

【取組内容】

- ・ 緊急物資輸送体制強化
- ・ 広域受援体制の強化
- ・ 緊急物資の輸送計画に基づく迅速かつ円滑な供給

5-6 観光業、商業、農業、漁業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞

<被害想定> 【地震・津波】（第4次地震被害想定レベル2）、【風水害】

本市の文化財損壊等被害、観光客減少や、商業・農業・漁業のあらゆる産業において事業継続困難、再開目途が経たない、廃業などによる産業への甚大な被害、停滞が生じる可能性がある

観光施設、商業・農業・漁業施設の事業継続体制強化（危機管理総室、観光交流文化局、経済局）

- 観光業、商工業、農林水産業等の地域産業への被害拡大と停滞を防ぐため、地域産業の継続に必要な体制整備が求められる。
- 「歴史文化のまち」の形成、構成する文化財、観光地、観光施設の保存、継続維持、早期復興のための事業継続計画等の策定や、適切な維持管理を継続する。
- 被災時における事業継続、事業再開について、各産業従事者と行政、民間が一体となり対応、体制、支援内容等について、被災前から準備、検討、想定をしておく必要がある。
- 各施設において、ソフト対策としての事業継続計画策定、ハード対策としての施設耐震化等を進める。

【取組内容】

- ・事業継続計画（BCP）策定、体制強化
- ・民間事業者からの助言、支援に基づく施設管理
- ・用宗漁港耐震化事業

(別紙) プログラムごとの脆弱性評価結果



- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最小限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

<被害想定> 【地震・津波】（第4次地震被害想定レベル2）

- ・電力の停電率（直後）：89% 復旧1週間程度
- ・都市ガス供給停止率：復旧4週間程度
- ・LP ガス機能支障率（直後）：葵区58%、駿河区59%、清水区57%

静岡市エネルギー地産地消事業等による電源確保、取組啓発（環境局）

○地球温暖化対策の推進、防災機能の拡充、地域経済の活性化、さらには市役所における電力調達コストの削減を図るため、自治体として国内初となる電力売買の一括契約と民間投資によるバーチャルパワープラントを組み合わせた「エネルギーの地産地消事業」を進めている。現在、蓄電池は、静岡市内の小中学校80校に設置、災害時には避難所となる体育館に電気を供給し、情報機器の電源を確保する。

※「バーチャルパワープラント」：高度なエネルギーマネジメント技術により、再生可能エネルギー設備や複数の小規模な蓄電池等を活用し、電力供給をコントロールすることによって、あたかも1つの発電所のように制御すること。

○市内の電気消費量に対する再生可能エネルギーの構成割合は平成30年度末で23.4%であり、市民が身近に新エネルギーに触れる機会を提供し、新エネルギーの啓発を図る必要がある。「静岡市次世代エネルギーパーク」には、希少動物保護と地球環境問題について学べる日本平動物園のほか、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの関連施設があるため、小学生等の若年層に向けたPRを実施していく。

※「次世代エネルギーパーク」：再生可能エネルギーをはじめとした次世代エネルギーに実際に触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進を図り、学ぶことができる施設の総称。

○地球温暖化対策や防災対策、産業振興の観点から、地域特性を踏まえ水素エネルギーを活用したまちづくり「静岡型水素タウン」の実現に向け普及啓発活動の充実させていく。

【取組内容】

- ・静岡市エネルギーの地産地消事業
- ・次世代エネルギーパーク関連施設管理運営事業
- ・静岡市水素タウン促進事業

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

<被害想定>【地震・津波】(第4次地震被害想定レベル2)

- ・上水道の断水率(直後): 98% 復旧5週間程度

(1) 水道管路・水道施設の耐震化 (上下水道局)

- 本市の配水池の耐震化率は、全国平均値及び類似団体平均値を大きく下回っていることから、震災に対するリスクを早急に軽減していく必要がある。
- 水源から浄水場までを結ぶ導水管、浄水場から配水池まで水を送る送水管、家庭等まで水を送る口径300ミリを超える配水管などの重要な水道管のうち耐震対策が施されている割合を示す、本市の基幹管路の耐震管率は、全国平均値は上回っているものの類似団体平均値を下回っていることから、震災に対するリスクを今後も軽減していく必要がある。

【取組内容】

- ・上水道施設耐震化事業

(2) 老朽化した水道管の解消 (上下水道局)

- アセットマネジメント手法を用いた、新たな更新時期の基準となる「想定使用年数」では、本市の水道管の平均寿命(水道管の更新を必要とする年数)は約83年である。
- 本市の水道管総延長2,600kmのうち、想定使用年数を超過し老朽化した水道管が現在約200kmあり、この水道管を12年後には全て更新し、想定使用年数を超過した水道管の解消を目指す。
- 本市の水道管総延長約2,600kmを平均83年で更新するための目標として、毎年の水道管(管路)更新率を1.2%(毎年の更新延長を31km)と設定し、更新を加速していくこととする。なお、水道管(管路)更新率について、平成31年度から3年間は、段階的に更新率を上げていく期間とする。

【取組内容】

- ・上水道施設更新事業

(3) 災害時活動拠点の整備 (上下水道局)

- 災害時に給水を可能な限り確保するため、市民に水を配る給水拠点の整備を進める必要がある。

【取組内容】

- ・耐震性貯水槽整備事業
- ・非常用飲料水袋の更新事業

6-3 汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止

<被害想定>【地震・津波】(第4次地震被害想定レベル2)

- ・下水道機能支障率(直後):69%、(1か月後):9%

(1) 汚水処理計画の策定 (上下水道局・環境局・経済局)

- 汚水処理施設は、トイレや台所・風呂等から出た生活排水を処理するためのもので、本市では地域の実情に応じた整備手法(公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽)を選択し、整備を進めている。
- 各種汚水処理施設の整備が効率的かつ適正に進み、市民の生活環境が向上するとともに、河川など公共用水域の水質の保全を図るため、公共下水道や合併処理浄化槽の整備を効率的かつ適正に推進するための実施計画である「静岡市汚水処理計画」を策定した。

(2) 汚水処理機能の強化 (上下水道局)

- 災害時における汚水処理機能確保のためには、浄化センター、ポンプ場、下水管などの耐震・耐津波・耐水対策及び輸送ルート確保のための緊急輸送路下の管の耐震対策が必要であるとともに、老朽化した下水道施設の改築も必要である。
- 下水道事業継続に必要な計画・マニュアルを整備し、職員や関係団体への研修・訓練により、一層の定着が必要である

(3) 避難所などのトイレ対策の検討 (危機管理総室・環境局・経済局)

- 本市は、避難所などのトイレ対策として、仮設トイレから発生するし尿等の収集運搬業務を、一般財団法人静岡市環境公社等に委託する災害協定を締結している。
- 災害時には、静岡市災害廃棄物処理計画に基づいて応急措置を円滑に実施する必要がある。
- 農業集落排水処理施設の適切な運営に努めながら、継続的な機能確保を行う必要がある。

【取組内容】※(1)～(3)

- ・下水道事業継続計画(BCP)の充実と災害対応訓練の実施
- ・下水道施設耐震・耐津波対策事業
- ・下水道管の耐震化事業
- ・下水道管及び施設の改築事業
- ・浄化槽設置費補助金
- ・災害時における浄化槽等被害状況調査事業
- ・し尿処理施設の維持管理

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

<被害想定>【地震・津波】(第4次地震被害想定)【風水害】、【土砂災害】

- ・ 中山間地域では、土砂災害等により多くの区間で道路交通分断
- ・ 駿河区、清水区沿岸部では、津波浸水、高潮、漂流物により周辺一帯の通行不可

(1) 緊急輸送路などの整備・耐震対策 (都市局・建設局)

- 広域的な陸路の断絶による中山間地域などの孤立を防ぐため、緊急輸送機能や社会経済活動が確保されるよう、広域的な幹線道路のネットワーク化を促進する必要がある。
- 道路交通の寸断を防止し、緊急車両の通行や円滑な避難が確保されるよう、無電中化を推進するとともに、道路などに面する建築物やブロック塀などの耐震対策、落下物対策、土砂災害防止施設等の整備を推進する。

【取組内容】

- ・ 道路橋耐震化事業
- ・ 緊急輸送路等における無電柱化
- ・ 緊急輸送路上における道路のり面対策事業

(2) 災害時の迂回路となる農道、林道等の整備・改良・維持管理 (経済局・市民局)

- 山間地などにおいて、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策などを進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。
- 林道の整備は、森林のもつ公益的機能が高度に発揮されるように、切土・盛土のバランスに留意し、発生土の抑制や構造物の新工法を採用するなど、コスト縮減にも留意して事業を行っている。
- 井川地域における井川湖対岸交通として、井川湖渡船により地域分断時の迂回路として活用する。

【取組内容】

- ・ 林地荒廃防止施設整備事業
- ・ 林道整備事業
- ・ 井川湖渡船船舶及び待合所更改事業

(3) 道路啓開体制の整備 (建設局)

- 緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、国や県、関係機関との連携により、装備資機材の充実、情報収集・共有を行うために必要となる体制を構築する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震等広域的な大災害に対し、救助・救援、緊急物資輸送など、被災者に直結した活動が迅速に行えるよう、広域支援ルート～末端の避難所等へのアクセスルートの確保が求められる。

○広域的な緊急輸送路確保を目的に国土交通省中部地方整備局が主体となり、「静岡県中部地域における道路啓開行動計画 中部版くしの歯作戦」が策定されていることから、本市においても市内緊急輸送路の迅速な確保に向け、関係機関と調整・連携が不可欠である。

【取組内容】

- ・静岡県中部地域道路啓開検討会との連携、情報共有
- ・中部地方幹線道路協議会道路管理防災・震災対策検分科会との連携、情報共有
- ・道路啓開に関する周知、防災訓練等

(4) 効率的な地域交通ネットワークの形成 (都市局)

○本市は、人口減少・少子高齢化社会に対応する持続可能な都市経営を図るため、「集約連携型都市構造（コンパクトシティ＋ネットワーク）」を将来都市像と掲げ「静岡市立地適正化計画」や「静岡市地域公共交通網形成計画」を策定し、都市のコンパクト化と公共交通網の再編を連携して進めている。

○市を東西に走る鉄道をお茶の葉の主脈に、鉄道に接続する幹線バス路線を側脈に見立て、鉄道バスの利用圏域外や移動の目的に応じ、機動性の高いタクシーが全体を補う「お茶っ葉型」の地域公共交通網の形成を目指している。

○コンパクトなまちづくりの実現に向けては、公共交通のサービス水準を維持する必要があるため、交通事業者同士の役割、連携を明確にした組織体制の構築を目指している。

【取組内容】

- ・バス路線維持対策事業、自主運行バス運行事業
- ・静岡型 MaaS 基幹事業実証プロジェクト推進事業

6-5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

<被害想定> **【地震・津波】**（第4次地震被害想定レベル2）

【(イ) 南海トラフ巨大地震（地震動：基本ケース、津波：ケース①）パターンD】

- ・建設型応急仮設住宅 : 約 14,000 戸
- ・借上げ型応急住宅 : 約 20,000 戸
- ・公営住宅一時使用数 : 約 2,000 戸

応急仮設住宅事業及び市営住宅の建設・改善事業等 (都市局)

○大規模災害により住宅を失った被災者に対して、プレハブ住宅を建設し、一時的に提供する必要があるため、公園やスポーツ広場、学校のグラウンド等の市有地を建設候補地として選定しているが、学校の早期再開の妨げとならないように、市有地の所管課と協議をしながら建設候補地の再検討を進める必要がある。

- 静岡県が民間賃貸住宅を、必要に応じて借上型応急住宅として確保し、県からの委任を受けた静岡市は、借上げに関する事務を行う必要があるが、被災時に迅速な対応を行えるよう、制度理解と事務能力向上に取り組んでいる。
- 老朽化した住棟や設備機器について、静岡市市営住宅長寿命化計画に基づき更新・改修を行い既存ストックの長寿命化を図っている。

【取組内容】

- ・建設型応急仮設住宅事業
- ・借上型応急仮設住宅事業
- ・市営住宅の建設・改善事業
- ・公営住宅等ストック総合改善事業

6-6 被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生

<被害想定> **【地震・津波】**（第4次地震被害想定レベル2）、**【風水害】**

- ・避難所生活が長期化することによる心身の疲労、睡眠不足、ストレス等による体力の低下、罹病、病状の悪化等が発生する
- ・精神的ダメージによる PTSD の症状を訴える人が多く発生する

(1) 災害時における健康支援活動（保健福祉長寿局）

○災害時初動対応後以降、被災者の健康支援、精神的ダメージ緩和等が必要となった場合、被災時健康支援活動マニュアル等により対応を行うことになっているが、研修、訓練等を通じて知識、情報の収集を行うとともに、効率的な事務を行えるようマニュアル等の見直しも検討する。

【取組内容】

- ・災害時の健康支援活動体制の強化
- ・医療従事者等との情報共有、連携強化

(2) 災害ボランティアの受け入れ（市民局）

○難所等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れる必要があるため、静岡市社会福祉協議会等と連携し、研修、訓練等を実施している。

【取組内容】

- ・災害ボランティア体制の強化

(別紙) プログラムごとの脆弱性評価結果



7 制御不能な二次災害を発生させない。

7-1 市街地での大規模火災の発生

<被害想定> 【地震】(第4次地震被害想定レベル2)

建物全壊：約 83,000 棟 (うち地震動：約 40,000 棟)

人的被害：死者数 約 15,100 人 (うち建物倒壊：約 1,400 人)

(1) 住宅などの火災予防の強化 (危機管理総室)

- 大規模災害に伴う可燃物の燃焼機器への接触や、停電時からの通電を起因とする出火の危険性について、広く市民に周知する必要がある。
- マスメディアの活用など多様な情報媒体を通じて、市民に火災予防等に関する情報を提供するとともに、感震ブレーカー設置世帯への助成制度を継続することにより、市街地における大規模火災の発生を防ぐ。

(2) 消防水利の強化 (消防局)

- 耐震性防火用貯水槽等については、未充足地域へ計画的に整備するとともに、地元消防団などの関係機関との協力体制を構築しながら、防火訓練などを継続的に実施していく。
- 地域防災力の向上に必要不可欠である消防団員が年々減少傾向にあり、地域防災力の低下が懸念されている。
- 若い世代の消防団への入団を促進するとともに、大規模訓練などを実施し、常備消防を含めた他機関との連携強化を図る。
- 地域防災の拠点となる消防団庁舎や消防団車両、資機材等を計画的に整備・更新するとともに、防火衣や活動服、安全靴などの装備の充実を図る必要がある。

【取組内容】

- ・感震ブレーカー設置推進事業
- ・防火・準防火地域の指定
- ・消防車両及び資機材管理更新事業

7-2 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

<被害想定> 【地震・津波】(第4次地震被害想定) 【風水害】、【土砂災害】

- ・国道1号BP(国直轄事業)由比西倉沢周辺の地すべりによる交通不能
- ・駿河区、清水区沿岸部では、津波浸水による交通不能：国道149号、国道150号
- ・建築物の倒壊による歩行者や施設利用者の人的被害、交通不能

(1) 沿道建築物の耐震化 (都市局)

- 沿道の建築物等が倒壊した場合には、道路の寸断及び交通渋滞が発生する。また、緊急輸送ルート沿いの建築物（沿道建築物）については、補強計画、補強工事の補助を実施し、耐震化を推進していく必要がある。
- 特に緊急輸送ルート沿いの建物所有者に対して、耐震化の意義を伝えるとともに補助制度の周知を図り、耐震化を推進していく必要がある。
- ブロック塀等の撤去・改善により、ブロック塀等の倒壊・転倒による災害や幅が狭い道路の道路閉塞を防ぐとともに、災害時の避難経路・救護・消防活動の場の確保のため狭あい道路の拡幅を推進していく必要がある。

【取組内容】

- ・ブロック塀耐震改修事業
- ・狭あい道路整備等促進事業
- ・沿道建築物耐震化事業

(2) 緊急輸送路等の整備と耐震化の促進 (建設局)

- 救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確認するため、緊急輸送路等の道路整備等の対策を推進する必要がある。

【取組内容】

- ・緊急輸送路等整備事業（道路事業・街路事業）
- ・緊急輸送路を補完する路線の整備（道路事業・街路事業）
- ・静岡鉄道高架化調査検討事業

7-3 ダム、河川、水路、ため池等の損壊、機能不全による二次災害の発生

<被害想定> **【地震】**（第4次地震被害想定レベル2）、**【風水害】**

- ・死傷者の発生
- ・建物、農地、森林の荒廃

ため池施設及び河川施設の改修 (経済局・建設局)

- 農業用ため池の耐震調査、ハザードマップ作成等の対策を実施するとともに、老朽化し損傷している、ため池の改修を行うことで、災害を未然に防止することを図る。
- 地震及び台風などの風水害時における浸水被害軽減のため、流下能力が不足している河川について、護岸の改修等を行う。

【取組内容】

- ・団体営ため池等整備事業
- ・巴川流域貯留浸透施設整備事業

| |
|--|
| 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| <p><被害想定>【地震】(第4次地震被害想定レベル2)、【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死傷者の発生 ・建物、農地、森林の荒廃 |
| <p>農地・森林等の維持管理及び秩序ある開発(経済局、環境局・都市局)</p> <p>○山林、竹林等の荒廃を防ぎ、山林、竹林の有する多面的機能を発揮するために、地域コミュニティ等との連携による森林整備・保全活動や環境教育が必要となる。本市では、里山保全団体と連携し、放任竹林を整備し、里山環境の保全再生を図っている。</p> <p>○持続可能かつ適切な森林管理を実施する一方、無秩序かつ不適切な開発による弊害、被災時の二次災害を防ぐため、開発許可制度等による行政指導を実施している。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放任竹林対策事業 ・開発許可制度等による行政指導 |

| |
|---|
| 7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響 |
| <p><被害想定>【地震・津波】(第4次地震被害想定)、【風水害・感染症】</p> <p>比較的軽い被害など支障がない状態であっても、出所不明情報等が拡散し、風評被害による経済的影響を受けることが考えられる</p> |
| <p>正確かつ迅速な情報発信方法(危機管理総室、観光交流文化局)</p> <p>○災害発生時における誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、被害情報収集時に的確な情報を把握し、迅速かつ的確に提供することが必要となる。</p> <p>○災害時には、憶測や無責任な発言等がSNS等により拡散し、混乱をさせる恐れが高いことから、正確な情報収集、発信の手段について周知を図る必要がある。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市HPやSNSの活用による情報提供 ・誘客プロモーション、情報発信 |

(別紙) プログラムごとの脆弱性評価結果



8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定> 【地震・津波・風水害】(第4次地震被害想定レベル2)

- ・津波堆積物をはじめ、大量のがれき類等が発生することが想定される。

計画に基づく処理施設・収集車の適切な管理 (環境局)

- 想定される災害に対する事前の体制整備を中心に、災害廃棄物の円滑な処理を推進するため「静岡市災害廃棄物処理計画」を策定、改定を行っているが、災害廃棄物の仮置場が明確化出来ていない課題もある。早急に候補地選定を進めるとともに、実行力を高めるための各担当の業務マニュアルを作成し、更なる体制強化を図る。
- 災害時においても、市民生活に影響を及ぼさない安定的な運転が可能となるよう、各清掃工場及び最終処分場の計画的な定期点検や、延命化するための計画的な修繕を実施する。
- 大規模災害時のリスク管理の観点から、直営車両を確保するための車両管理を進め、老朽化車両等の適切かつ計画的な更新を図る。

【取組内容】

- ・静岡市災害廃棄物処理計画見直し
- ・円滑な災害廃棄物の処理
- ・ごみ収集車等の整備事業

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材・資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定> 【地震・津波】(第4次地震被害想定レベル2)、【土砂災害】

- ・想定に基づいた配備計画人材・資機材が確保出来ず、復旧・復興に遅れが生じることが考えられる

道路啓開体制強化及び建設業の担い手確保、育成 (建設局)

- 迅速な道路啓開は、救助・救急活動や支援物資の輸送のみならず、復旧・復興にも大きな影響をもたらすことから、国土交通省など広域道路ネットワークを構成する道路管理者や、啓開作業を担当する建設業協会、災害協定締結者との連携を強化しておく必要がある。また、被災時に遅延、混乱なく迅速

な対応が可能となるよう、防災訓練やマニュアル周知を図るとともに、啓開作業を担う建設業に対する持続的な担い手の確保として、若年層への啓発等に取り組む必要がある。

【取組内容】

- ・道路啓開の適切な対応の促進
- ・建設業の担い手確保、育成

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定> **【地震・津波】**（第4次地震被害想定レベル2）、**【土砂災害】**

- ・人口減少、流出、高齢化及び核家族化などによる地域コミュニティ崩壊が顕著となり、復興が困難となる地域が発生する可能性がある

（1）自助、共助による地域防犯体制の強化（市民局）

○災害時は、他地域から様々な人々が被災地に入り、また、被災家屋では施錠等の防犯対策が十分にできないことなどから、平時以上に防犯体制を強化する必要となる。災害時は対応困難となることが想定されるため、平時において、地域における自主防犯活動、個人で防犯パトロールを実施する市民ボランティア募集などの対策を図り、被災の体制強化を目指す。

【取組内容】

- ・地域防犯活動事業費補助金事業
- ・しずおか防犯パトロール募集事業

（2）復興まちづくり推進に関する周知（都市局）

○円滑な復興を実現するためには、地域住民が災害リスクを理解し、被災後のまちづくりをイメージすることが必要となることから、市民に対し「復興まちづくり」に関する情報提供を積極的に行い、市民意識の醸成を図る。

【取組内容】

- ・復興まちづくり推進事業

8-4 緊急輸送路、鉄道等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定> **【地震・津波】**（第4次地震被害想定）

- ・耐震対策の実施、道路啓開オペレーションによる緊急車両通行確保体制を整えているものの、復旧・復興に大きな支障が生じる可能性がある。
 - ・高速道路の通行可能：緊急通行車両は3日～1か月、一般車両は1か月以上
 - ・新幹線の運転開始：1週間～1か月

(1) 被災時の安全な鉄道輸送確保、復旧体制強化（都市局、建設局）

- 被災時の基幹インフラとして重要な公共交通機関である鉄道施設の耐震化、減災対策、早期復旧体制強化が必要であるとともに、安全な鉄道輸送確保として、老朽化した設備更新を促進していくため、静岡鉄道に対して補助を行っている。
- 本市を通過する J R 東海道新幹線、J R 東海道本線、高速道路など、国土の大動脈となる基幹的交通インフラは、救助・救急活動や支援物資の輸送等の機能を持つとともに、広域・市内道路ネットワークとの連携を担うことから、防災ネットワークとして機能する道路整備、道路管理が求められる。

【取組内容】

- ・ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助事業

(2) 緊急輸送路等の整備と耐震化の促進（建設局、都市局）※再掲

- 救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確保するため、安全で信頼性の高い高規格幹線道路である新東名高速道路、中部横断自動車道、幹線道路である国道 1 号、静岡バイパス等の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、道路橋の耐震対策や斜面・盛土等の対策を推進する必要がある。
- 被災後の広域支援や緊急救命、物資搬送の基盤となる強い道路ネットワークの確立に向け、平成 30 年度末時点 IC アクセス道路の整備率 32.8%を、令和 4 年度末までに 100%にする目標を定め、整備を実施している。
- 道路橋の耐震対策は、阪神淡路大震災以降、緊急輸送道路の古い道路橋を中心に対策を実施してきたが、地震時の道路ネットワークの更なる強靱化として計画を見直し、緊急輸送道路を補完する路線や孤立集落に接続する路線、地震時の被害が大きいと考えられる橋脚を有する橋や落橋しやすい形状の橋を優先的に対策している。平成 30 年度までに 126 橋の対策が完了しており、耐震性能を満たしていない道路橋の耐震化として、優先度の高い 103 橋について、令和 12 年度末までに対策完了を目標とし、令和 4 年度までに 10 橋の完了を目指している。
- 緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、沿線の土砂崩れ対策等が必要で優先度の高い箇所について、平成 30 年度末時点 16 箇所対策完了、令和 4 年度末までに 30 箇所対策完了とする目標を定め、整備を実施している。

【取組内容】

- ・ 緊急輸送路等整備事業（道路事業・街路事業）
- ・ 沿道建築物耐震化事業
- ・ 道路橋の耐震化事業

- ・道路構造物・施設の長寿命化対策事業
- ・緊急輸送路等における無電柱化
- ・緊急輸送路上における道路のり面対策事業

(3) 高規格道路の整備促進 (建設局) ※再掲

- 南海トラフ巨大地震が危惧される本市においては、災害時の広域的な救急活動や災害対応を可能にするため、強靱な高規格道路ネットワークの構築が求められている。
- 本市の東西交通を支える国道一号は、静清バイパス清水平面区間や現道長沼交差点での慢性的な渋滞、興津・由比地区の災害時の脆弱性が弱点であり、ヒト・モノの安定的な輸送に問題を抱えている。
- 安定と安心の道路ネットワーク構築を目標に、慢性的な渋滞解消、災害時の交通確保を図るため、国と連携した整備促進、早期事業着手を目指している。

【取組内容】

- ・国道1号静清バイパス整備促進事業
- ・中部横断自動車道整備促進事業
- ・静岡鉄道高架化調査検討事業
- ・静岡南北道路調査検討事業
- ・重要物流道路及び補完路整備事業
- ・スマートIC設置調査検討事業

8-5 広域、長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定> **【津波】** (第4次地震被害想定レベル2)、**【風水害】**

- ・津波浸水面積：駿河区 3.9 km²、清水区 13.8 km²

河川改修事業及び河川構造物耐震・津波対策事業 (建設局)

- 第4次地震被害想定による地震津波に対して、既存インフラの整備効果が発揮できるよう、適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化を行うとともに、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。
- 浸水被害軽減のため、流下能力が不足している河川について、護岸の改修等を行うとともに、広域河川の整備により、流域の治水安全度の強化を図っている。

○(二) 浜川水門等の耐震化及び嵩上げを進め、地震・津波に対する被害軽減を図るとともに、(二) 浜川水門及びポンプ施設・樋門・樋管等の河川構造物の長寿命化を進め、維持管理費の低減及び平準化を図る。

【取組内容】

- ・雨水幹線・ポンプ場整備事業
- ・雨水総合排水計画の更新
- ・巴川流域貯留浸透施設整備事業
- ・浜川広域河川改修事業・安倍川圏域総合流域防災事業（秋山川）
- ・駿河湾地区地震・高潮対策河川事業（浜川）
- ・浜川水門特定構造物改築事業

8-6 被災者の住居や職の確保ができず、生活再建が大幅に遅れる事態

<被害想定> **【地震・津波】**（第4次地震被害想定レベル2）

【(イ) 南海トラフ巨大地震（地震動：基本ケース、津波：ケース①）パターンD】

- ・建設型応急仮設住宅：約14,000戸
- ・借上げ型応急住宅：約20,000戸
- ・公営住宅一時使用数：約2,000戸
- ・事業所の被災、勤務者・求人需要の減少、観光客の減少等により事業の継続が困難となり、従来どおりの雇用の継続に支障をきたす

(1) 罹災者調査原票作成・罹災証明発行（財政局）

○大規模災害発生後、市民の生活再建にあたって、被害（罹災）の程度が被災者生活再建支援策の基準となることから、迅速かつ正確な罹災証明書発行が必要となる。このため、被害認定調査、罹災者調査原票作成のため、更なる調査員確保、調査手法の簡素化、システム導入による管理等を進め、調査棟数100,000棟、罹災証明書発行枚数1,100枚/日（3カ月程度）を執行できる体制の強化を進める。

【取組内容】

- ・被災家屋の被害認定調査、災害罹災者調査原票作成
- ・罹災証明発行業務

(2) 都市復興基本計画策定行動指針事業（都市局）

○静岡市として都市全体の復興ビジョンに基づいた社会基盤再建構想を明確にしなければ、各個人の生活再建の検討が行えないことから、都市復興基本計画の速やかな策定が必要となる。このため、最新のハザード情報を反映し、より実行性の高い、具体的な策定行動指針に修正・改定を行うとともに、復興に関わる市職員等に周知していく。

【取組内容】

- ・都市復興基本計画策定行動指針事業

8-7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化的衰退・喪失

<被害想定>【地震・津波】(第4次地震被害想定)

- ・指定文化財(有形): 269件
- ・指定文化財(無形): 14件
- ・ユネスコ世界の記憶: 1件
- ・世界文化遺産富士山構成資産: 1件
- ・国登録有形文化財: 37件
- ・静岡市地域登録文化財: 14件

(1) 有形文化財の防災対策 (観光交流文化局)

○建造物などの有形文化財の被害防止・軽減を図るため、建造物の耐震化、防火対策や美術・工芸品などの有形文化財の転倒防止などの防災対策を図る必要がある。

【取組内容】

- ・市保有の文化財施設等の整備・維持管理
- ・文化財所有者が実施する防災対策や保存修理事業への助成

(2) 無形文化財の継承対策 (観光交流文化局)

○民俗芸能などの無形文化財について、担い手の被災や地域コミュニティの縮小、崩壊により休止した場合、それを再開するために記録を作成する必要がある。

【取組内容】

- ・映像記録や調査記録の作成

(3) 被災文化財の情報収集体制の構築 (観光交流文化局)

○災害発生時に被災文化財を迅速に救済するため、被害情報を早期に収集する体制を構築する必要がある。

【取組内容】

- ・民間団体等との連携による被害情報の収集体制の構築

8-8 境界情報の消失、事業用地の確保・遅延等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

<被害想定>【地震・津波】(第4次地震被害想定)

・大規模災害時に土地の境界の復元が迅速に行えず、用地処理問題が支障となり復興が進まない

土地の境界情報の明確化に向けた地籍調査 (建設局)

○被災地の復興を迅速かつ計画的に進めるため、大規模災害発生後に土地の境界の復元が迅速に行えるようにするため、境界に関する情報を明確にする地籍調査の促進を図る。

○復旧・復興事業の着手にあたり、土地の境界の現地復元の迅速化・効率化を図るため、筆界点の座標値など境界に関する情報を明確にする地籍調査の促

進を図る必要がある。

【取組内容】

- 地籍調査事業
- 幹線道路用地先行調査及び街区単位の一筆地調査による地籍図及び地籍簿の整備

9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

9-1 人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態

<被害想定> 【地震・津波】(第4次地震被害想定レベル2)、【土砂災害】

- ・人口減少、流出、高齢化及び核家族化などによる地域コミュニティ崩壊が顕著となり、地域防災力の低下を招く可能性がある

地域防災力の低下防止及び避難支援体制強化 (危機管理総室、保健福祉長寿局)

- 地域防災力低下への対策のため、地域における防災人材を養成し、地域防災の柱となる人材育成推進が必要となる。
- 災害時の避難支援等を行うため、個人情報提供について同意を得た市民の情報を名簿、台帳により自主防災組織等に提供しているが、今後、さらに活用しやすいものとするため、地域の意見を聴く等により改善に向けた検討を進めている。

【取組内容】

- ・避難行動要支援者避難支援制度の推進

静岡県国土強靱化地域計画【概要版】

1) 策定背景 (第1章 P1~3)

① 国土強靱化地域計画とは

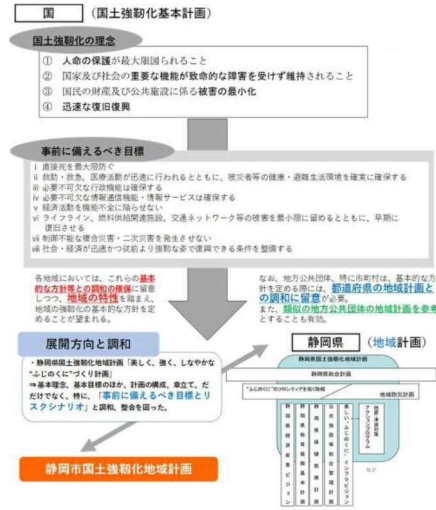
大規模自然災害などに備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、**強靱な国づくりと地域づくりを推進する計画**。

過去の大災害を教訓に、甚大な被害発生と長期間かけて復旧・復興を図る「事後対策」の繰り返しを避け、最悪の事態を念頭に、**平時から備えを行うための計画**

② 基本法の制定

平成25年12月11日に「**強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法**」が公布・施行され、国は、国土強靱化の基本方針や国が本来果たすべき役割を踏まえ、**国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画**(以下「**国土強靱化基本計画**」という。)を、平成26年6月に閣議決定し、国土強靱化基本計画の変更について平成30年12月に閣議決定している。

③ 国土強靱化基本計画と地域計画



4) 計画概要(第1章~第3章、P1、9、14、15ほか)

① 静岡県国土強靱化地域計画の特徴

本市では、昭和49年に発生した「**七夕豪雨**」により浸水、土砂崩れなど市内全域で甚大な被害に見舞われ、また、昭和51年に**東海地震**が発表されてから、様々な災害対策を推進してきました。しかしながら、近年、**自然災害の頻発化・激甚化**により、従来の施策強化や、事業の早期進捗、新たな対策等が不可欠となりました。このため、大規模自然災害等の様々な危機について、想定される最悪の事態を回避する必要があります。人命を守り、社会経済への被害が致命的にならないようにする「**強さ**」と、被災から迅速に回復する「**しなやかさ**」を備えた「**強くてしなやかな静岡**」の実現のため、静岡県国土強靱化地域計画を令和2年11月に策定しました。策定にあたっては、**新型コロナウイルス感染症対策**や**SDGs**を意識した記載、**取組指標の見える化**など、本市独自内容を盛り込みました。

② 基本理念

本市では、国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据え、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と、それに備える様々な事業を実施することにより、「**強くてしなやかな静岡**」実現を理念とし、「**安全・安心をみんなで創る、強くしなやかで持続可能なまち**」を目指すものとする。

③ 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を果たすこと

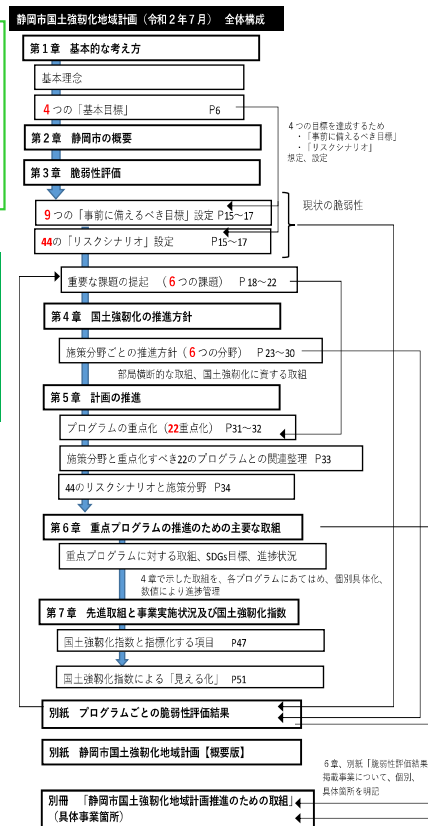
④ 脆弱性評価

4つの基本目標を達成するため、「**事前に備えるべき目標**」とその妨げとなるものとして「**リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)**」を想定・設定し、リスクシナリオごとに本市の防災・減災、その他迅速な復旧・復興等に資する施策を整理して、リスクを避けるための施策の有無や偏り、その進捗状況等を総合的かつ客観的に評価することによって課題を洗い出す。

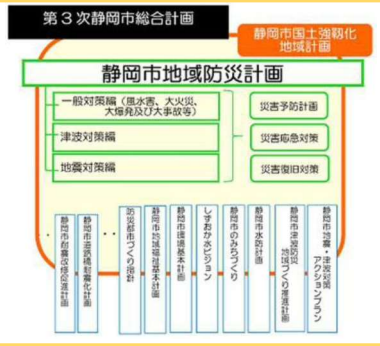
⑤ 対象とする災害

自然災害の中で、本市地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「**南海トラフ巨大地震**」における**地震・津波**を中心に、**台風・豪雨**等による**風水害、土砂災害**等を含めた**大規模自然災害**を対象とする。

⑥ 全体構成

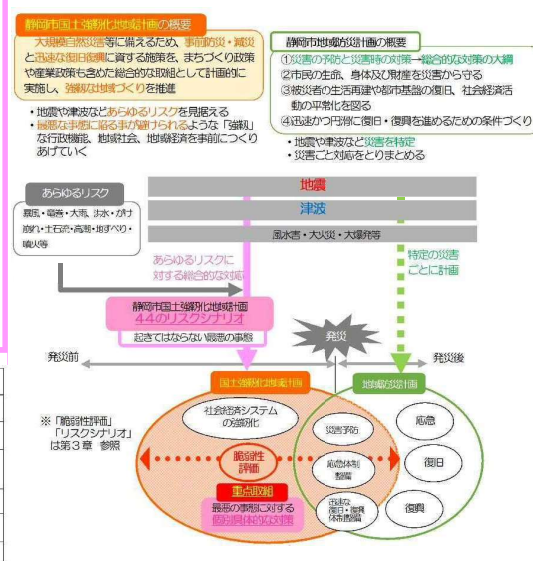


2) 計画の位置付け (第1章 P4)



| | 国土強靱化地域計画 | 地域防災計画 |
|----------|--|----------------------|
| 検討アプローチ | 地域で想定される自然災害全般(複数災害の複発発生考慮) | 災害の種類ごと |
| 主な対象フェーズ | 発災前~復興(全体) | 発災前・発災時・発災後 |
| 編成方針 | 防災に対する総合的な「プログラム」(目標を達成するための施策群)の方針、目標を定めた個別具体的な実行計画 | 主要災害の対応策(具体、詳細施策の選定) |
| 施策の策定方法 | 脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策 | - |
| 対策の推進方法 | 脆弱性の推進方法、数値目標による強靱な推進体制 | - |
| 重点取組 | ○ | - |

3) 静岡県地域防災計画との関係・相違 (第1章 P5)



5) 計画の推進

★ SDGs 開発目標取込
(第6章 P36~)



◎ 9つの事前に備えるべき目標
(第3章 P16,17) ▲ 44のリスクシナリオ

6つの重要な課題に基づき優先順位の高い
2.2のリスクシナリオ(第5章 P32)
重点的に取り組む(着色シナリオ)

6つの施策分野
横断的、複数組合せ
(第4章 P23~)
主な該当分野

- 6つの重要な課題 (第3章 P18~)
- (1) 地震・津波対策アクションプログラム等に基づいた人命優先の取組
 - (2) 基幹的交通ネットワークを確保する
 - (3) 災害発生時においても、防災拠点などの行政機能や情報通信手段などを確実に確保する
 - (4) 生活・経済活動への影響等を最小化するための機能を確保する
 - (5) 二次災害を防ぎ迅速な再建・復興を図る
 - (6) -1「自助」「公助」「共助」を適切に組み合わせる
 - (6)-2 国、県、近隣市町、民間事業者と密に連携していく
 - (6)-3 防災・減災のリーダーの人材を育成する



| 事前に備えるべき目標【9目標】 | 起きてはならない最悪の事態【44 リスクシナリオ】 | 重要な課題【6つ】 | | | | | | | | | 主な対応施策 | |
|--|--|-------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----------------------------|-------------------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 6 | 6 | | | |
| 1 大規模自然災害が発生した時でも、人命の保護が最大限図られる。 | 1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 | | | | | | ● | | | ● | 公共建築物耐震対策推進事業 | |
| | 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 | | | | | | ● | | | ● | 海岸保全施設整備事業 | |
| | 1-3 台風、豪雨などによる広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生 | | | | | | ● | | | ● | 雨水幹線・ポンプ場整備事業 | |
| | 1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 | | | | | | ● | | | ● | 土砂災害等防止対策事業、区域周知 | |
| | 1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生 | | | | | | ● | | | ● | 自主防災組織による地域防災訓練実施 | |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。 | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の停止 | | | | | | ● | | | ● | 市の緊急物資備蓄の促進 | |
| | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | | | | | | | | | | ヘリコプターを利用した消防体制強化 | |
| | 2-3 消防・警察・自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | | | | | | ● | | | ● | 消防団員の確保 | |
| | 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 | | | | | | | | | | 災害拠点病院の自家発電装置 | |
| | 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足 | | | | | | | | | | 民間事業者との協力協定による体制強化 | |
| | 2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、医療機能の麻痺 | | | | | | ● | | | ● | 大規模災害を想定した医療救護訓練実施 | |
| | 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | | | | | | | | | | 避難所開設時における感染防止対策の検討、対策 | |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。 | 3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | | | | | | ● | | | ● | 清水消防署の一部を清水区本部として利活用 | |
| | 3-2 津波等の被災による現清水庁舎の機能の停止 | | | | | | ● | | | ● | 新清水庁舎建設(R2.7時点:事務手続き一時停止中) | |
| | 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | | | | | | | | | | 市基幹システムのバックアップデータの遠隔地保管 | |
| | 4-2 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要伝達の不備 | | | | | | | | | | 同報無線デジタル化整備、緊急情報防災ラジオ販売 | |
| 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。 | 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による経済活動の停滞 | | | | | | | | | | 事業者等における事業継続計画(BCP)策定促進 | |
| | 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 | | | | | | | | | | 自家発電装置の設置、適切な維持管理 | |
| | 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 | | | | | | | | | | 事業者への災害対策に係る注意喚起 | |
| | 5-4 基幹的交通ネットワーク(陸上・海上)の機能停止 | | | | | | | | | | 中部横断自動車道整備促進事業 | |
| | 5-5 食料等の安定供給の停滞 | | | | | | | | | | 緊急物資の輸送計画に基づく迅速かつ円滑な供給 | |
| | 5-6 観光業、商業、農業、漁業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞 | | | | | | | | | | 民間事業者からの助言、支援に基づく施設管理 | |
| 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最小限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。 | 6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 | | | | | | | | | | 静岡市エネルギーの地産地消事業 | |
| | 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止 | | | | | | | | | | 水道管・水道施設の耐震化、水道管更新 | |
| | 6-3 汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止 | | | | | | | | | | 下水道管の耐震化、下水道施設の耐震・耐津波対策 | |
| | 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態 | | | | | | | | | | 自主運行バス運行事業、バス路線維持対策事業 | |
| | 6-5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化 | | | | | | | | | | 建設型応急仮設住宅事業、借上型応急仮設住宅事業 | |
| | 6-6 被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生 | | | | | | | | | | 災害時の健康支援活動体制の強化 | |
| | 7 制御不能な二次災害を発生させない。 | 7-1 市街地での大規模火災の発生 | | | | | | | | | | 防火・準防火地域の指定 |
| 7-2 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 | | | | | | | | | | | 狭あい道路整備等促進事業 | |
| 7-3 ダム、河川、水路、ため池等の損壊、機能不全による二次災害の発生 | | | | | | | | | | | 団体営ため池等整備事業 | |
| 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | | | | | | | | | | | 放任竹林対策事業 | |
| 7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響 | | | | | | | | | | | 静岡市HPやSNSの活用による情報提供 | |
| 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | | | | | | | 静岡市災害廃棄物処理計画見直し | |
| 8-2 道路開通等の復旧・復興を担う人材・資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | | | | | | | 道路開通の適切な対応促進、建設業の担い手確保、育成 | |
| 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。 | 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | | | | | | 地域防犯活動事業費補助金事業 | |
| | 8-4 緊急輸送路、鉄道等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | | | | | | 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助事業 | |
| | 8-5 広域、長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | | | | | | 巴川流域貯留浸透施設整備事業 | |
| | 8-6 被災者の住居や職の確保ができず、生活再建が大幅に遅れる事態 | | | | | | | | | | 被災家屋の被害認定調査、罹災証明発行業務 | |
| | 8-7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化的衰退・喪失 | | | | | | | | | | 市保有の文化財施設等の整備、維持管理 | |
| | 8-8 境界情報の消失、事業用地の確保・遅延等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | | | | | | | 地籍調査事業 | |
| | 9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり | 9-1 人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態 | | | | | | | | | | 避難行動要支援者避難支援制度の促進 |

静岡市国土強靱化地域計画

令和2年11月30日 策定

令和3年10月18日 改定

危機管理総室